

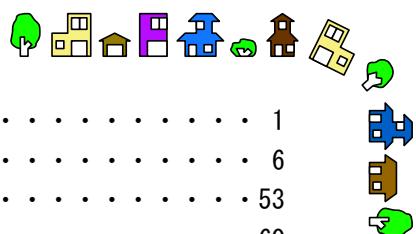
名古屋 市政資料

NO. 179
2013年5月臨時会
6月定例会
(名港議会も含む)

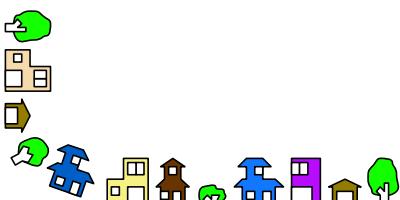
発行
2013年7月31日
日本共産党
名古屋市会議員団

主な内容

1	名古屋市会 5月臨時会（2013年5月16日～17日）	1
2	名古屋市会 6月定例会（2013年6月14日～7月2日）	6
3	名古屋港管理組合議会 6月定例会（2013年6月11日）	53
4	その他	60



井上参院議員が訪問（7月22日）



目次

1	名古屋市5月臨時会（2012年5月16日～17日）	1
(1)	5月臨時会について	1
(2)	議案への態度	1
(3)	議会人事と委員会所属の決定、議席図	2
2	名古屋市6月定例会（2011年6月14日～7月2日）	6
(1)	6月定例会について	6
(2)	議案質疑	7
	◇山口清明議員 国にいいなりに、人勧すら無視する職員の給与引き下げに反対	7
(3)	代表質問	7
	◇田口一登議員 敬老バスは65才から、待機児解消、国保料減免を自動で、天守閣など	10
(4)	個人質問	16
	◇わしの恵子議員 住宅未周知で学校も隣接する地域への巨大パチンコ店を規制せよ	16
	◇岡田ゆき子議員 生活保護制度、市営住宅に高齢者交流スペース、上飯田線にバスを	22
(5)	追加議案質疑	28
	◇山口清明議員 口利き疑惑で視聴の給料半減。議員の関与など全容解明を	28
(6)	補正予算案等の概要	31
(7)	議案に対する反対討論	32
	◇さはしあこ議員 不要、不急なエンターテイメント事業より、暮らし優先に	32
(8)	補正予算等の議案への各会派の態度	34
(9)	請願・陳情について	37
	【請願にたいする賛成討論】	37
	◇岡田ゆき子議員 稼働率も利用者満足度も100%に近いのに松ヶ島を廃止するのか	37
	【請願にたいする各派の態度】	38
	【受付された新規請願・陳情】	43
(10)	意見書・決議	50
3	名古屋港管理組合議会6月定例会（6月11日）	53
	議案質疑／一般質問	53
	◇山口清明議員 副管理者について、国際バルク戦略港湾、名古屋港の防災について	53
4	その他	60
(1)	閉会中の委員会審査の概要	60
(2)	声明・申し入れ	62
(3)	資料	65

5月臨時会について

- ◆ 4月に定例の市長選挙が行われ、革新市政の会の柴田たみおさんが奮闘しましたが、河村市長が再選されました。
- ◆ 市長選挙と同時に南区と守山区で市議補選（各定数1）が行われ、南区では高橋ゆうすけさん、守山区でくれまつ順子さんが善戦健闘しましたが、民主・自民が議席を獲得しました。
- ◆ 5月臨時会は、5月16日と17日に行われ、専決処分をはじめ、副市長、監査委員の選任、議会人事などが行われました。
- ◆ 議案は市長提出の専決処分1件、人事案3（副市長、監査委員2人）の4件と議員提出議案の1件。人事案件は市民犠牲推進の市長を支える副市長を選任するため、議会選出の監査委員は日本共産党を排除した人選のため反対しました。
- ◆ 3月議会閉会以降、減税日本ナゴヤの分裂などが相次ぎ、市長選挙に伴う辞職や補欠選挙の結果、別表のような会派構成となりました。

5月臨時会の日程

月日	時間	内容	
5月16日	11時	本会議	提案説明
		委員会	市税条例の審議・意志決定
		本会議	議案採決 常任委員会・特別委員会の選任
5月17日	14時	本会議	組合議会の議員選任 副市長、監査委員の人事案件採決

会派構成 2013年5月16日現在

日本共産党名古屋市会議員団	5
自由民主党名古屋市会議員団	18
減税日本ナゴヤ	17
公明党名古屋市会議員団	12
民主党名古屋市会議員団	11
新政会	7
既得権打破の会	1
名古屋市民クラブ	1
市民クラブ	1
地方分権改革会	1
無所属クラブ	1

主な議案に対する会派別態度（5月臨時会）

5月臨時会の主な議案と態度（請願に対する態度は既報）

専決処分の議案	各会派の態度										結果	備 考	
	共	自	減	公	民	新	打	名	市	改	ク		
専決処分（市税条例の一部改正）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	地方税法の改正が3月30日に公布、4月1日施行されたことに伴うもの。引用条項の繰り下げ。
特別委員会の設置についての一部改正（議員提出議案）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	特別委員会の名称変更と付議案件の整備。
同意案（副市長の選任）	自民党の要求で無記名投票に。 (賛成43票 反対22票 無効9票)										可決	岩城正光（弁護士）。河村市政の推進役。	
同意案（監査委員選任）	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	議選：中田ちづこ（自民） 自公民だけで相談して決めた人事案。
同意案（監査委員選任）	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	議選：小林祥子（公明） 自公民だけで相談して決めた人事案。

○=賛成 ●=反対 / 共：日本共産党 自：自民党 減：減税日本 公：公明党 民：民主党 新：新政会
打：既得権打破の会 名・名古屋市民クラブ 市：市民クラブ 改：地方分権改革会 ク：無所属クラブ

議会の人事について

- ◆ 2月議会で行われた議長・副議長人事を除いた議会人事、議席の決定、議員の所属委員会の選任などがおこなわれました。
- ◆ 常任委員会や特別委員会の委員長は、各会派の議席数に応じて配分され、日本共産党には、常任委任委員会副委員長1、特別委員会副委員長1となっていますが、質疑を重視する観点から辞退しました。
- ◆ 減税日本は常任委員会・特別委員会の委員長職をすべて辞退しました。
- ◆ 臨時会に先立ち各会派内の役員人事が行われました。

○ 日本共産党名古屋市議団

(団長) わしの 恵子
 (幹事長) 田口 一登
 (政審委員長) 山口 清明
 (会計責任者) 岡田 ゆき子
 (団員) さはし あこ

● 他会派の主な役員

◆自民党 団長・伊神邦彦 幹事長・坂野公壽 政調会長・中里高之 財務委員長・西川ひさし
 ◆減税日本ナゴヤ 団長・園田晴夫 幹事長・中村孝道 政審会長・近藤徳久 財務委員長・田山宏之
 ◆公明党 団長・福田誠治 幹事長・木下優 政審会長・沢田晃一 財務委員長・近藤和博
 ◆民主党 団長・うかい春美 幹事長・服部将也 政審会長・おかどめ繁広 財務委員長・渡辺房一
 ◆新政会 団長・山崎正裕 幹事長・堀田太規 政審会長・玉置真悟 財務委員長・加藤修

* 詳細は市会ホームページを

日本共産党議員の委員会任務は下記の通り

(土木交通委員会と安心安全特別委員会には入っていません)

常任委員会	議員名
総務環境委員会	岡田ゆき子
財政福祉委員会	さはしあこ
教育子ども委員会	わしの恵子
土木交通委員会	—
経済水道委員会	田口一登
都市消防委員会	山口清明

特別委員会	議員名
大都市・行財政制度	田口一登
防災・エネルギー対策	山口清明
産業・歴史文化・観光戦略	さはしあこ
都市活力向上	わしの恵子
公社対策	岡田ゆき子
安心・安全まちづくり	—

その他	議員名
議会運営委員会 (理事)	田口一登
名古屋港管理組合	山口清明
愛知県競馬組合	田口一登
名古屋競輪組合	さはしあこ
愛知県後期高齢者 医療広域連合	わしの恵子

その他の 市の機関	都市計画審議会	山口清明
	町名・町界特別委員会	さはしあこ

議会運営委員会 ((◎: 委員長 ○: 副委員長 △: 理事))

名前	会派	区	名前	会派	区	名前	会派	区
△田口 一登	共	天白	鈴木 孝之	減	天白	小川としゆき	民	守山
浅井 正仁	自	中川	富田ひでとし	減	中村	斎藤まこと	民	千種
成田たかゆき	自	天白	△中村 孝道	減	南	△服部将也	民	北
丹羽ひろし	自	名東	○木下 優	公	中川	加藤 修	新	中村
◎坂野 公壽	自	港	田辺 雄一	公	千種	△堀田 太規	新	天白
大村光子	減	昭和	長谷川由美子	公	北			

会派 共: 日本共産党 自: 自民党 減: 減税日本ナゴヤ
 公: 公明党 民: 民主党 新: 新政会

常任委員会 ◎委員長 ○副委員長

総務環境委員会 (13)			財政福祉委員会 (13)			教育子ども委員会 (12)		
名前	会派	区	名前	会派	区	名前	会派	区
岡田 ゆき子	共産	北	さはし あこ	共産	緑	わしの恵子	共産	西
伊神 邦彦	自民	千種	中里 高之	自民	緑	成田 たかゆき	自民	天白
◎岡本 善博	自民	中川	◎丹羽 ひろし	自民	名東	○松井 よしのり	自民	守山
西川 ひさし	自民	昭和	横井 利明	自民	南	渡辺 義郎	自民	北
金城 ゆたか	減税	瑞穂	○田山 宏之	減税	北	鹿島 としあき	減税	西
黒川 慶一	減税	千種	中村 孝道	減税	南	湯川 栄光	減税	南
近藤 徳久	減税	東	山田 まな	減税	西	小林 祥子	公明	名東
沢田 晃一	公明	西	ばば のりこ	公明	中川	○佐藤 健一	公明	港
三輪 芳裕	公明	天白	福田 誠治	公明	南	おくむら文洋	民主	昭和
○小川 としゆき	民主	守山	○おかどめ繁広	民主	熱田	◎日比 健太郎	民主	名東
加藤 一登	民主	港	斎藤 まこと	民主	千種	山㟢 正裕	新政	中川
○加藤 修	新政	中村	堀田 太規	新政	天白	かたぎりえいこ	市民	熱田
玉置 真悟	新政	千種	山本 久樹	打破	緑			
土木交通委員会 (12)			経済水道委員会 (13)			都市消防委員会 (12)		
名前	会派	区	名前	会派	区	名前	会派	区
◎岩本 たかひろ	自民	緑	田口 一登	共産	天白	山口 清明	共産	港
藤田 和秀	自民	瑞穂	○浅井 正仁	自民	中川	北野 よしはる	自民	守山
堀場 章	自民	西	中川 貴元	自民	東	○斎藤 たかお	自民	中村
○浅井 康正	減税	名東	坂野 公壽	自民	港	中田 ちづこ	自民	中
林 なおき	減税	中川	園田 晴夫	減税	北	○大村 光子	減税	昭和
松山 とよかず	減税	守山	とみぐち潤之輔	減税	守山	鈴木 孝之	減税	天白
木下 優	公明	中川	余語 さやか	減税	緑	富田 ひでとし	減税	中村
○田辺 雄一	公明	千種	○近藤 和博	公明	緑	◎中村 満	公明	中村
久野 浩平	民主	中川	○金庭 宜雄	公明	守山	長谷川由美子	公明	北
服部 将也	民主	北	うかい春美	民主	中村	渡辺 房一	民主	瑞穂
舟橋 猛	新政	名東	橋本 ひろき	民主	南	中村 孝太郎	新政	昭和
荒川 和夫	名市	瑞穂	さいとう実咲	新政	中	うさみいく愛	改革	港
			河合 優	無ク	緑			

共産：日本共産党 自民：自民党 減税：減税日本 公明：公明党 民主：民主党 新政：新政会 打破：既得権打破の会 名市：名古屋市民クラブ 市民：市民クラブ 改革：地方分権改革会 無ク：無所属クラブ

特別委員会

◎委員長 ○副委員長

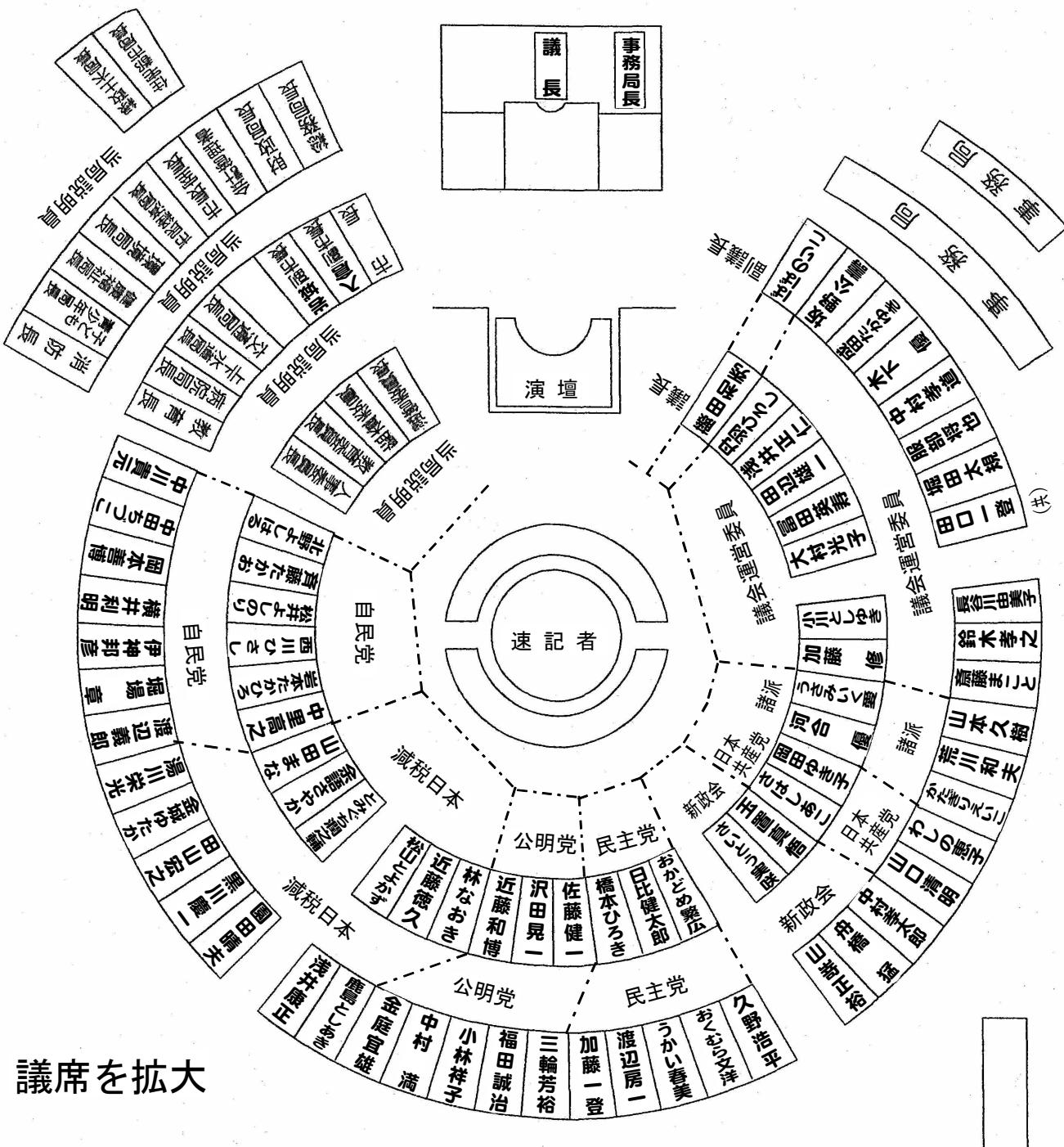
大都市・行財政制度特別委員会(12)			防災・エネルギー対策特別委員会(12)			産業・歴史文化・観光戦略特別委員会(13)		
名前	会派	区	名前	会派	区	名前	会派	区
田口 一登	共産	天白	山口 清明	共産	港	さはし あこ	共産	緑
坂野 公壽	自民	港	○浅井 正仁	自民	中川	中川 貴元	自民	東
藤田 和秀	自民	瑞穂	岡本 善博	自民	中川	成田 たかゆき	自民	天白
○渡辺 義郎	自民	北	丹羽 ひろし	自民	名東	○西川 ひさし	自民	昭和
大村 光子	減税	昭和	金城 ゆたか	減税	瑞穂	鈴木 孝之	減税	天白
○とみぐち潤之輔	減税	守山	湯川 栄光	減税	南	園田 晴夫	減税	北
余語 さやか	減税	緑	木下 優	公明	中川	山田 まな	減税	西
小林 祥子	公明	名東	○長谷川由美子	公明	北	○沢田 晃一	公明	西
金庭 宜雄	公明	守山	うかい春美	民主	中村	ばば のりこ	公明	中川
おくむら文洋	民主	昭和	○加藤 一登	民主	港	日比 健太郎	民主	名東
○橋本 ひろき	民主	南	中村 孝太郎	新政	昭和	○玉置 真悟	新政	千種
堀田 太規	新政	天白	うさみいく愛	改革	港	舟橋 猛	新政	名東
						かたぎりえいこ	市民	熱田
都市活力向上特別委員会(13)			公社対策特別委員会(13)			安心・安全なまちづくり対策特別委員会(12)		
名前	会派	区	名前	会派	区	名前	会派	区
わしの 恵子	共産	西	岡田 ゆき子	共産	北	伊神 邦彦	自民	千種
○岩本 たかひろ	自民	緑	○斎藤 たかお	自民	中村	中田 ちづこ	自民	中
北野 よしはる	自民	守山	中里 高之	自民	緑	○松井 よしのり	自民	守山
横井 利明	自民	南	堀場 章	自民	西	浅井 康正	減税	名東
鹿島 としあき	減税	西	黒川 慶一	減税	千種	中村 孝道	減税	南
田山 宏之	減税	北	近藤 徳久	減税	東	○林 なおき	減税	中川
○松山 とよかず	減税	守山	○富田 ひでとし	減税	中村	近藤 和博	公明	緑
佐藤 健一	公明	港	田辺 雄一	公明	千種	○三輪 芳裕	公明	天白
中村 満	公明	中村	福田 誠治	公明	南	小川 としゆき	民主	守山
○おかどめ繁広	民主	熱田	久野 浩平	民主	中川	服部 将也	民主	北
渡辺 房一	民主	瑞穂	○斎藤 まこと	民主	千種	山寄 正裕	新政	中川
さいとう実咲	新政	中	加藤 修	新政	中村	河合 優	無ク	緑
荒川 和夫	名市	瑞穂	山本 久樹	打破	緑			

会派 共産：日本共産党 自民：自民党 減税：減税日本 公明：公明党 民主：民主党 新政：新政会
 打破：既得権打破の会 名市：名古屋市民クラブ 市民：市民クラブ 改革：地方分権改革会 無ク：無所属クラブ

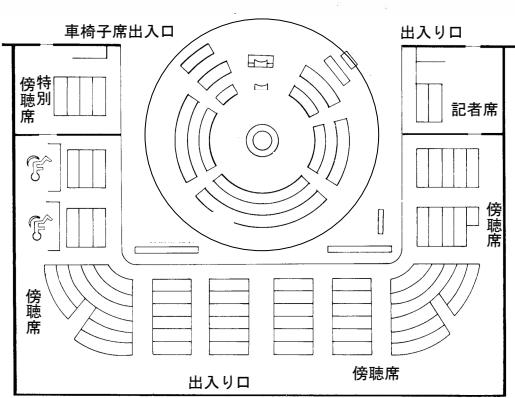
組合議会（名古屋市議会選出分）

愛知県競馬組合議会議員(8)			名古屋競輪組合議会議員(8)			名古屋港管理組合議会議員(15)			愛知県後期高齢者医療広域連合議会議員(9)		
名前	会派	区	名前	会派	区	名前	会派	区	名前	会派	区
田口一登	共	天白	さはし あこ	共	緑	山口 清明	共	港	金庭 宜雄	公	守山
浅井正仁	自	中川	斎藤 たかお	自	中村	中里 高之	自	緑	佐藤 健一	公	港
成田たかゆき	自	天白	西川 ひさし	自	昭和	丹羽 ひろし	自	名東	三輪 芳裕	公	天白
黒川慶一	減	千種	浅井 康正	減	名東	坂野 公壽	自	港	久野 浩平	民	中川
近藤徳久	減	東	鹿島 としあき	減	西	堀場 章	自	西	渡辺 房一	民	瑞穂
長谷川由美子	公	北	近藤 和博	公	緑	園田 晴夫	減	北	加藤 修	新	中村
おかどめ繁広	民	熱田	加藤 一登	民	港	林 なおき	減	中川	舟橋 猛	新	名東
中村孝太郎	新	昭和	山寄 正裕	新	中川	山田 まな	減	西			
会派 共：日本共産党 自：自民党 減：減税日本ナゴヤ 公：公明党 民：民主党 新：新政会									さいとう実咲	新	中

本会議場の議席をご案内します (2013年6月17日現在)



議席を拡大



3階入り口

受付

傍聴は本庁舎3階の受付で氏名・住所・年齢を記入して傍聴券をもらい入場します。定員は356席（障害者6席）です。

階段を登ることが困難な方は本庁舎3階側にもバリアフリー対応受付があります。

聴覚障害のため声が聞き取りづらい方のために一区画(18席+車椅子席2席)に磁気ループシステムを設置。Tマーク付きの補聴器ならTマークに切り替えると声を聞くことができます(5名まで受信機も貸し出し)。

6月定例会について

- 一、6月定例会は6月14日～7月2日の会期で行われました。
- 一、4月に市長選が行われ、7月4日から参院選が始まるという日程での議会でした。日本共産党市議団は福祉・暮らしをまもるために奮闘。
- 一、市長選後初の定例会でしたので、代表質問が行われ、田口一登議員が質問に立ちました。
- 一、個人質問にはわしの恵子議員と岡田ゆき子議員が立ち、上小田井駅東の学校や住宅も多い地域への巨大パチンコ店出店、生活保護制度、市営住宅内での高齢者の交流スペース、上飯田線への敬老バスについて市長をただしました。
- 一、市長提出の議案は、国家公務員給与削減にならって地方もならえということで、「（人勘にもとづかない）給与削減条例」をはじめ、市長の選挙公約であるエンターテイメントが盛り込まれた補正予算、など12件で、山口議員が給与条例削減について議案質疑を行いました。
- 一、日本共産党は河村市長の再選後に出された補正予算について、選挙公約のうちのエンターテイメント的要素をふんだんに盛り込んだとして反対、さはし議員が反対討論を行いました。
- 一、日本共産党は職員の給与削減条例と退職金削減、資産家優遇になる市税条例の三件に反対。名城庭球場の指定管理を財団から公募に切り替え、利用料金制にする条例案については、当該庭球場を永年整備管理してきたローンテニスクラブからの要請を受けて自民や民主などが時期尚早、もっと話し合いを、との要求があり、優先利用には異議があるが話し合いは必要との観点から、条例施行の延期修正を行いました。
- 一、議員の口利きによる不正事件に絡んで職員二人が免職、それに伴って市長も給与半減3ヶ月の処分とする「特例条例」が最終日に提案され、山口議員が質問しました。
- 一、口利きに関して、市長から「議員もはっきりさせるべきだ」と100条調査委員会の設置の申し出があり、減税日本からも同様の申し入れがありました。日本共産党は昨年末に事件が発覚した時点で100条調査委員会設置の申し入れを行っていましたが、今回中間報告が出た時点で改めてせりを要求しました。これをうけ、議運理事会で改めて議論され、まだ中間報告が出された段階であり、その内容にも齟齬が有りことが明らかになり、最終報告を待って改めて議論することとなりました。
- 一、意見書は、各会派から9件が提案され、7件を可決、日本共産党が提出した3件のうち2本が可決となりました。
- 一、新規請願はゼロ、陳情のみ14件（1件は5月臨時会に提出）が提出されました。閉会中に審査された請願は6月議会で採決が行われ、6月議会では9件が不採択になりました。
- 一、5月末に議長に提出した政務調査費収支報告書（3月からは政務活動費）が7月1日から公開されました。
- 一、海外視察はロサンゼルス市姉妹都市交流代表団が、副議長と各会派幹事長クラス4人が参加。日本共産党と減税は参加しません。アメリカ西海岸のロサンゼルスとの記念事業は2日間、それ以外にニューヨーク、マイアミなどについて観察します。議員の4年に一度の慣例視察である「欧州視察」が自民・公明・民主・打破の16人が参加。イギリスのバーカシャーとロンドン、ベルギーのブリュッセル、オランダのアムステルダムなどに行きます。
- 一、8月23日～25日に3回目の事業仕分けが行われます。

2013年6月議会日程

月日	曜	時間	会議	備考
6/14	金	11:00	本会議	開会 給与削減条例の提案説明、議案質疑 補正予算等の提案説明
		13:00	委員会	給与改定条例の質疑
6/17	月	10:00	委員会	給与改定条例の意思決定
6/19	水	10:00	本会議	代表質問
6/20 ～24	木 ～月	10:00	本会議	個人質問 24日の最後に給与削減条例の議決
6/25 ～7/1	火 ～月	10:30	委員会	25日は3分演説 質疑・資料要求・総括質疑 7月1日に意思決定
7/2	火	13:00	本会議	請願・議案の委員長報告、討論、採決 追加条例の提案、質疑、採決 意見書採決。閉会

議案質疑（6月14日）

国のいいなりになり、ラスパイレス指数を口実に、5年間で90万円の年収を削減しておいて、さらに削減するのか

田口一登議員



市長等及び職員の給与の特例に関する条例の一部改正について

国の要請に対する市長の認識を問う

【山口議員】この条例は、職員等の給与を今年7月から来年3月まで臨時に削減するものです。給料月額と地域手当をあわせた削減率は、役職に応じて給料の3%、2%、1%です。その結果、既にこの5年間で約90万円も減らされてきた職員の平均年収がさらに約3万円減らされます。削減率が大きい管理職のみなさんも大変です。

まず問題なのは、この条例の背景にある国の地方自治体に対する姿勢です。国家公務員の給与を平均で7.8%削減することを定めた「国家公務員の給与の改定及び臨時措置法」では、わざわざ附則第12条で「地方公務員の給与については、地方公務員法及びこの法律の趣旨を踏まえ、地方公共団体において自主的かつ適切に対応されるもの」として、国に従って自治体も給与を削減しろと強要しています。

さらに今年、7月からの給与引き下げを前提とした地方交付税法の改正で、地方固有の財源である地方交付税を給与削減推進の道具として使いました。

この国の姿勢について、地方六団体は相当厳しい批判的見解を何度も出し、先日は愛知県知

人事委員会の意見

一般職の給与の特例は地方公務員法の給与決定の原則を踏まえたうえで本市のラスパイレス指数と地域手当の状況を勘案し、自主的な判断により臨時に是正措置するもの。今回の措置は臨時的な措置ではあるものの、職員の志気、モラルですが、志気に影響することも考えられますことから、今後ともより一層、職員のやりがいを高める方策を講じられたい。

条例内容

- ・一般職等の給料を3%削減。
教育長、局長級、部長級は特例△2%→△5%。
固定資産評価委員、課長級は△1%→△4%。
係長級、係員は新たに△3%。
- ・地域手当を2%加え、差し引き1%の減額。
平均年収 618万円から615万円に。
- ・期間は7月1日～来年3月31日

市長の提案説明

本市のラスパイレス指数の状況など、現下の諸情勢を勘案し、一般職に属する職員等について、給料を臨時に削減する等の必要があるため、所要の改正を行う。具体的には、本市職員の給料引下げ等で、現行水準からさらに平均1.1%引き下げるもの。

なお、遅くとも7月から実施するよう、国から強く求められている。国から求められているからやるものではないが、要請があることも別個の事実です。

またラスパイレス指数の再調査が7月1日を基準日に行われると聞いております。せっかく給与をカットし、一肌脱ぐなら、総合的に判断し、ぜひ7月から実施したいと存じますので、7月1日より前に議決を賜りたい。

事が「国が求める給与削減には応じない」と態度表明しました。さて、市長はどうでしょうか。「国から強く求められているから」と提案理由を説明しましたね。

条例のもとになった、国からの乱暴な地方公務員給与引き下げ要請、しかも地方交付税を人質にしての強権的な介入は、地方自治の根幹を否定するものであり断固拒否すべき、と考えますが、市長の認識はどうですか。国からの強制を甘んじて受け入れるつもりですか、まずうかがいます。

ラスパイレス指数をもとにした給与改定でいいのか

第二に、削減率が国が要請した数字とちがうからといって、名古屋市独自の自主的な給与削減といえるのか、という点です。

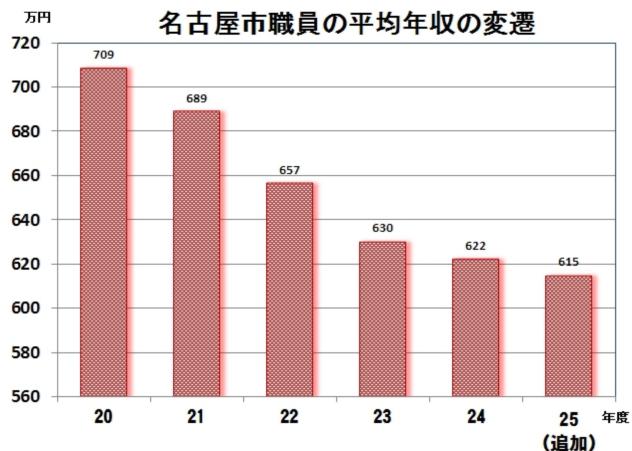
市当局がいちばん気にしているのはラスパイ

レス指数です。この指数が全国一高いと言われるのはかなわん。この機会に下げてしまえ、というのが給与削減の最大かつ唯一の理由のようです。そのラスパイレス指数について、三宅前総務局長は2月定例会で「職員の平均年収は全政令市中16番目の水準、ラス指数は、国の職員構成を基準として、一般行政職の給料のみを比較する手法であり、給料の引き下げのみが反映され、1位と公表される結果となった。職員の実感とは大きな離がある」と答弁しています。地方六団体の今年一月の共同声明には「ラスパイレス指数のあり方を含め給与と手当の総合的な比較を行」い改善することを国に求めていました。つまり、ラスパイレス指数は給与削減の根拠にすべきでない、とみなさんも考えていたはずです。

市長、ラスパイレス指数をもとに給与を削減するのは問題とは思いませんか。あなたがやるべき仕事は、この指数の問題点を市民の前に明らかにし、市民と力をあわせて、国に改善を迫ることではないですか。

ラスパイレス指数からの給与削減は、情勢適応の原則から逸脱ではないか

総務局長にもうかがいます。職員給与は地方公務員法第14条「情勢適応の原則」に従い、人事委員会の勧告にのみ従って決めるのではないのですか。ラスパイレス指数を給与改定の理由にする法的な根拠はありますか。答えてください。



ラス1位は人聞きが悪いのでさげる。国から言われたからやらないと屁理屈言うより、明らかに公務員の方がいいから下げる（市長）

【市長】国から言われたからということでは全然ありません。某テレビ局に出た時「ラスが1番じゃないか」と言われ、他の自治体の部長さんからもそういう電話いただいたこともある。ラスは給与だけを比較するので手当などは入っていない。私が市長になった時、平均給与が689万で今618万まで下がっており、20位中16位と大都市では最低だと言ってもなかなか分かってもらえない。はっきり言って人聞きが悪い。理屈言ってもなかなか分かってもらえませんので、ラスはラス、必要な引き下げを行う。

それから、私は零細の民間企業から出てきて、民間の給与から考えると、明らかに公務員の方がいい。こういう時期に、国が言ったから下げるんと屁理屈をいうよりも、やっぱり下げる分は下げる。議会も役人もパブリックサーバントとして、納税者にとにかく奉仕するというのがわたしの基本ですので、これでもまだ私は十分だと思っておりません。

ラスパイレス指数は一面的な指標。名古屋市職員の年収は16位と低いが、ラス1位と公表されたことで誤解を受けないようさらに年収を下げる

【総務局長】ラスパイレス指数は、国の職員構成を基準として、一般行政職の給料のみを比較



する指標であり、給与水準の指標としては一面的なものである。職員の給与水準の指標としては年収が適切であると考え、機会を捉え国にも伝えおります。

本市は、情勢適応の原則に即して、毎年の人事委員会勧告を踏まえ、適正な給与水準となるよう給与改定を実施してきており、この姿勢は今後も堅持したい。

本市のラスパイレス指数が政令指定都市中1位と公表されたことは、職員の年収の実態とかい離しており、市民の誤解を招くので、その是正が喫緊の課題と認識し、今回、臨時的な措置としての給料カットを実施する。

ラスパイレス指数を根拠削減するのは、情勢適応の原則からの逸脱だ（再質問）

【山口議員】 ラスパイレス指数は一面的な指標、市長も総務局長も批判された。それなのに、削減の根拠はその一面的で実態とかい離しているこの指標を根拠に給与を削減する。市民の誤解を招くと言いますが、誤解のもととは職員給与ではなく、ラスパイレス指数の方です。

職員の平均年収は16位なのに、ラスパイレス指数1位を理由にして職員給与をさらに削れば市民はどう思いますか。やっぱり職員の年収はまだ高かったんだと、市民の誤解をかえって広げるじゃありませんか。あまりに道理がない提案

です。ちなみにラスパイレス指数第2位の川崎市は、今回、国の削減要請を拒否しています。

さて、総務局長は、情勢適応の原則に即して、人事委員会勧告を踏まえて適正な給与水準とする姿勢を堅持する、と答弁されたが、それならなぜ一面的で年収の実態を反映していないラスパイレス指数を根拠に給与を削減するのですか。職員の給与水準の指標は年収が適切だと答弁しましたね。言つてることとやつてることが矛盾しているじゃないですか。ラス指数の改善だけを根拠にした給与削減は情勢適応の原則からも逸脱していませんか。再度答弁を求めます。

人事委員会勧告を踏まえ、適正な給与水準としたい

【総務局長】年収ベースにというのは何度となく国に要請している。社会一般の情勢には国や他の自治体の動向も含まれているものと認識している。

今後とも従来どおり、情勢適応の原則に即して、毎年の人事委員会勧告を踏まえ、適正な給与水準となるよう給与改定を実施したい。

働く人々の懐を温めるために力を尽くせ

【山口議員】結局、ラスパイレス指数を使って給料を削る、国と同じじゃないですか。さらに言えば、公務員給与の引下げは景気回復にも逆行します。いまや安倍首相でさえ財界に報酬引き上げを要請する時代です。景気の回復には、企業収益の改善だけではなく、中小企業の設備投資や家計所得の改善が不可欠です。働く人々の懐を温めるために力を尽くす時ではないのですか。



代表質問（6月19日）

敬老パスは65才から／待機児解消を／国保料減免を自動に／自然エネルギー・ビジョンを／天守閣再建は急ぐ必要がない／南京発言の撤回を 田口一登議員



質問項目

1. 敬老パスの堅持について
2. 認可保育所の増設について
3. 国民健康保険料の減免制度について
4. 自然エネルギー・ビジョンの策定について
5. 名古屋城天守閣の木造復元について
6. 南京市との交流について

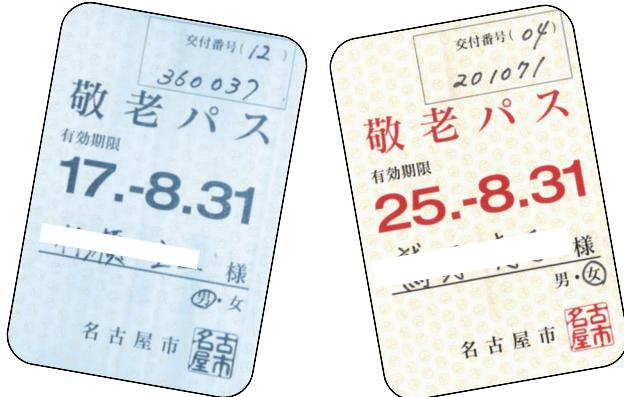
敬老パスの堅持について

敬老パスは65歳堅持でいいか

【田口議員】先の市長選挙では、「事業仕分け」で「見直し」と判定された敬老パスのあり方が、争点の一つとなりました。3人の候補者は、いずれも敬老パスの存続を公約に掲げ、「堅持・利用拡大」を公約した河村市長が当選されました。したがって、今回の市長選挙では、65歳以上を対象とする敬老パスの継続という民意が、はつきり示されたと思います。

また、本市が実施した市民アンケートでは、対象年齢も、負担金も、利用上限額を設けていないことも、いずれも「現行のままでよい」との回答が過半数を超え、市民の多数は、老いも若きも、現行のまでの継続を望んでいることが明確になりました。

そこでお尋ねしますが、市長は、敬老パスの堅持を公約されたのですから、当然、対象年齢も「65歳以上」を堅持するというお考えでいい



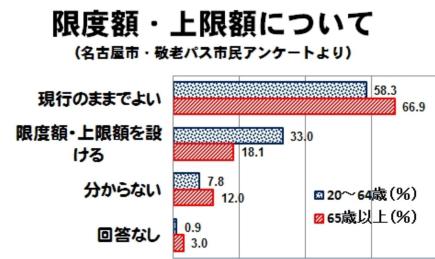
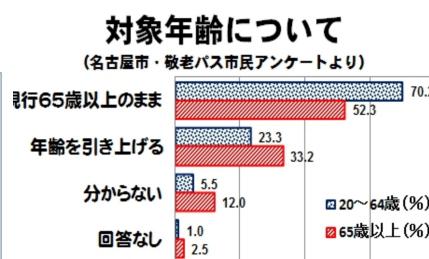
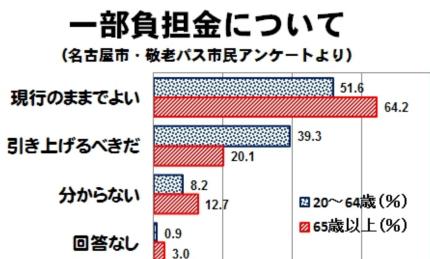
ですか。また、負担金は引き上げず、利用限度額も設けないという、市民アンケートで示された市民の多数意見について、どのように受け止めておられますか。

ようけの人に乗ってもらうようにしたい（市長）

【市長】敬老パス堅持して利用拡大と言つります。是非、とげぬき地蔵名古屋版つくって、ようけの人に乗ってもらうようにしたいと思つります。

「65歳堅持」でいいか（再質問）

【田口議員】市長、答えてないですよ。「65歳以上堅持する」でいいんですかとお聞きしたんです。市長は市長選挙の時「わしも今年65歳になるでよ、敬老パスもらうでよ」といった。これを聞いた市民の人は65歳から敬老パスは続くだろうと思った人が多くいると思う。今年、市長は65歳になって敬老パスもらう。これから



市民は70歳とかに年齢上げていいくんですか。
65歳から堅持するのかはっきり答えてください。

65歳堅持したい（市長）

【市長】11月3日に5000円払って、もらいますんで、65堅持したいと思います。

65歳堅持の市長発言を踏まえた審議会での審議を（意見）

【田口議員】市長の立場は「65歳堅持」とはっきりおっしゃった。審議会や分科会は、それを踏まえてやっていただきたい。

認可保育所の増設について

希望する認可保育所に入所できなかった 1,315人の解消をめざせ

【田口議員】補正予算では、355人分の入所枠を拡大し、これによって、今年4月1日現在の待機児童280人をゼロにするとされています。

しかし、希望する認可保育所に入所できなかった児童はもっとたくさんいます。「広い園庭のある保育所で遊ばせたかったが、入所できなかったので、家庭保育室に預けた」、「区役所から紹介された保育所は、職場と逆方向だったので断った」、「仕事の回数を減らして、一時保育を利用して何とかしのいでいる」、「子どもを

待機児童数等の状況（単位：人）

区分	2013年4月
就学前児童数	117,919
保育所入所申込者数（A）	38,179
保育所入所児童数（B）	36,864
入所保留児童数（C） = (A) - (B)	1,315
国の定義に基づく除外児童数（D）	1,035
家庭保育室等を利用	251
一時保育を利用（注1）	18
4月1日現在、育児休業中	65
特定の保育所のみの申込等（注2）	701
待機児童（E） = (C) - (D)	280

注1：認可保育所の一時保育を、パート就労等のために1か月あたり概ね64時間以上利用されている方

注2：入所可能な保育所があるにもかかわらず、特定の保育所への入所のみを希望されている方など

保育所に預けられなかつたので、育児休業を延長した」・・・こうしたケースは、待機児童数にカウントされません。待機児童数から除外されたこれらの児童を含めた入所保留児童数は、私はこれが本当の待機児童数だと思いますが、1315人にのぼっています。

待機児童がゼロになったという横浜市は、「自宅で求職活動中」も待機児童からはずしたそうです。待機児童の数え方を都合よく変えることによる「待機児童ゼロ」では、「認可保育所に子どもを預けたい」という親の切実な願いにこたえるものとはならないでしょう。

希望する認可保育所に入所できなかつた入所保留児童、1315人を視野に入れ、その解消をめざして、認可保育所の増設計画を持つべきではありませんか。市長の答弁を求めます。

もっときめ細かくフォローすれば、入ってもらえるとこある（市長）

【市長】認可保育所もつくりますし、こればかりつくりやいいというわけでもございませんが、もっときめ細かくフォローすれば、入ってもらえるとこがあると私は思つります。（待機児と言われるお母さんに順次電話しており）だいたい10人くらい電話したところで一定のご報告したいと思つります。

国民健康保険の制度改定について

申請時点から自動的に減免するよう改めよ

【田口議員】保険料の納入通知書を受け取った市民の方から、「収入も扶養家族も前年と同じなのに、保険料が10万5千円もアップした」などの意見が、わが党市議団に寄せられています。本市にも問い合わせが殺到しており、その件数は、6月3日から16日までの14日間で、特設のコールセンターに寄せられたものだけでも2938件だったと伺いました。区役所に寄せられた件数も含めると、相当数にのぼるでしょう。国保料の算定方式の変更に伴い、保険料の負担増を強いいら

れた市民から、戸惑いや憤りの声があがっています。

保険料の減免制度の適用を受ければ、保険料負担を軽減することができます。しかし、本市独自の減免制度は、申請しなければ適用されないため、減免対象に該当していても、申請しなかったために、減免が適用されていない被保険者が少なくないと思われます。

たとえば、法定減額に該当している世帯はすべて、一人あたり年間2000円減額される特別軽減の対象になりますが、5月末時点での法定減額に該当する世帯が14万4千世帯余りあるにもかかわらず、特別軽減の適用世帯は37600世帯しか予算上は見込まれていません。最初から相当数の申請漏れを見込むような減免制度で、市長の言う「ぬくとい市民」といえるのでしょうか。

一宮市や豊橋市では、法定減額の該当世帯を対象にした減免については、申請する必要がありません。健康福祉局長、本市の減免制度についても、法定減額の該当世帯を対象とする特別軽減など、保険者の側で減免対象に該当するかどうか判断できる減免要件については、申請を必要とせず、自動的に減免するよう改めるべきではありませんか。



申請をいただいて確認している（局長）

【健康福祉局長】法定減額は前年所得が一定の基準以下の場合、自動的に減額して保険料を算定しています。

減免制度は、災害や収入の減少など、独自に条例等に基づくもので、申請をいただき、その状況を確認のうえ減免を行っています。

被保険者1人あたり年間2,000円軽減する、いわゆる「特別軽減」も申請をいただいて確認している。

納入通知書に減免制度の案内チラシを同封するとともに、コールセンターでも丁寧な案内をしている。

自然エネルギー・ビジョンの策定について

自然エネルギーの策定への取り組み状況は

【田口議員】市長は、マニフェストの中で、「脱原発」を掲げ、「浜岡原発の廃止」「エネルギーの地産地消。地域分散型エネルギー」などに取り組むとされています。

わが党も、政府にたいして原発の再稼動と輸出を中止し、「即時原発ゼロ」を決断するよう求めています。当面、5年から10年程度の期間は、過渡的な措置として、火力による電力の確保が必要になりますが、その間に、再生可能エネルギー、自然エネルギーの大規模な普及と低エネルギー社会への移行をすすめて、「原発ゼロ」の日本を実現するプロセスを明らかにしています。

原発に頼らず、省エネ・節電を徹底し、自然エネルギーの大規模な普及をすすめるためには、本市としてもエネルギー・ビジョンを策定する必要があると考えます。環境局は、「低炭素都市なごや戦略実行計画」があるといいますが、これは地球温暖化防止の計画であり、エネルギーに関する総合的な計画ではありません。

私が、昨年の6月定例会の個人質問で、自然エネルギーの普及を要に据えて、省エネやエネルギーの分散化なども含めた総合的なエネルギー・ビジョンを策定するよう求めたところ、市長は、「本当にそういうのをつくらないかんんですけど」「ようやく担当者ができましたので、早速取りかかっていきたいと思っている」と答弁されました。

市長、自然エネルギーの普及を要に据えた総合的なエネルギー・ビジョンの策定に向けて、どのように取り組んでおられるのか、お聞かせください。

うまいこといってないが、やり続ける（市長）

【市長】うまいこといってません。さっぱりいかんですわ。担当は出来ましたけど。自然エネ

ルギーや小規模火力など色々あるけど、名古屋発電をやっていこうということは、うまいこといかんというのが認識です。それではいいかんので、熱心にやり続けます。

名古屋城天守閣の木造復元について

事業費の試算はいくらか。急な階段など、お年寄りなどに支障がないか

【田口議員】市長は本物の天守閣の復元にこだわっていますが、名古屋城の歴史的遺産としての価値は、天守や御殿などの建造物だけではありません。石垣や堀、庭園、さらに地下に埋蔵されている遺構など、すべての文化財によってつくられています。こうした歴史的遺産としての価値と、文化的シンボル、文化観光資源、公園緑地など名古屋城が持つ多様な役割をふまえて、今後の保存・活用をすすめるために策定されたのが、「特別史跡名古屋城跡全体整備計画」です。この計画の中には、天守閣の木造復元という言葉は1か所も出てきません。

ですから、補正予算に計上された天守閣の木造復元を念頭に置いた名古屋城整備課題の調査は、河村市長が再選しなかったら、実施しなくてもいい調査だということを申し上げておきます。

そのうえで市長にお尋ねしますが、まず、事業費についてです。名古屋城天守に使用された木材は、天守建築の歴史上、もっとも高級なもので、柱には主にヒノキが使われ、しかも無節、節のない極上材でした。その現在の価格は、1立方メートルあたり500万円といわれており、一

般的な住宅に使用されるヒノキの価格の10倍という非常に高価なものです。

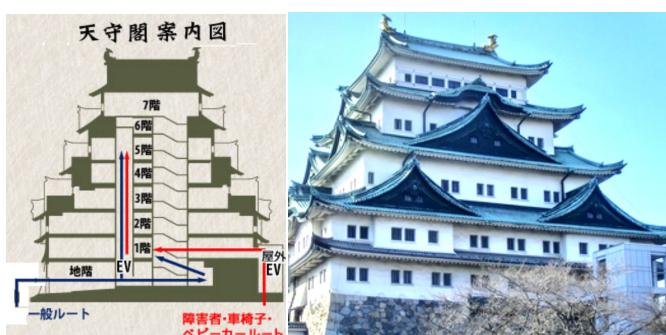
無節のヒノキを使用して、本物に近い天守閣を復元しようとすると、いったいいくらかかるのか。現在の鉄筋コンクリートの天守閣の解体や、天守台の石垣の解体・積み直しなども含めた全体の事業費の試算を明らかにしていただきたい。

本物に近い木造復元には、容易に解決することができない様々な課題があります。樹齢300年から400年の大径木のヒノキの調達は困難ではないのか。急な階段や段差が多く、バリアフリーとならず、お年寄りや体が不自由な方の観覧には支障があるのではないか。この2点について、市長はどのように解決されるおつもりですか。

全体事業費は400億円。名市大の皆さんに背負ってもらえば、ぬくとい市民になる(市長)

【市長】事業費は、国産の良質な木材を前提とした場合、必要な全体事業費は概算で400億円と試算されています。シンポジウムではもう少し安くできるんじゃないかといつとられました。これは工事やる人の売り上げになりますから、民商の皆さんも喜ばれると思いますよ。共産党も中国の立派な天安門広場もあるしクレムリンの宮殿もあるし、都市には誇りというものがあって、天守閣つくって1300年で法隆寺ですよ。法隆寺より長く持りますよ。必要なことはちゃんとやって、名古屋の人の誇りにする、その分の経済効果は測りきれんくらいありますよ。1300年もたせれば。

体の不自由なみなさんのことは、背負子を持って、名古屋市立大学の皆さんにボランティアで上がってもらったらどうですか。どんだけあったかい、ぬくとい市民になるか。その一人ずつが必ず歴史を勉強して話をしますし、仲ようになります。そう考えないかん。階段はちゃんとロープをつけて上がってけばいいんですよ。そういうことを考えないかん。あったかい名古屋城になると思います。



荒唐無稽なことを言って急いでやる必要はない（意見）

【田口議員】バリアフリーの問題について、市長は「名市大の学生におぶってもらって上がりたい」と言いましたが、天守閣の高さは55.6メートルです。現代のマンションなら18階建てに匹敵する高さを、しかも非常に急な階段を、おんぶして上がるのですか。たしかにあつたかくなりますわ、おぶったほうは。市長はおんぶされる方かもしれません。荒唐無稽なことを言って、400億円の事業費がかかる、急いでやる必要もなく、マニフェストに掲げたからといって、市民や市職員に押しつけないでいただきたいということを、市長に申し上げておきます。

（時間制限で議場では言えませんでしたが）

クレムリンというのは旧ロシア帝国時代に造られた宮殿であり、世界遺産に登録されている。共産党と結び付けるのは浅はかです。ソ連の時代に建設されたのは国立クレムリン宮殿（旧クレムリン大会宮殿。1961年完成）だが、この建造物は近代性ゆえに世界遺産に指定されませんでした。河村市長が、この国立クレムリン宮殿を指して「クレムリン」と言っているのなら、「木造天守閣」も、社会主义とは無縁の霸権主義と官僚主義・専制主義の道を進んで崩壊したソ連の時代の宮殿と同じ運命をたどることになるでしょう。また、木造復元の事業費400億円にかかわって、「これは商売をやる人の売り上げにもなる。お宅ら民商のみなさんも喜ばれると思いますよ」とも答弁しました。共産党の質問への答弁の中で、しばしば「民商」を持ち出す河村市長ですが、そんなに民商に加入する中小業者の商売のことを心配してくれているのなら、民商のみなさんの話を直接聞いてほしいものです。（田口議員の談話）

南京市との交流について

友好関係を回復するためにも市長発言を撤回すべきだ

【田口議員】今年は、名古屋市と南京市との友好都市提携35周年であり、公式代表団の派遣など記念事業の経費が予算化されています。しかし、昨年2月の河村市長の「南京事件はなかつ

たのではないか」という発言以来、両市の交流は停止したままになっており、公式代表団を派遣する見通しはたっていません。



市長、南京市との友好都市提携35周年記念事業を自らの手で予算化しながら、自らの発言に固執することによって、その予算執行に重大な支障をきたしていることに、責任を感じておられますか。

南京市側は、河村市長の発言の撤回と謝罪を交流再開の条件にしているそうです。市長は、昨年2月定例会でのわが党の山口議員の質問にたいして、南京事件に関する政府見解について、「私の言っていることとほとんど同じ」と答弁されました。

南京事件の存在を認めた政府見解と、自らの見解が同じというのなら、「南京事件はなかつたのではないか」という発言を撤回すべきではありませんか。

そうしてこそ、名古屋市と南京市との交流が再開でき、両市の友好関係を回復することができます。

**撤回する気も謝罪する気もありません
(市長)**

【市長】私が昔から勉強しとりましたけど、ロサンゼルス公式代表団親善使節団歓迎夕食会、これ公務が平成21年10月4日に夜6時から木曽路（栄）で開かれました。ミス2世がいて、日本人って中国でひどいことしたねと言うので私びっくりして、わたしの高校の教科書に書いてあってあつたって言うんです。直ちに調べるよう命じまして、アメリカの進学クラスの副読本です。「2か月の間に日本兵は7000人の女性をレイプし、数十万の非武装の兵士や民間人を殺害し、南京市街の住宅の3分の1を焼き払いました。日本兵の銃剣の練習にされ、機関銃でうたれ穴に落とされるなどして40万人の中国兵が命を落としまし

た」、こうアメリカの高校の副読本で教えとります。

このままでいいの、あんた。もしこんなことがホントだったら直ちに南京に行って土下座しなかんですよ、申し訳なかつたと。公式行事にミス2世がわざわざ私に言った。彼女はお母さんが日本人なんですよ。私の母親の祖国がこんなことするんだろうかと、僕に言ったと思います。だから私はこのことについてちゃんと議論しよう、こんなことを先祖がやつたのかと。南京が姉妹都市でございますし、このことで死刑になりました松井石根さんは、中村区の牧野小学校出身の方です。そんなことで、このことについては撤回する気も謝罪する気もありません。こんだけのことがアメリカで教えられとるんです。その時は、山本さんと藤沢さんと南京で議論させてくれと言いましたけど、少なくとも日本の中で本当かどうか議論させてくださいよ。こう言ってるんです。まあ、そういうことでござります。

人数が問題ではない。市長が南京市の公式代表団に向かって「虐殺はなかったんじゃない」と言ったことが問題だ（意見）

【田口議員】この問題の根本は、何人虐殺されたかと人数の問題ではないんですよ。南京で日本軍による虐殺事件があったのか、なかったのか。市長は、「なかったのではないか」と否定をされた。これは歴史を逆行するものです。その立場、態度を改めない限り南京との友好関係はつくれないと私は思います。これ、本当に重大んですよ。南京との友好を35年間つくってきた友好関係が市長の発言によって壊れたんですよ。この責任はホント大きいんですよ。もちろん歴史の関係で数はどこかで議論すりやいい。しかし問題は南京市の公式代表団に向かって「なかったんじゃない」と言ったことなんですよ。その責任を本当に自覚していただきたい。このことを申し上げて質問を終わります。

個人質問（6月25日）

住宅密集地、小中学校、高校も隣接する地域に、巨大パチンコ店の出店を許してはいけない

わしの恵子議員



大規模工場跡地への 巨大パチンコ店出店問題について

小中高の隣接地域への巨大パチンコ店が出店、通学路の安全対策は

【わしの議員】通告に従い、大規模工場跡地への巨大パチンコ店出店問題について質問します。地下鉄と名鉄が相互乗り入れしている上小田井駅のすぐ東側にある約28000m²の広大な「ナゴヤセーレン工場跡地」に、巨大パチンコ店が出店するという情報があり住民の不安が広がっています。

そもそも、工場跡地には株式会社カーマが、出店計画を立て、住民説明会が、数回に及び開かれていました。説明会の席で、セーレン側からは、「会社の企業理念からいってもパチンコ店の出店は行いません」と明言されていたと聞いています。住民にとっては、パチンコ店出店は、まさに「寝耳に水」というもので、大変な衝撃を与えています。

このパチンコ店は、(株)マルハンが経営する、店舗面積2000坪、駐車台数1070台、パチンコ・

スロットの合計1500台というものです、マルハンが経営する市内の3店舗と比べても最大規模です。一番大きいのは中川区の店舗ですが、それでも駐車台数は753台、パチンコ・スロット台数は1022台ですので、今回のものがどれだけ大きいものか分かっていただけると思います。

今でも、西区の二方町には、上小田井駅から東へ歩いて5分の場所に、面積73400m²、駐車台数5140台をもつ、MOZOワンダーシティという超大型商業施設があり、交通渋滞は著しいものです。二方町のマンションに住んでいる方からは、日曜日や祭日などの夕方は、特に車の渋滞が激しく、外出先から帰るのが大変とお聞きしています。

さらに、この山田学区は市内有数の街頭犯罪多発学区で、大半は商業施設、駅などの駐輪場・駐車場での盗難だそうですが、そういうなかで、今度は巨大パチンコ店が出店する。しかもMOZOの北側には現在もパチンコ店があり、住民の不安はいかばかりかと思います。

出店予定地の東側には幅員8mの市道をはさんで高層マンションが立ち並びでいます。山田小学校の全児童数903人のうち、二方町のマ



ンション群から280名近くが通学しており、この道路も通学路となっています。さらに特別養護老人ホームも隣接、そのすぐ南の工場跡地には、高層マンションの建設計画があり、その南側はタクシー会社がありタクシーの出入りがあります。さらに、その東側には市立山田高校があります。

風営法では学校から100m以上の距離が必要ということで、このように、山田高校からは100mに係る部分は、パチンコ店の敷地から外すという姑息な計画とされています。しかも、「風営法」の関係で、パチンコ店から外されたこの白い部分も、パチンコ店と一体のものが予定されているそうですのであきれるばかりです。そして302環状2号線を超えて、山田中学校・山田小学校が並んでいます。

そんな地域に「パチンコ店が出店するらしい」の情報を受けて、私の事務所では、今年5月、周辺住民のみなさんにアンケートをお願いしました。少し紹介しますと、★子どもが多い地域にパチンコ店は絶対反対、駅の隣にギャンブル施設など大迷惑。★パチンコ店の横を通り通学させるわけにはいかない。★パチンコ店は反対、ホームセンターに来てほしい。★ギャンブル依存症で人生をダメにした人もいる。郵便局がほしい。★安心して暮らせるには病院、郵便局、公園、福祉センターなどがふさわしい。などたくさんの方からご意見いただきました。回

答者の100%がパチンコ店出店反対を表明されています。

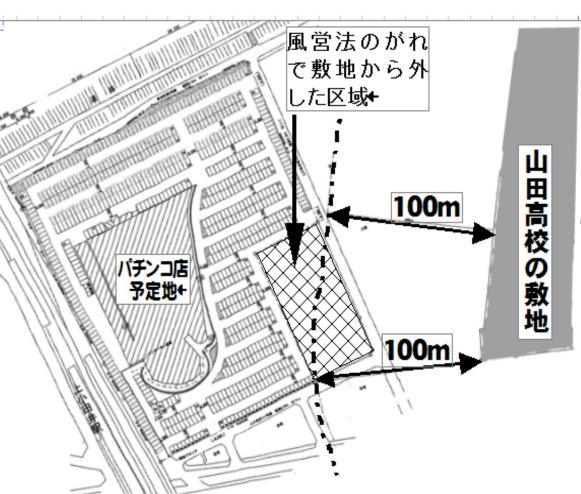
その後、「セーレン跡地問題を考える住民懇談会」を開催したところ、パチンコ店に納品をされている方からは「新台入れ替えのときは、朝6時ごろから300人以上も並ぶ店もある」「新たな店をオープンすると、徹底的にサービス合戦をするのでお客様が一層増え、交通渋滞は激しくなる」「ギャンブル性の高いパチンコは、依存症患者を生み、サラ金など多重債務者や家庭崩壊、自殺者まで出し、社会問題化している」ことなど切実な意見が寄せられました。

そんな皆さん方の思いを受け止めるなら、何としてもパチンコ店の進出をストップさせなければ強く思うのは私だけではないと思います。先ほども述べたように、敷地の東側は小学校の通学路ですが、写真で示されているように、幅員は8mで歩道もなく、今でも子どもたちは怖い思いをしながら通学しており、パチンコ店が進出すれば、交通量もいっそう多くなり事故も心配です。

そこで質問ですが、教育長として、児童や生徒の安全を守るためにには、通学路に対しどのように考えているのかお聞きします。

PTAや地域の意見を聞きながら万全を期す（教育長）

【教育長】各学校では、教員やPTA、交通指導員



が、通学路の状況を定期的に確認し、ガードレールやガードパイプなど安全施設の新設を要望したり、通学路を変更したりしている。

山田小学校の通学路もPTAや地域の意見を伺いながら、万全を期す。

歩道は設置しないのか

【わしの議員】 通学路になっているものの歩道の設置はされていません。歩道設置については緑政土木局長の見解をおたずねします。

路肩カラー舗装を実施している（局長）

【緑政土木局長】 通学路の安全対策として、路肩カラー舗装を実施している。今後は、この地域の交通状況の変化を注視したい。

子どもを守る立場での態度か（再質問）

【わしの議員】 駐車場が1070台にも及ぶパチンコ店が進出すれば、子どもたちにどんな影響を及ぼすか、心配ではないですか。確かに路肩カラー舗装をされましたか、写真にもあるように、今でも子どもたちは怖い思いをしながら通っているのです。だからお聞きしたのです。

通学路にパチンコ店からの車の出入りが激しくなれば、どんな状況になるか、さらに、大きく負けた時は荒っぽい運転がされるのではないかと、お母さん方が心配しています。そういう親の気持ち、子どもを守る立場の教育長ならお分かりだと思います。いっその安全対策、体を張ってでも守りますという決意が必要ではないですか。



必要な対策を関係機関に要望し、通学路の安全に万全を期す（教育長）

【教育長】 どの学校でも通学路の安全確保は大変重要だと認識しています。山田小学校の通学路につきましてもPTAや地域の意見を十分伺いながら、必要な対策を関係機関に要望し、通学路の安全を確保するため、対策に万全を期してまいります。

業者に安全対策を取れ、といえ（意見）

【わしの議員】 ほんとにパチンコ店が出店してから、それからPTAやお母さん方の意見を聞く、そんな姿勢でいいのですか。そうではなくって、ほんとに大型のパチンコ店が進出したら子どもたちがどんなことになるのか、業者に対して出入口を東側にするんじゃなくって、なんとか安全対策を取るべきだと、それくらい言つてもいいと、私は強く要望します。

本市でもパチンコ店出店規制条例の制定を

【わしの議員】 道路問題はここだけではありません。国道の貴生町交差点への出入口は、狭くて渋滞が多いところです。そのため、当初、予定されていた大型店は、「大店立地法に触れる」からという理由で調整がつかなかつたと聞いています。ところが、風営法なら交通問題は関係ないということで、パチンコ店に変更したそうですが、交差点の危険性は、大型店の進出でもパチンコ店の進出でも、全く同じではないでしょうか。

私は、パチンコ店の出店を規制するためにはどんな方法があるのか調べてみました。本市では、「地区計画」のなかで地域住民の合意をもとに制限をかける方法があり、他都市も「地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」により規制しています。また、大阪狭山市、芦屋市や、東京都の国立市などはかなり厳しい条例を持って、パチンコ店の出店そのものを事实上禁止している自治体も少なくありません。

幼い子どもを抱える家庭が多く居住している

地域や、学校や高齢者施設がある地域などには、本市でもパチンコ店出店に対し厳しい条例を作り、住民の安全・安心を守るべきだと考えますが、住宅都市局長の見解を求める。

条例規制より地区計画等の活用を（局長）

【住宅都市局長】パチンコ店等の営業は、いわゆる風営法に基づく愛知県の風営法施行条例によって、規制されている。

パチンコ店の出店で独自に法律を上回る現制を設けている自治体もあるが、名古屋市は新たな条例で一律に規制するのではなく、地区計画等の活用に取り組んでいる。

セーレンは市での活用を望んでいた。子育て世帯が多い地域にふさわしい施設か

【わしの議員】皆さんの切実な意見をもとに、「ナゴヤセーレン跡地を巨大パチンコ店に貸さないよう求める」緊急署名にとりくみ、5月28日、セーレン（株）福井本社へ出向き、916筆の署名を執行役員に届け、面談してまいりました。

会社側は、言い訳に終始しながらも、「名古屋市にも何度も要請に行つたが、何ともならなかつた」と言われました。それは、「最初からパチンコ店に貸すという考えはなかつた。大店立地法のもとで、貴生町の交差点問題が調整できず、大型店の出店が困難となり、市の方でセーレン跡地を借りてもらい住民の願う施設や公園などに使ってほしい。市がもつてている塩漬け土地と交換してもらうことなども繰り返して要望したが、受け入れられなかつた」と言われました。

そもそもこの地域は、工業地域とはいえ、工場移転に伴い跡地には高層マンションが次々と建てられ、今後も通学路のすぐ東側の工場跡地には、新たなマンション建設の計画があります。しかし、名古屋市としてそのような実態にふさわしい、「まちづくり計画」がなされていないことが大きな問題です。保育所や幼稚園など子育て支援施設なども不十分、子どもも大人も樂



しめる公園もありません。アンケートの中にもあったように、名古屋市として、住民が住みやすいまちづくり計画を立てることが必要です。住宅都市局長に伺います。マンションが立ち並び、乳幼児や小学生を抱える、若い子育て世代が多い地域に、巨大パチンコ店が進出することについて、望ましいとお考えですか。

パチンコ店が建築可能な地域であり、現段階での規制は難しい

【住宅都市局長】パチンコ店が出店することにより、交通量が増加し、通学路の安全に影響を及ぼすなど、地元の方々に不安を与えることになる点については認識している。

用途地域として工業地域に指定されており、パチンコ店、住宅などが建築可能な地域であり、特定の建物用途を制限する地区計画等の定めもなく、適法に建築確認がおりたもので、今回の事例のように、一定の手続きが進んだ段階での規制は難しいのが実情である。

住民の願うまちづくりを

【わしの議員】工場跡地を活かして「巨大パチ

ンコ店よりも、住民の願うまちづくりを」、子育て支援施設や市民の憩える公園などに活用していくことなどについて、検討することこそ、市として大切な役割だと考えますが、いかがですか。お答えください。

この地域がまちづくりルールの策定に取り組む際には積極的に支援したい（局長）

【住宅都市局長】 今後の新たな開発に備え、この地域の方々が自らまちづくりについて考え、計画づくりやまちづくりルールの策定に取り組む際には、市として積極的に支援したい。

地域にも知らせず、法の抜け穴を使った姑息な開発、同じ大きさでもホームセンターがダメでパチンコ店がいいということでおいいのか（再質問）

【わしの議員】 住宅都市局長の答弁では、「パチンコ店の営業については、風営法に基づく愛知県の風営法施行条例によって規制されている」とありましたが、規制されるどころか抜け穴だらけです。風営法では学校から100m離れればよいということで、引っかかるところは、パチンコ店の敷地から外して建築確認申請も風営法の届け出も出されているそうです。しかし、私が、セーレン(株)福井本社に問い合わせたところ、外したところもパチンコ店と一体で開発が行われるそうです。

さらに、交通渋滞が著しいため大店法では調整できなかった貴生町の交差点問題も、風営法では何も問題にもされずクリアしてしまうのです。

また、「適法に建築確認が下りたもので、規制は難しい」という答弁でした。

確かに建築確認は下りていますが、市の中高層建築物紛争条例にもかからず、従って確認申請するときも、地域への説明もありませんでした。大阪の民間の確認機関で審査され、5月10日に確認が下りたそうですが、確認済みの看板も工事着工までに掲げればよいということで、なかなか掲げられず、私も地域の住民も「建築確

認済み」の看板を知ったのは、6月14日でしたが、サイズも小さくたった1か所だけでした。

このような状況の中で、地域のみなさんは、「パチンコ店が進出する」という情報を知るすべもなかったのです。それでも「適法に建築確認がおりた」といえるのか、私はとても疑問です。

河村市長、だからこそ地域のみなさんが困つておられるのです。このように、法律や県や市の条例にもかからず、なんの規制もできない中で、市内で最大規模のパチンコ店の出店が行われようとしているのです。市長には「仕方がない」ということではなく、まずは、現地を見ていただき、地域住民の声を聞いていただきたいと思いますが、いかがですか。

よう話し合ってもらわなしようがない（市長）

【市長】 まあ、これはよう話し合ってもらわなしようがない。それについては役所の方も応援していきたいと局長が言いましたけどね。まあ、そう思いますけど。

応援するのか（再々質問）

【わしの議員】 そして市長さん、しょうがない、そのあとよく聞こえませんでしたけど、応援していきたいって言われましたか、よくわからなかつたのでもう一度お答えください。

話し合いについては市の方も精一杯応援させていただく（市長）

【市長】 よう話し合っていただいて、話し合いについては市の方も精一杯応援させていただくということです。

市長に現場を見せていただき、住民の声を聞いていただきたい（再々再質問）

【わしの議員】 住民とパチンコ店との話し合いだということだと思うんですけど、私は216万人の命と暮らしを守る市長ですので、まずは市長さんに現場を見ていただいて、住民の声を聞いていただきたいという質問をしたんですけど、

もう1度お答えください。

精一杯応援させていただきます（市長）

【市長】まあ、精一杯応援させていただきますんで、話し合いは。そういうことでお願いしたい。

現地をご案内しますので、必ず現地へ来てください（意見）

【わしの議員】精一杯応援していくという決意が述べられましたので、現地をご案内しますので、住民の皆さんとの声を受け止めて、そして本当にこの地域が工業地域だから仕方がない、なになにだから仕方がない、ということではなくって。あの地域は全然緑や公園が無いんですよ。子育てするなら名古屋っていうのは、一部の地域はそういうことでなくてもいいってことじゃないと思いますので、子育てするなら名古屋にふさわしく、子どもたちやお母さん方の願いが叶うまちづくりにしていただきたいと思います。必ず現地へ来てください。強く要望して終わります。

個人質問（6月21日）

生活保護制度改悪を許すな／市営住宅に高齢者の交流スペースを／上飯田線に敬老バスを



岡田ゆき子議員

生活保護制度の改正等による本市の影響と対応について

基準引き下げで就学援助から外れる世帯は

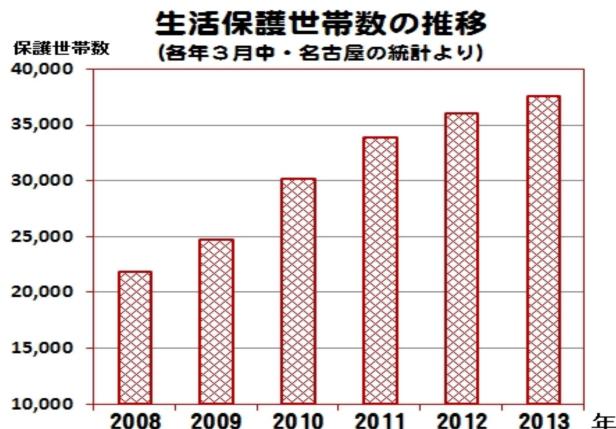
【岡田議員】始めに、生活保護制度の改正等による本市の影響と対応について質問します。

本市の生活保護世帯数は、リーマンショック前の2007年と比べて、1.7倍を超えており、デフレ不況が続く中で生活が維持できない厳しい状況があると考えます。

私のここ2年間の生活相談でも、収入低下による生活困難な事例は少なくはなく、保護申請の際には区役所の担当職員さんの助けをいただきながら、生活をどう立て直していくのか、本人と向き合い相談が多くなっています。8月からの生活扶助基準の引き下げが、今年度予算に組み込まれました。引き下げの対象は受給世帯の96%に及び、今後3年間で平均6.5%の引き下げとなります。

憲法25条に基づく健康で文化的な最低生活のラインをさらに低くする、重大な問題であると考えます。

生活保護法の改正案について、日本弁護士会、



愛知県弁護士会は問題を指摘する声明を出し、1つは申請の要式化により、違法な『水際作戦』を合法化するものであること、2つは、扶養義務者への通知の徹底で保護申請に対するいっそくの萎縮的効果を及ぼす点を上げ、改正案の撤回・廃案を求めています。

大きく3つの点についてお聞きします。そのうち2点は子育て世代の関係。今回の引き下げは、子育て世帯に影響が大きいことも指摘しておきたいと思います。

一点目は、生活扶助基準の引き下げによる他制度への影響についてです。

当初、厚生労働省は、生活扶助基準の引き下げにより他制度へ影響が出ないように検討していくと説明していましたが、5月20日の全国係長会議で、「他制度への影響は、各自治体で適切に判断し対応する」ようにと、地方自治体に課題を押し付ける無責任な説明となりました。国の無責任さはゆるせませんが、現実問題として、名古屋市が対応していかなくてはいけません。

就学援助制度は、本市の場合、保護受給世帯と、保護基準の1.0倍の収入である、準要保護世帯の方が対象で、子育て世代の厳しい家計状況を反映し、就学援助を受ける家庭は増え続けています。

今年8月から生活扶助基準を下げることで、現在、就学援助を受けている方や8月以降に申請する方で、対象から外れる世帯が出てくるのでしょうか。

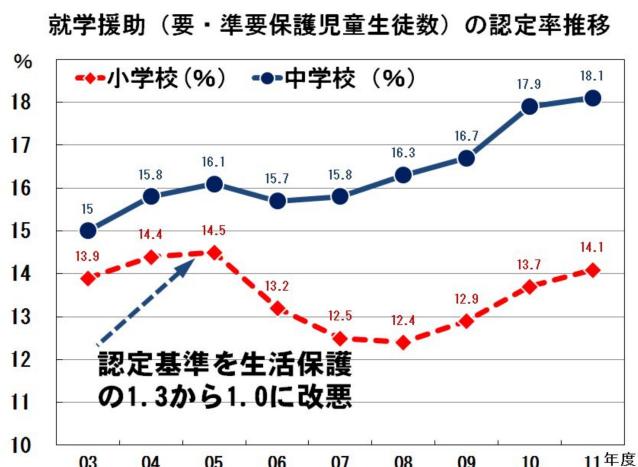
基準は1年間適用。今回は影響しない（教育長）

【教育長】就学援助で設定した所得基準は、年度当初に示したものと1年間適用するため、今

年8月から生活扶助基準が下がっても、平成25年度中は、就学援助の所得基準は変わらず、現在、就学援助を受けている方や、8月以降に申請する方に影響は生じません。

来年度以降へ影響しない施策をとれ（再質問）

【岡田議員】就学援助について、今年度は、影響はないと確認できました。全国係長会議でも、引き下げによる影響が及ばないように自治体で対応を、というのが国の方針ですから、来年度以降、影響が及ばないようするために、いったん引き下げていた就学援助の準要保護基準を1.0から1.3倍にする、対策を講ずる必要があるのではないかですか。再度、教育長お答えください。



国の動向を注視しながら検討したい（教育長）

【教育長】平成26年度以降の対応につきましては、国の説明会では生活扶助基準の見直しに伴う就学援助など他の制度への影響について、それぞれの制度の主旨や目的を理解してできる限り影響が出ないように対応すること、という基本的な考え方が示されました。今後地方への財源措置があるのかないのか国の動向などを注視しながら検討してまいりたいと考えております。

就学援助の基準を上げなければ回避できない（意見）

【岡田議員】必ず就学援助の基準を上げなければ、引き下げの影響は回避できません。国の財源と言わわれたが、名古屋の施策でやっているこ

となので名古屋の子育て世代を守という点では、決断して頂きたいと思います。

生活扶助基準引き下げの内容と子育て世帯への影響は

【岡田議員】生活扶助基準の引き下げへの対応について、今回の引き下げは、子育て世代への下げ幅が最大10%に上っています。特に多人数世帯に引き下げが集中しています。標準的な子育て世帯の生活扶助費の引き下げは月額でいくらになるのでしょうか。今回の引き下げで、子育て世代への影響をどのように考えていますか。

4人世帯で6,670円の減額（局長）

【健康福祉局長】40歳代の夫婦と小・中学生の4人世帯では、住宅費や教育費など除いた生活扶助基準額が月額200,050円のところ、平成25年度につきましては、8月からは月額193,380円となり、6,670円の減額となる。

独自の施策が必要ではないか

【岡田議員】国の生活保護基準が不十分であるため、自治体では独自で経済的支援を行ってきました。本市の場合、学齢児等がいる世帯には「修学旅行参加支度金」と「学童服購入資金」の支給があります。また、今年度からは学習支援サポート事業を試行的に始めるなど、貧困の連鎖を断ち切るため、こうした子どもに特化した支援は当然必要です。

以前には、小中学校入学祝い金や、卒業祝い金などもありました。

今回の引き下げによる子育て世代への影響を最小限にするため、せめて引き下げた分、以前の祝い金の復活など、独自の施策を行うことが必要ではないですか。健康福祉局長お答え下さい。

教育扶助や入学準備金の支給の他、学習サポートモデル事業を7月から3区で実施（局長）

【健康福祉局長】子育て世帯の児童に対しては、学校の給食費や学習支援費などの教育扶助があ

るほか、小・中学校へ入学する際の入学準備金などが支給されている。

その他、本市独自の施策として、いわゆる「貧困の連鎖」を防止するため、保護世帯の中学生に対し、学習支援や子どもの居場所づくりを実施する「学習サポートモデル事業」を本年7月から3区で実施する。

水際作戦の強化など、申請手続きへの影響はないか

【岡田議員】 改正案の第24条で、保護開始の申請には、必要な書類の添付を求める規定が新たに加わり、「要保護者の資産および収入の状況」「扶養義務者の状況」などの提出を求めていきます。

先日、病院のケースワーカーからお話しを伺いました。「病院に救急搬送される患者さんの中には、住所不定、資産不明の方がおられるが、生命優先で受け入れ、治療を開始している。その場合、現行では、口頭でも申請を受けつけ、保護を開始するが、改正により、申請書、資産や収入状況、扶養義務者の状況等がそろわない場合は、保護開始にならないのか」不安だと言われました。

書類が整わなければ、生活保護の申請を受け付けない、これが「水際作戦」と言われ批判が強まっている理由の一つです。この批判を受けて、全国係長会議では、改めて「保護の意思が確認されたものに対しては速やかに保護申請を受け付けるとともに、保護の申請書類が整っていないことをもって申請を受け付けないということのないように」と説明がされました。

改正案には、申請時の必要な書類提出が必要としながら、解釈では現行と変わりないと説明しています。名古屋市の取り扱いも現行と変わりないと認識してよいのか。健康福祉局長にお聞きします。

申請時の書類義務付けは一部修正され、現行と変わりない（局長）

【健康福祉局長】 今回の改正で、申請時の書類

の提出が義務付けられたが、国会の審議の中で「特別の事情があるときはこの限りではない」と一部修正された。国の説明では、書類の提出について、現行の運用の取り扱いを変更するものではないと聞く。

扶養義務者への通知で申請しにくくなるのではないか

【岡田議員】 改正案には、「扶養義務者へ書面をもって通知しなければならない」ことが新たに加わりました。勤め先が倒産したある男性は、派遣社員となり、短期間の仕事しかないと、仕事がないときは貯金を切り崩して、切羽詰まると姉に数万円借りてしのいできました。現在は、姉から金銭的援助はできないことを本人の申し出で確認し、保護開始となりました。今回の改正により、扶養義務者に対し、収入や資産などの扶養状況を求め、親族に通知するとしていますが、生活が困窮している人と親族との間では、交流が途絶えている場合も少なくありません。親族間の軋轢を恐れて生活保護の申請を断念する人が増える危険があります。

この点について全国係長会議では「扶養義務の通知」は「あくまで法制上の整理」とし、「通知の対象は極めて限定的な場合に限る」と説明しています。

改正案に「扶養義務者への通知」が加わることで、現行よりも、当事者が生活保護の申請に抵抗を感じ、申請しづらくなるということはないですか、お答えください。

今も通知しておりかわりない（局長）

【健康福祉局長】 扶養義務者に対する通知が法に明記されたが、従来より扶養が期待される方には通知しており、現行と大きく変わるものではない。

現在、生活保護法の改正案が国会で審議中のため、詳細な取り扱いが示されてないが、保護の申請権を侵害することのないよう、引き続き適正な生活保護の実施に努める。

保護の申請権を侵害することない取り組みを（意見）

【岡田議員】保護法の改正案について、お聞きしましたが、法案が通ったとしても、名古屋市は現行と変わりないということを確認しました。であれば、法律を変える必要は全くないということです。

18日付の毎日新聞の「記者の目」という記事で、「制度見直しを議論する社会保障審議会特別部会に受給者側も自治体側もそこに含まれていな」かったことを指摘して、「厚労省は現場の不安や懸念に向き合ってほしい」と述べています。現在、国の基準よりも少ないケースワーカーを早期に充足させることを求めると思います。

基準の引き下げは、受給者だけに限らず、他の制度へ社会保障にかかわる制度へのマイナス影響が起きるわけです。先ほども子育て世代については標準的な世帯、月に6670円も減額されるというのは本当に厳しいことだと思います。こういう点では名古屋市独自の支援は必要。今回の生活保護法の改正案は、保護の最初の窓口である申請を厳格化し扶養義務者への調査の義務化など、生活保護事態の申請をさせない意図が盛り込まれたものであり、改正案自体を撤回す

べきだと思います。名古屋市に対しては、局長が言わされたように、保護の申請権を侵害することないよう引き続き、保護行政に取り組んでいた

市営住宅における高齢者等の交流スペースの確保について

だくことを求めて、質問を終わります。

空き部屋の利用等、工夫してコミュニティスペースを

【岡田議員】本市の市営住宅は高齢化が進んでいます。名古屋市の高齢化率が22.6%であるのに対し、市営住宅では、65歳以上の夫婦と単身世帯を合わせると41.2%と大変高く、入居者の4世帯に1世帯は65歳以上の単身世帯となっています。

自治会などでは、集会所を使って、ふれあい喫茶やクラブ活動など積極的に取り組まれるようになり、高齢者同士のつながり、共同が広がつてきてています。

しかし市営住宅での孤独死は、一昨年42件、昨年57件と深刻な事態があります。

北区にある上飯田南荘の5棟では、最近この棟で起きた高齢者の孤立死をきっかけに、住民の発案で、「一人ぼっちをなくす」為に、気軽に立ち寄れる住民のたまり場が必要だとの議論になりました。しかし、約280の管理戸数をもつ5棟には専用の集会所がありません。

やむなく、階下の屋外の空きスペースを利用し「青空喫茶」を始めました。（パネル）

この取り組みで、なかなか屋外に出ることがなかった車いすの方、買い物以外は自宅にこもりがちな方が、「住んでいる棟の近くでやっているから」「気楽に行ける」と参加され、1年経過した現在は、毎週土日の8時半から10時半の間に、延べ6—70人が参加されるようになりました。発案した役員さんは「とにかく、ひとりでじっとしている高齢者が本当に多い。いつも不安を抱えている。やってみて、同じ棟の中で集える場所が必要だったことがよくわかつた」と言われました。参加される方も、「ここ



にこれば誰かに会える」「心があつたくなる」と気持ちの変化が起きています。市営住宅において、こういった取り組みを広げることは必要だと考えますが、住宅都市局長の見解をお聞きます。

問題は、屋外のため、雨の日や冬は聞くことができないことです。

現在の名古屋市の集会所整備基準は、管理戸数150戸未満で70m²程度、150戸以上では100m²程度の集会所を整備することとなっており、500戸を越える場合は、必要に応じて、広くする、もしくは、複数の設置を考慮することとなっています。

上飯田南荘は、管理戸数1612戸に対して120m²を越える集会所が2か所。単純に計算しても、上飯田南荘には、3か所以上の設置が必要だと思います。

若い世帯がいた30年以上前の状況とは変わり、外界との接点がなかなか持てない高齢者や引きこもっている方にとって、「気軽に」「いつでも」寄りあえる、小さい単位のコミュニティが必要です。

集会所は1つの提案ですが、空き部屋の利用等、工夫してコミュニティスペースをつくっていく必要があるのではないでしょうか。

既存の集会所をコミュニティ活動の拠点として有効活用を（局長）

【住宅都市局長】高齢者の孤立を防止するため「ふれあいの場」を創出する取組みを進めて、自治会との連携のもとに団地内の集会所を活用した「ふれあい喫茶」や空き地を活用した「共同菜園」の運営に対する支援を行っている。引き続き、このような取組みを進め、引きこもりがちな高齢者の参加を促すとともに団地内コミュニティの活性化を図っていく。

住宅を集会室に用途変更することは応募倍率が非常に高いので困難、ふれあい喫茶など各団地に整備している既存の集会所をコミュニティ活動の拠点として有効活用していただきたい。

ぜひ支援を（意見）

【岡田議員】高齢者の交流スペースの確保については、岩城副市長さんが「孤独感を解消するというのは必要だ」とおっしゃいました。そういう点では、今日紹介した青空喫茶というのは小さい単位でふれあいの取り組み自主的にやっている。市営住宅での孤立死を防ぐ取り組みを住宅都市局でも、ふれあいの取り組みをやってらっしゃることなので、ぜひ支援をしていただきたいと思います。

敬老バスの上飯田連絡線への利用拡大について

まず上飯田連絡線への敬老バスの利用拡大の決断を

【岡田議員】市長は、敬老バスの利用拡大については、「名鉄に拡大することも検討したい」と当選後の新聞インタビューで語っています。私どもも、JRや名鉄などの他の公共交通機関への利用拡大していくべきと考えていますし、まずは、上飯田連絡線への拡大に着手すべきだと思います。

上飯田連絡線の上飯田駅から味鋤駅まで敬老バスの適用を拡大した場合、名鉄に支払う運賃相当額は年間1296万5千円と試算されており、十分に負担できる金額です。ただ、敬老バスのICカード化が前提となるため、関係するすべての駅の改札機を改修しなければなりませんが、ICカード化と改札機の改修を行えば、その後、他の名鉄へも拡大する道を開くことになります。市長、まずは上飯田連絡線への敬老バスの利用拡大を決断していただきたい。

審議会の結果を見て結論を得る（市長）

【市長】財政のこといろいろ言いますが、市バスの方はそちらの方で何とか出して。これ経済効果が結構あるっていわれとる。審議会やつとらっせるもんで、その結果をみまして、結論を得る。ということでやっております。

上飯田連絡線開通で市バスが廃止され敬老バスが使えなくなった（再質問）

【岡田議員】 北区公職者会でも、この問題では、地元住民の強い要望などもうけています。財勘採択の後、公職者会で市長に要望した際、この味鋤地域は、2003年に地下鉄開通と引き換えに市バス路線がなくなり、その上にできた地下鉄は敬老バスは使えない2重に苦痛を受けている地域だとお話ししました。第3セクターという点でも、ゆとりーとラインやあおなみ線と同じではないですか。特殊の事情をもう一度考えていただき、何とか解決していただきたい。市長、再度答弁をお願いします。

ようけの所に行けるようになればいいな（市長）

【市長】 議会でも財政状況勘案のうえと、採択いただいております。審議会がありますけども、これも含めて議論しておるはずですので、ようけの所に行けるようになればいいなと思っております。

味鋤の地域の足がなくなった。ぜひ決断を（意見）

【岡田議員】 是非、解決してください。味鋤の地域のあしがなくなってしまっているんだという状況、同じ市内ですので、ぜひ決断を求めていきたいと思います。

追加議案質疑 (7月2日)

市長の給料の特例（半減3ヶ月）は、議員の口利きを前提にした処分。全容解明を

山口清明議員



市長の給料の特例に関する条例の制定について

最終報告を待たずに中間報告のみで処分を決定したのはなぜか

【山口議員】 この案を提出したのは、国民健康保険料に係る滞納整理嘱託員の不正採用が行われたことに伴い、市政の信頼を著しく損ねたことに対する市長の責任を明らかにするため、と説明されています。

問題の不正採用事件について、日本共産党名古屋市議団は、昨年12月と今年4月と二度にわたり、議長に対して地方自治法第百条にもとづく調査特別委員会の設置など、真相解明のために議会として全力をあげるよう申し入れてきました。

市政に対する信頼を回復するために、真相解明

に力を尽くすのは議会の当然の責務です。議案審議を通じて少しでも事件の真相に迫りたいと考え、条例提出の根拠となる事件の事実認定について、以下、数点、市長に質問します。

この事件について、市長は2月に弁護士チームを発足させ、その調査チームは4月3日に中間報告を発表しました。そして6月18日、幹部職員2人を免職にするなどの処分を行い、今度は市長自らに重い処分を科す条例を出しましたが、市長、最終報告を待たずに中間報告のみで処分を決定したのはなぜですか。

事実関係は十分した、5月24日に検察も起訴猶予処分をしたので処分

【河村市長】 去年の4月に市長ホットラインに通報があり調査、8月28日に名古屋市として告発をしております。その間も、当局としては調査をつくし、中間報告で新たに出てきた事実

職員不正採用問題で免職などの処分を報道する各新聞 (6月18・19日)



不正採用問題で処分を発表し、陳謝する河村たかし市長（右から4人目）ら

市幹部2名が市役所で18日

市幹部2人を免職

指示した生活福祉部長
(56) 偽有印公文書作成部
年局長級にて
など書類が検査された
月は月
も

区分	①	②	①-②	(参考)
	今回の支給額	今回の特例の減給額	差引支給額	通常の支給額
4月	574,571	—	574,571	500,000
5月	1,320,300	—	1,320,300	500,000
6月	1,320,300	—	1,320,300	500,000
期末手当	2,902,020	—	2,902,020	1,000,000
7月	1,320,300	750,000	570,300	500,000
8月	70,313	—	70,313	500,000
9月	70,313	—	70,313	500,000
10月	70,313	—	70,313	500,000
11月	70,313	—	70,313	500,000
期末手当	—	—	—	1,000,000
12月	70,313	—	70,313	500,000
1月	70,313	—	70,313	500,000
2月	70,313	—	70,313	500,000
3月	70,313	—	70,313	500,000
合計	7,999,995	750,000	7,249,995	8,000,000

今年は、800万円の特例条例が4月で切れたため。

につきましても、当局の人間にヒアリングもしましたし、事実関係につきましては十分であるということで、5月24日に検察も起訴猶予処分をしましたので、このタイミングで処分をさせていただいた。

ネット中継で視聴していたという明らかな事実誤認の指摘に訂正も反論もないが

【山口議員】 処分の根拠が中間報告のみだとすると聞きたいことがあります。

中間報告にある、平成21年9月の委員会審議の状況をネット中継で視聴していた、との記述について、委員会のネット中継は平成23年3月からなので、明らかな事実誤認だとの指摘を議会側からも調査チームにしたはずです。ところがいまだに訂正も反論もありません。どうなったのですか。

現実に見ていた印象と重なったのではないか

【河村市長】 弁護士さんの話では最終報告のときに出すということですが、僕がきいたところでは、インターネットはあの時にはなかったけども、答案偽造の時に、間違いなく、その風景が頭に浮かんだと言つていまして、控室で見ているなり、現実に見ていた印象が重なったのではないかと、当事者が言つていると。インターネットか、実際に控室で見ていたのか、いずれかの印象が重なったのだろうと、本人が語つてゐるという報告が出されるようです。

動機について、市長として事実と認定した事柄は何か

【山口議員】 重い処分の根拠ともなる中間報告がこれでは困ります。

調査チームの最終報告が出てから処分を決めるものと思っていましたが、5月と言われていた最終報告は出るのか。事実関係の解明は既に全て終了したということで今回の条例を提出したのですか。答弁を求めます。

調査チームの中間報告を報じた新聞の見出しへは「市議の口利き認定」「恫喝的顔浮かび不

正」「部長『市議に圧力を感じた』」などの言葉が並びました。

私も、不正を招いた要因に議員の関与があったか否かを明らかにすることが事件の重要なポイントと考えます。この点が不明朗なままで職員に対し重い処分を課し、市長自らを罰すると言われてもすっきりしません。

これまでの委員会審議では、当局からは「検査当局に書類を送った」「検査中の案件だから答弁できない」としか答えていただけませんでした。

ところが、名古屋地検は5月24日、理由を明らかにしないまま、職権乱用や虚偽有印公文書作成、同行使などの疑いで書類送検されていた職員3人と、あっせん収賄などの疑いで告発された市会議員について、いずれも不起訴としました。この判断に対する評価は別にして、検察が不起訴とした案件について、今回あえて思い処分を決定したのは、市として相当十分な確信を持って、事件に関する事実認定をしたうえでのことだと思います。事件の全容について尋ねることはしませんが、端的に一点だけうかがいます。

市長が重い責任を感じるというこの不正採用事件に幹部職員が手を染めた動機について、市長として事実と認定した事柄は何か、具体的かつ端的な答弁を求めます。

議員さんからの働きかけがあったと判断した

【河村市長】 弁護士さんのチームや、内部の調査によって、こちらの職員のほうがきちんと話をしておりまして、「議員さんからの働きかけがあった」ということは認めております。全員。また、弁護士さんが調べた新しい事実につきましても、職員に確認したところ、その通りであるということでありまして、動機について、そこまで確実であれば間違いないと判断した。



百条委員会の設置と事件の真相究明、議員に対する疑惑の解明と政治倫理の確立を

【山口議員】市長、最終報告を待たずに処分を決めたということになると、中間報告は重いのです。

職員の処分だけだったら、その動機が何であれ、結果として不正採用に関わったという、この事実認定だけで十分なのですよ。特別な調査チームいりません。

あなたが、あえて調査チームをつくり中間報告を出したんですね。事実認定に一点でもスキがあつてはいけないと、私は思います。中途半端な調査報告は即刻、改めていただきたい。

そのうえで、この100号議案は、あなたの、市長としての独自の責任を問うものです。部下が過ちを犯したから上司として一般的に監督責任を問う、こういう条例ではないと私は受けとめています。ですから、職員を処分した事実認定についても、事件の動機や背景を含めて明らかにする。そのうえで、自分自身に対する適正な処分が行えると私は考えます。

いまの答弁で、幹部職員が不正を働いた動機に、議員からの働きかけがあったと明言しました。そのことを認定したうえで、今回の提案をされたと、私は受け止めたい。

もとより市会議員にかけられた疑惑、口利き疑惑の解明は市民に対する議会の責務です。

百条委員会の設置については、現在も、議会運営委員会理事会で協議が続けられています。私たちは、引き続き、全会一致で、この百条委員会、設置できるよう粘り強く取り組んでいく決意です。

同時に、事件の真相究明、議員に対する疑惑の解明と政治倫理の確立のために、今後とも力を尽くしてまいりたい。このことを表明して質問を終わります。

補正予算案の概要

2013年6月議会 委員会日程表(補正予算 条例改正等)

日時	総務環境	財政福祉	教育子ども	土木交通	経済水道	都市消防
6/14 (金)	13:00 質疑 (給与条例)					
6/17 (月)	10:30 意思決定 (給与条例)					
6/25 (火)	10:00 3分演説7人		3分演説2人			3分演説3人
	10:30 質疑 (総務)	質疑 (財政)	質疑 (子ども)	質疑 (土木)	質疑 (経済)	質疑 (住宅都市)
6/26 (水)	10:30 総括質疑 (総務)	質疑 (福祉)	質疑 (教育)	総括質疑 (土木)	質疑 (水道)	質疑 (消防)
6/27 (木)	10:30	総括質疑 (財政)	総括質疑 (子ども)		総括質疑 (経済)	総括質疑 (住宅都市)
6/28 (金)	10:30 所管事務調査 (仕分け)	総括質疑 (教育) 所管事務調査 (仕分け)	総括質疑 (教育) 所管事務調査 (仕分け)	所管事務調査 (公園経営プラン) 所管事務調査 (仕分け)	総括質疑 (水道) 所管事務調査 (仕分け)	総括質疑 (消防) 所管事務調査 (仕分け)
7/1 (月)	10:30 意思決定	意思決定	意思決定	意思決定	意思決定	意思決定

補正予算の概要

事項	金額	左の財源	説明
一般会計	市長給与の減額	△12,489	一般財源 12,489 市長の給与を年収800万円に減額
	地域委員会モデル地域の地域予算	20,891	一般財源 20,891 7区7地域の地域課題解決のための地域予算
	次期総合計画の策定	20,000	一般財源 20,000 有識者懇談会やタウンミーティング等を実施
	中京独立戦略本部の運営	1,000	一般財源 1,000 施策についての協議、合意形成を図る
	名古屋城整備課題調査	3,000	一般財源 3,000 天守閣のあり方の調査を実施。市民意見を聴取
	名古屋城重要文化財等展示収蔵施設整備構想の策定	5,000	一般財源 5,000 名古屋城の重要文化財等を公開し、管理・収蔵施設の整備構想を策定し、障壁画の展示方法を検討
	世界の金シャチ横丁（仮称）事業化検討調査	12,068	諸収入 9 一般財源 12,059 基本構想に基づき、事業内容及び実施手法等の検討調査
	賃貸方式による民間保育所の設置	266,681	県費 177,846 一般財源 88,835 「待機児童ゼロ」へ本園7カ所 0歳～3歳 定員 280人（うち3歳未満児定員 231人）。公募で選定
	グループ実施型家庭保育室の設置	73,593	県費 22,286 一般財源 51,307 5カ所 定員75人（全て3歳未満児）。公募で選定
	久屋大通整備の官民連携方策検討調査	20,000	国庫 20,000 久屋大通の公共施設や民間施設を官民連携での整備や管理運営の方策を検討調査
	鉄道を活用した都市魅力向上策検討調査	10,000	一般財源 10,000 都市の魅力向上に、蒸気機関車など話題性のある車両の活用等を調査
	納屋橋地区等における堀川浄化策等検討調査	8,000	一般財源 8,000 納屋橋エリアから名古屋城エリアの堀川浄化策、にぎわいづくりの検討調査
	ヘリコプターの購入	1,350,000	国庫 311,395 地方債 934,000 一般財源 104,605 消防ヘリコプター（平成7年度購入）の更新 全額繰越明許
	理科教育設備の購入	200,500	国庫 100,250 一般財源 100,250 児童・生徒の実験・観察に必要な器具等を購入。小・中学校 50万円／校、高等学校100万円／校
特別会計	計	1,978,244	特定財源 1,565,786 一般財源 412,458
	基金会計（財源の繰出）	412,458	基金積戻金 412,458 財政調整基金
	公債会計（起債額の繰出）	934,000	地方債 934,000 消防施設整備公債
公営企業	計	1,346,458	特定財源 1,346,458
	水道事業（水資源機構～繰上償還）	389,437	留保資金 (389,437) 支払利息軽減のため、繰上償還
総計		3,714,139	特定財源 2,912,244 一般財源 412,458 留保資金 (389,437)

反対討論（7月2日）

不要・不急なエンターテイメント事業ばかりで市民の暮らしをないがしろにした補正予算は認められない さはしあこ議員



2013年度名古屋市一般会計 補正予算案（第1号）について

【さはし議員】日本共産党名古屋市議団を代表して、ただいま議題となっております一般会計補正予算に反対の立場で討論を行います。

天守閣木造再建は、今やることか

反対する理由の第一は、名古屋城天守閣の木造復元の課題を調査する経費が計上されていることです。

市長が言う本物の天守閣を再建するための調査は、これまでも進められており、ヒノキの調達やバリアフリーにならない問題、火災や地震にたいする安全性などの課題がクリアされていません。今回の調査では、現在の天守閣が有する博物館機能についての検討が予定されていますが、木造で復元した場合には、天守閣内に展示スペースを設けることができず、代替措置を講じても博物館機能の低下は避けられません。約18年に及ぶとされる復元工事中には、入場者数が減少することも危惧されます。

現在の天守閣は、今後50年ほどの耐用年数が



あり、これを取り壊して、約400億円もかかる本物に近い木造復元を急ぐ必要はなく、木造復元を前提にした調査は、必要性も緊急性もありません。

なぜ名古屋が鉄道の聖地なのか

第二は、鉄道を活用した都市魅力向上策を検討する調査費も認められないことです。

鉄道を活用した都市魅力

向上の調査にもかかわらず

「あおなみ線でのSLの定期走行」が大前提であり、実現性に極めて疑問がある事業を、他の事業より優先して調査する必要はありません。採算性や実現性に関する調査は、本来、鉄道運ものであります。



名古屋市は、残念ながら車社会であり、名古屋市が鉄道の聖地とすべき歴史的必然性は見い

特別史跡名古屋城跡全体整備計画にかかる想定スケジュール

鉄道を活用した都市魅力向上策検討調査（1000万円）

項目	内容
ト 基 本 整 理 コ ン セ プ	先行事例の研究 他都市での事例研究
	観光資源化に関する検討 運行事業者や鉄道専門家など有識者からの意見聴取、観光資源化に関するコンセプト作り
施 策 の 実 現 性 の 検 討	蒸気機関車を始めとする話題性のある車両の活用方法に関する検討 保存車両調査、復元関連調査、展示方法検討 鉄道博物館の構想検討
	走行路線・運行形態に係る検討
	費用対効果、経済効果の想定 事業採算性や経済波及効果に係る検討
市民意向の把握	シンポジウム、アンケート等による意見聴取

だせません。将来に向けての都市の魅力につながる可能性が高い、LRTなどの新型交通システム等の検討もこの調査に入っています。

以上のことから、都市魅力の向上につながる調査費とはいがたいものです。

財界中心の中京都構想

第三に、中京独立戦略本部の運営費が含まれていることです。

「中京都構想」は、大企業中心の企業誘致や巨大インフラ整備などの促進を目指すものであり、その司令塔である中京独立戦略本部の運営への支出は認められません。

以上、反対理由を申し上げまして討論を終わります。

主な議案に対する会派別態度(7月2日)

1 当局当初提案 8件(補正予算:4件 条例案:14件、一般案件:1件)

議案名	各会派の態度										結果	備考	
	共	自	減	公	民	新	打	名	市	改			
2013年度名古屋市一般会計補正予算(第1号)	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	補正額19億7,824万円。名古屋城天守閣木造再建やS.L.活用、金シャチ横丁などマニフェスト関連が大半。待機児対策は賃貸方式による民間保育所やグループ実施型家庭保育室を設置。その他、総合計画の準備や防災へリ購入など。
2013年度名古屋市基金特別会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	補正額4億1,245万円。財調から一般会計へ
2013年度名古屋市公債特別会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	補正額9億3,400万円。消防ヘリのため
2013年度名古屋市水道事業会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	補正額3億8,943万円。水源機構へ繰上償還
市長等及び職員の給与の特例に関する条例の一部改正	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	一般職等の給料を3%削減。管理者、教育長、局長級、部長級は2%→5%。固定資産評価委員、課長級は1%→4%。係長級、係員は新たに3%削減。地域手当を2%加え、差し引き1%の減額。 期間は7月1日～来年3月31日
市長の給与の特例に関する条例の制定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	現任期の市長の給料及び期末手当を減額、地域手当及び退職手当を不支給とする ・給料月額 50万円(117万3600円) ・期末手当 各100万円(計611万円) ・地域手当 不支給(10%) ・退職手当 不支給(4225万円) ()は条例支給額
〃の附帯決議	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	現市長の特例なので、報酬審議会の審議は公平に
職員退職手当条例の一部改正	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	一般職の退職手当を ・長期勤続者の特例を廃止、退職手当の基本額を国と同率(87%)へ段階的に引き下げ ・在職期間中の貢献度を反映させる退職手当の調整額を導入 ・支給日数及び育児休業期間に係る除算期間を国に準じて改正
名古屋市市税条例及び名古屋市市税減免条例の一部改正	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	地方税法の一部改正等に伴い ・名古屋市市税条例を、公的年金等に係る仮特別徴収税額に関する規定、特定公社債等の利子等に対する課税方式に関する規定、固定資産税の課税標準の特例に関する規定を整備。 ・名古屋市市税減免条例を、引用条文の条項移動等に伴い整理
名古屋市保健衛生関係手数料条例及び名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	法改正に伴う規定の整理。「動物取扱業」を「第1種動物取扱業」に、「第2種動物取扱業」に関する立入検査等を規定。 平成25年9月1日より
名古屋市立学校設置条例の一部改正	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		志段味東小学校の改築移転。平成25年9月1日
名古屋市スポーツトレーニングセンター条例の一部改正	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		黒川スポーツトレーニングセンターに利用料金制度を導入、指定管理者を公募。 選定基準を見直し。平成26年4月1日より

○：賛成 ●：反対 ▲：打切 ー：議席なし ×：棄権 / 共：日本共産党 自：自民党 減：減税日本 公：公明党 民：民主党 新：新政会
打：既得権打破の会 名：名古屋市民クラブ 市：市民クラブ 改：地方分権改革会 ク：無所属クラブ

続き

議案名	各会派の態度										結果	備考	
	共	自	減	公	民	新	打	名	市	改			
名古屋市プール条例の一部改正	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	鳴海プール等に利用料金制度を導入。平成26年4月1日より
名古屋市名城庭球場条例の一部改正	修正可決で採決なし										修正可決	名城庭球場に利用料金制度を導入。指定管理者を公募。選定基準の見直し。平成26年4月1日より。	
〃 修正案	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	実施時期を延長し、ローンテニスクラブとの話し合い継続を求める。
名古屋市道路附属物自動車駐車場条例の一部改正	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	池下・大曾根・吹上等の駐車場の回数券や定期券の割り引き可能額を拡大
名古屋市コミュニティセンター条例の一部改正	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	新設 守山区 志段味西コミセン 名東区 前山コミセン 名称変更 守山区 下志段味コミセン 緑区 熊の前コミセン
名古屋市中小企業振興会館条例の一部改正	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	駐車場の利用料金を、継続駐車した場合の利用料金を追加。回数駐車券の利用料金を割り引く範囲を拡大。
名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	茶屋新田地区整備計画区域の対象に西茶屋一丁目、川園一丁目などを追加。容積率の最高限度、建ぺい率の最高限度、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、高さの最高限度、緑化率の最低限度などを制限。
火災予防条例の一部改正	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	法改正で、管理権原が分かれている対象物に「統括防火管理者」の選任を義務付け、住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に定温式住宅用防災機器の追加など
財産の取得	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	歴史の里用地。256筆。田ほか68,369.77m ² の土地に対する仮換地で上志段味特定土地区画整理組合の32,860.49m ² 2,007,775,939円で名古屋市土地開発公社から購入。

2 追加議案 4件 (条例案1件 人事案件3件)

議案名	各会派の態度										結果	備考	
	共	自	減	公	民	新	打	名	市	改			
市長の給料の特例に関する条例の制定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	不正採用事件の処分に関連し、市長の給料を3ヶ月間半減するもの。
人事委員会委員の選任 (任期4年)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	同意	細井土夫 (1950年生、岡崎市、弁護士、再)
固定資産評価審査委員会委員の選任 (任期3年)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	同意	箕浦憲二 (1947年生、天白区、箕浦不動産社長、県宅建協会参与、再々任) 岩田久美子 (1958年生、守山区、税理士、再) 鷲野直久 (1959年生、中村区、公認会計士、税理士、再) 中谷恵子 (1964年生、不動産鑑定士、新)
人権擁護委員の推薦 (任期3年)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	な異議	再任6人、新任3人

人権擁護委員：津田千代二 (1950年生、中村区、中区長から若宮大通駐車場社長、新) 三輪金久 (1940年生、熱田区、泰文堂社長、保護司、再々々) 水谷昌明 (1955年生、港区、真宗大谷派善行寺住職、特養寿樂苑施設長、再) 萩田高光 (1950年生、守山区、じまだ小学校長、市政資料館専門調査員、新) 高柳良江 (1948年生、守山区、法律事務所、再々々) 伊藤豊子 (1943年生、緑区、東海銀行勤務、民生委員、保護司、再々々) 佐久間美親 (1945年生、緑区、緑高校教諭、保護司、再) 吉田恵子 (1952年生、緑区、信友勤務、民生・児童委員、再々) 川澄康子 (1949年生、名東区、家裁調停委員、新)

○=賛成 ●=反対 ▲=打切 ー=議席なし ×=棄権 / 共:日本共産党 自:自民党 減:減税日本 公:公明党 民:民主党 新:新政会 打:既得権打破の会 名:名古屋市民クラブ 市:市民クラブ 改:地方分権改革会 ク:無所属クラブ

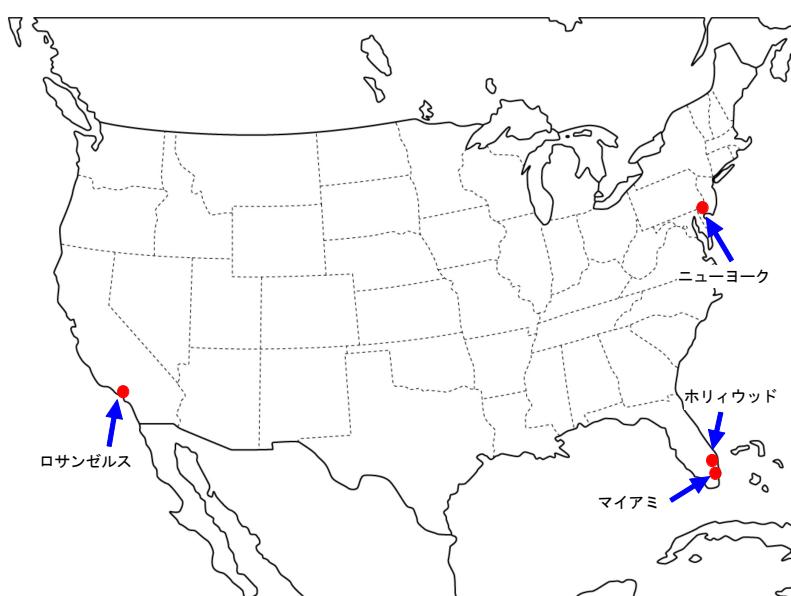
続き

3 議員提出案件 3件（人事案1件 議員派遣2件。付帯決議と修正案は市長提案の項に記載）

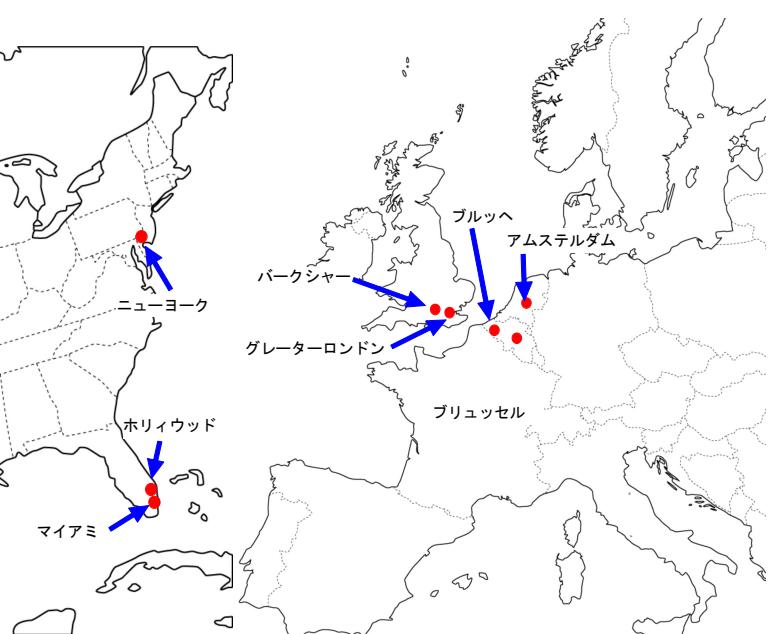
議案名	各会派の態度										結果	備考	
	共	自	減	公	民	新	打	名	市	改	ク		
地域環境審議会委員の推薦	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	宮田佳佑（港区、1941年生れ、無職）柴田隆司（守山区、1952年生れ、会社員）前任者死亡による補欠委員
議員派遣（ロサンゼルス市姉妹都市交流公式代表団）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	副市長とほぼ一緒に副議長と幹事長が参加。8月4日～13日。ばばのりこ（副議長・公）坂野公壽（自）木下優（公）服部将也（民）堀田太規（新）。共産と減税は不参加。ニューヨーク市、マイアミ市、ホリィウッド市、ロサンゼルス市。 *ロサンゼルス市以外は調査。
議員派遣（名古屋市会欧州視察団）	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	4年に一度の慣例的視察の一つ。8月17日～24日。浅井正仁、伊神邦彦、中川貴元、丹羽ひろし、松井よしのり（以上自民）近藤和博、金庭宜雄、佐藤健一、沢田晃一、中村満、三輪芳裕（以上公明）小川としゆき、おくむら文洋、加藤一登、橋本ひろき（以上民主）山本久樹（打）の16人。 バークシャー州、グレーターロンドン市（イギリス）、ブリュッセル首都地域、ブルッヘ市（ベルギー）、アムステルダム市（オランダ）。

○=賛成 ●=反対 - =欠席 / 共：日本共産党 自：自民党 減：減税日本 公：公明党 民：民主党 新：新政会 打：既得権打破の会 名・名古屋市民クラブ 市：市民クラブ 改：地方分権改革会 ク：無所属クラブ

ロサンゼルス市姉妹都市交流公式代表団



名古屋市会欧州視察団



請願の採択を求める討論 (7月2日)

稼働率も利用者満足度も100%に近い人気施設・休養温泉ホーム松ヶ島を廃止するな

岡田ゆき子議員



休養温泉ホーム松ヶ島を存続し、充実させることを求める請願について

【岡田議員】ただいま議題となっております「休養温泉ホーム松ヶ島を存続し、充実させることを求める」請願の採択を求め、討論いたします。

「廃止を含む見直し」の事業仕分けをうけ名古屋市は、「老朽化を見極めながら廃止」

休養温泉ホーム松ヶ島は、高齢者、障害者、ひとり親家庭などを対象にした、低廉な料金で利用できる保健休養施設であります。

平成23年に実施した名古屋版事業仕分けにおいて、「廃止を含む見直し」と判定され、社会福祉審議会での議論を経て、名古屋市は、今後老朽化を見極めながら廃止すると決めました。

今回の廃止は、この施設は人気がないとか、利用率が悪いであるとか、赤字を抱えているからという理由ではなく、老朽化だけが理由であります。

稼働率はほぼ100パーセント、利用者満足度も100%に近い人気のある施設なのに

実際は、市民にとって、低廉で利用しやすい施設であり、稼働率はほぼ100パーセント、利用者満足度も100%に近い人気のある施設です。それにもかかわらず、廃止することを市民は納



得していません。

市民が納得する代替施設はない

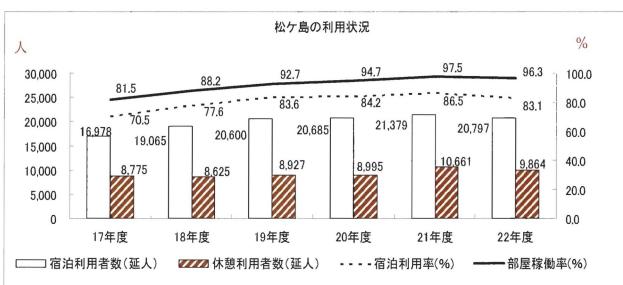
また、市は、本施設を廃止しても、代替施設はあるとしていますが、果たして、本施設と同等程度に低廉で利用できるのか、交通機関等問題はないのか、何よりも市民が納得した場所が必ず確保できるのかは、明らかではありませんし、まだまだ検証が必要です。

高齢者、障害者、ひとり親世帯などが気軽に利用できるよう、存続・充実を

施設設備の老朽化は当然の課題ですが、市民に長く愛され、現在でも人気の高い、必要な施設を、廃止と判断するのは拙速すぎます。

市が高齢者、障害者、ひとり親世帯などに提供できる公的な施設として、休養温泉ホーム松ヶ島を存続し、さらに利用しやすい施設に充実させるため、この請願の採択を呼びかけて討論を終わります。

●利用状況



区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
宿泊利用者数(人)	16,978	19,065	20,600	20,685	21,379	20,797
宿泊利用率(%)	70.5	77.6	83.6	84.2	86.5	83.1
部屋稼働率(%)	81.5	88.2	92.7	94.7	97.5	96.3
休憩利用者数(人)	8,775	8,625	8,927	8,995	10,661	9,864

※宿泊利用率(%) =宿泊利用者数/(定員80人×営業日数)

※部屋稼働率(%) =利用部屋数/(部屋数(24部屋)×営業日数)

請願・陳情審査の結果 (2013年3月～2013年6月の委員会審査)

新規請願 (2月定例会で受理され、6月議会開会までの間に、委員会で審議された結果。異議申し立てのあった請願のみ、本会議で採決し、保留や採択の請願は本会議で採択しません。6月議会で受理された請願は、9月議会での採決になります。)

請願番号	請願名	請願者	請願項目	各会派の態度								結果	備考(委員会)			
				共	自	減	公	民	新	打	名	市	改			
平成25年第1号	南区におけるより一層の雨水対策を求める請願	南区住民	弥富、笠寺、鳴尾、柴田の各ポンプ所への導入管の断面積の拡大を	○	●	●	●	●	●	-	-	●	-	-	不採択	経水2013.5.15
平成25年第2号	地下鉄御器所駅2番出入口にエレベーターを設置することを求める請願	昭和区住民(3,007名)	地下鉄御器所駅2番出入口にエレベーター設置を	慎重審査のため								保留	土交2013.5.15			
平成25年第3号	名鉄瀬戸線に敬老バスで乗車できるようにすることを求める請願	住民本位の市政を進める守山区民の会(54名)	名鉄瀬戸線に敬老バス適用を	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	不採択	財福2013.5.15
平成25年第4号	南保育園の統合計画及び民間移管計画の変更を求める請願	南区公立保育園を守る会(6629名)	1 南保育園と氷室保育園の統合を行わない 2 在園児が南保育園で卒園できるようにする	取り下げ(この請願があると年中児までは当園で卒園させる計画を発表できないという当局の説得を受けて取り下げ)								取下	教子2013.5.13			
平成25年第5号	氷室保育園の統合計画及び民間移管計画の変更を求める請願	港区住民	1 氷室保育園と南保育園の統合を行わない 2 在園児が氷室保育園で卒園できるようにする	取り下げ(この請願があると年中児までは当園で卒園させる計画を発表できないという当局の説得を受けて取り下げ)										教子2013.5.13		

保留の請願 (2月定例会以前に受理され、これまでに結論が出なかった請願。保留の請願は本会議での採決は行われません)

請願番号	請願名	請願者	請願項目	各会派の態度								結果	備考(委員会)			
				共	自	減	公	民	新	打	名	市	改			
平成23年第4号	緑市民病院のより良い医療を求める請願	緑区住民	2 医師・看護師不足を早急に解決し、安心できる診療体制の再生を	慎重に検討								保留	財福2013.5.15			
平成23年第16号	TPPへの参加に反対することを求める意見書提出に関する請願	新日本婦人の会愛知県本部	TPPへの参加に反対することを求める意見書を	動向を見守る										土交2013.5.15		
平成23年第17号	妊娠健診の受診費用に対する補助の拡充等を求める請願	新日本婦人の会愛知県本部	1 妊娠健診の助成費用の引き上げと、産後検診を1回無料に	慎重に検討								保留	教子2013.5.13			
平成23年第30号	社会保障・税に関わる番号制度の導入に反対する意見書提出を求める請願	住基ネットに反対する市民の会	社会保障・税に関わる番号制度の導入に反対する意見書を	○	●	○	●	●	●	×	●	●	●	●	不採択	経水2013.5.15
平成23年第37号	名古屋市公会堂に洋式トイレを早急に増設することを求める請願	財団法人不老会瑞穂区支部長	名古屋市公会堂に洋式トイレを早急に増設を	慎重に審査								保留	経水2013.5.15			
平成23年第45号	学童保育制度の拡充を求める請願	名古屋市学童保育連絡協議会	1 (1)名古屋市が学童保育所の土地及び施設を確保する (2)学童保育指導員の経験加給助成制度を新設する	動向を見守る										教子2013.5.13		
平成23年第51号	子どもたちの豊かな保育所生活と保護者の就労等を保障する保育施策の拡充を求める請願	名古屋市公立保育園父母の会	6 3歳未満の障害児に対応した保育体制を	慎重審査のため								保留	教子2013.5.13			
平成23年第52号	敬老バスの現行制度を守り、充実させることを求める請願	全日本年金者組合	敬老バスの現行制度を守り、充実を	慎重審査のため										財福2013.5.15		
平成23年第53号	丸の内一丁目の地下鉄出入口及び丸の内二丁目の地下鉄1番出入口にエレベーターを設置することを求める請願	中区住民	丸の内一丁目の地下鉄出入口及び丸の内二丁目の地下鉄1番出入口にエレベーターを	今後の課題。慎重に審査								保留	土交2013.5.15			

○=賛成 ●=反対 ▲=打切 -=議席なし ×=棄権 / 共:日本共産党 自:自民党 減:減税日本 公:公明党 民:民主党 新:新政会 打:既得権打破の会 名:名古屋市民クラブ 市:市民クラブ 改:地方分権改革会 ク:無所属クラブ
23年30号(番号制度)について、新政会の斎藤議員と加藤議員は棄権、他は不採択でした。

保留の請願 続き

請願番号	請願名	請願者	請願項目	各会派の態度								備考(委員会)		
				共	自	減	公	民	新	打	名			
平成23年 第55号	安心して子どもを産み育てられるよう保育の公的責任の堅持と保育・学童保育施策の拡充を求める請願	愛知保育団体連絡協議会	2 最低基準は、保育の質を向上させる内容に	議会意思確定済みで打切								打切 教子 2013. 5. 13		
			6 学童保育の指導員に対する補助金単価を3倍に	動向を見る										
平成23年 第57号	守山市民病院の存続と充実を求める請願	地域医療を考え守山市民病院を守る会	1 名古屋市直営の総合的な病院として充実を	民間譲渡されたので打ち切り								打切 財福 2013. 5. 15		
			3 救急医療体制の充実を											
平成23年 第58号	守山市民病院の存続と充実を求める請願	地域医療を考え守山市民病院を守る会	1 玄関前にバス停の設置を	-	民間譲渡されたので打ち切り								打切 土交 2013. 5. 15	
			2 バスの運行本数を増やし、病院の受付開始時間に間に合うよう運行開始時刻を早める											
平成23年 第59号	西生涯学習センターにおける指定管理者制度の導入に反対する請願	新日本婦人の会西支部	管理は名古屋市直営で行い、指定管理者制度を導入しない	慎重に審査								保留		
平成23年 第60号	中村生涯学習センターにおける指定管理者制度の導入に反対する請願	新日本婦人の会中村支部	管理は名古屋市の直営で行い、指定管理者制度を導入しない	○	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	打切	
平成23年 第61号	中生涯学習センターにおける指定管理者制度の導入に反対する請願	新日本婦人の会中支部	管理は名古屋市の直営で行う	慎重に審査								保留		
平成23年 第62号	港生涯学習センターの直営を守り、充実させることを求める請願	新日本婦人の会港支部	直営を守り、充実を											
平成23年 第63号	緑生涯学習センターの直営を守り、充実させることを求める請願	新日本婦人の会緑支部	直営を守り、充実を	慎重に審査								保留		
平成23年 第64号	天白生涯学習センターにおける指定管理者制度の導入に反対する請願	新日本婦人の会天白支部	管理は名古屋市の直営で行い、指定管理者制度を導入しない										教子 2013. 5. 13	
平成23年 第65号	北生涯学習センターの直営を守り、充実させることを求める請願	新日本婦人の会北支部	直営を守り、充実を	慎重に審査										
平成23年 第66号	熱田生涯学習センターにおける指定管理者制度の導入に反対する請願	新日本婦人の会熱田支部	管理は名古屋市の直営で行い、指定管理者制度を導入しない	○	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	打切	
平成23年 第67号	中川生涯学習センターにおける指定管理者制度の導入に反対する請願	新日本婦人の会中川支部	管理は名古屋市の直営で行い、指定管理者制度を導入しない	慎重に審査								保留		
平成23年 第68号	生涯学習センターの直営を守り、充実させることを求める請願	新日本婦人の会愛知県本部	生涯学習センターの直営を守り、充実を											
平成23年 第69号	女性会館の存続と充実を求める請願	新日本婦人の会愛知県本部	女性会館を存続し、充実を	慎重に審査									保留	
平成23年 第70号	昭和生涯学習センターにおける指定管理者制度の導入に反対する請願	新日本婦人の会昭和支部	管理は名古屋市の直営で行い、指定管理者制度を導入しない											
平成23年 第71号	守山生涯学習センターの直営を守り、充実させることを求める請願	新日本婦人の会守山支部	管理は名古屋市の直営で行い、充実を	予算で議会意思確定ずみ								財福 2013. 5. 15		
平成23年 第72号	ファーブル号の存続と拡充を求める請願	南区住民	ファーブル号を廃止するのではなく、存続・拡充させる											

○=賛成 ●=反対 ▲=打切 -=議席なし ×=棄権 / 共:日本共産党 自:自民党 減:減税日本 公:公明党 民:民主党 新:新政会
打:既得権打破の会 名:名古屋市民クラブ 市:市民クラブ 改:地方分権改革会 ク:無所属クラブ

保留の請願 続き

請願番号	請願名	請願者	請願項目	各会派の態度								結果	備考(委員会)		
				共	自	減	公	民	新	打	名	市	改		
平成23年第73号	千種生涯学習センターにおける指定管理者制度の導入に反対する請願	新日本婦人の会千種支部	管理は名古屋市の直営で行い、指定管理者制度を導入しない											保留	
平成23年第74号	名東生涯学習センターの直営を守り、充実させることを求める請願	新日本婦人の会名東支部	直営を守り、充実を	○	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	打切	
平成23年第76号	南生涯学習センターの直営を守り、充実させることを求める請願	新日本婦人の会南支部	直営を守り、充実させる												教子 2013. 5.13
平成23年第77号	瑞穂生涯学習センターの直営を守り、充実させることを求める請願	新日本婦人の会瑞穂支部	直営を守り、充実させる											保留	
平成23年第78号	東生涯学習センターの直営を守り、充実させることを求める請願	新日本婦人の会東支部	直営を守り、充実させる												
平成23年第80号	野外学習センターの存続を求める請願	北区住民	野外学習センターを存続する											打切	
平成23年第81号	休養温泉ホーム松ヶ島を存続し、充実させることを求める請願	全日本年金者組合愛知県本部	休養温泉ホーム松ヶ島を存続し、充実させる	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	不採択	財福 2013. 5.15
平成23年第84号	地域巡回バスの利便性向上を求める請願	千種区住民	1 運行時間を午前8時台から広げる 2 運行本数を1時間1本から2本に増を	-										保留	土交 2013. 5.15
平成24年第2号	トワイライトルームの拙速な開始に反対し、学童保育及びトワイライトスクールの拡充を求める請願	名古屋市学童保育連絡協議会	トワイライトルームを拙速に開始せず、学童保育とトワイライトスクールはそれぞれの目的と役割にあわせて拡充を	○	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	打切	教子 2013. 5.13
平成24年第4号	年金の支給開始年齢の引上げをやめることを求める意見書提出に関する請願	全日本年金者組合愛知県本部	年金の支給開始年齢を維持するよう意見書を											保留	財福 2013. 5.15
平成24年第5号	すべての高齢者に月額33000円の年金を支給すること等を求める意見書提出に関する請願	全日本年金者組合愛知県本部	1 すべての高齢者に老齢基礎年金の満額の半額・月額33000円の支給を求める意見書を											保留	財福 2013. 5.15
平成24年第6号	2.5%の年金削減やめることを求める意見書提出に関する請願	全日本年金者組合愛知県本部	2.5%の年金削減をやめる意見書を	○	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	打切	財福 2013. 5.15
平成24年第7号	ゆとりーとラインの大曾根・中志段味系統を延伸すること及びゆとりーとラインに都市計画道路志段味水野線の経由を新設することを求める請願	志段味東学区区政協力委員会委員長	1、高蔵寺までの延伸を 2、都市計画道路志段味水野線を経由する路線の新設を											保留	土交 2013. 5.15
平成24年第9号	名古屋市立特別支援学校の大規模校舎を解消し、障害児教育の充実を求める請願	名古屋市立養護学校の環境充実を求める会	1、大規模校舎の解消へ新たな特別支援学校の建設を 2、守山養護学校の産業科を単独校として他の場所に建設を											保留	教子 2013. 5.13
平成24年第12号	名古屋市議会解散請求に係る署名収集のための受任者名簿を選挙・政治活動に使用しないことを求める請願	市議会リコール解散署名受任者の会	3 市議会解散請求の署名簿・受任者名簿の選挙・政治活動への流用の実態調査及び目的外使用を規制する法整備の意見書を											保留	総環 2013. 5.13

○=賛成 ●=反対 ▲=打切 -=議席なし ×=棄権 / 共:日本共産党 自:自民党 減:減税日本 公:公明党 民:民主党 新:新政会 打:既得権打破の会 名:名古屋市民クラブ 市:市民クラブ 改:地方分権改革会 ク:無所属クラブ

※斎藤まこと議員は委員会では棄権、本会議では不採択に賛成

保留の請願 続き

請願番号	請願名	請願者	請願項目	各会派の態度								結果	備考(委員会)			
				共	減	自	公	民	新	打	名	市	改			
平成24年第15号	保育料を値上げしないことを求める請願	保育をよくするネットワークなごや	保育料を値上げしない											打切	教子 2013. 5. 13	
平成24年第17号	鳴海プールを安価で誰でも利用しやすいプールとして存続させることを求める請願	鳴海プールを存続させる会	名古屋市の責任で、鳴海プールを安価で誰でも利用しやすいプールとして存続させる											保留	教子 2013. 5. 13	
平成24年第22号	子どもたちの豊かな保育所生活と保護者の就労等を最大限保障する保育施策の拡充を求める請願	公立保育園父母の会(10,011名)	3 すべての公立保育所において延長保育事業を実施する											保留	教子 2013. 5. 13	
平成24年第23号	子どもたちが健やかに育つために北区内における延長保育事業実施保育所の拡充、病児デイケア事業の実施及び病後児デイケア事業の拡充を求める請願	北区住民ほか158名	1 北区の延長保育を未実施保育所でも実施を											打切	教子 2013. 5. 13	
			2 北区で病児デイケアの実施を											保留		
平成24年第24号	国民健康保険制度、介護保険制度及び福祉医療制度の改善を求める請願	名古屋の国保と高齢者医療をよくする市民の会(17,169名)	6 障害者及び高齢者に対する福祉医療制度を存続、拡充する											保留	財福 2013. 5. 15	
平成24年第25号	福祉医療制度の改善を求める請願	名古屋の国保と高齢者医療をよくする市民の会(〃)	子ども及びひとり親家庭等に対する福祉医療制度の存続、拡充を											保留	教子 2013. 5. 13	
平成24年第26号	子どもたちが健やかに育つために公的保育制度の堅持を求める請願	天白区住民ほか16,404名	2 公私間格差是正制度を守る											打切	教子 2013. 5. 13	
			3 保護者の経済的負担をふやさない											打切		
			6 環境整備を (2) 建物の耐震化や防災などを											慎重審査のため		
			(3) 公立保育所の駐車場確保を													
			7 学童保育所に助成を (1) 市の責任で土地及び建物を確保し、施設等の修繕を													
			(2) 障害児受入加算を1人ごとに													
			(3) 学童保育指導員の経験加給助成を新設する													
			8 保育制度の充実を (1) 産休あけ・育休あけ入所予約事業実施保育所及び受け入れ定員をふやす											趣旨実現で打ち切り		
			(4) 天白区の午後7時30分までの延長保育実施園ををふやす													
			(5) 障害児保育を充実させる ア 障害児の認定の年齢枠を撤廃する。希望者全員が入所できるよう人的配置及び財政的支援を													
			イ 名古屋市に高等養護学校を新設する													
			ウ あけぼの学園を早急に建てかえる											県の動向を見守り、慎重審査で		
			エ 天白区の原小学校及び原中学校に特別支援学級を新設する													

○=賛成 ●=反対 ▲=打切 —=議席なし ×=棄権 / 共:日本共産党 自:自民党 減:減税日本 公:公明党 民:民主党 新:新政会 打:既得権打破の会 名:名古屋市民クラブ 市:市民クラブ 改:地方分権改革会 ク:無所属クラブ

続き

請願番号	請願名	請願者	請願項目	各会派の態度								結果	備考(委員会)	
				共	自	減	公	民	新	打	名	市	改	
平成24年 第29号	安心して子どもを産み育てられるよう保育の公的責任の堅持と保育・学童保育施策の拡充を求める請願	愛知保育団体連絡協議会 (220, 466名)	1 児童福祉法第24条に基づき、市町村の保育実施義務を果たす	動向を見守る								保留	教子 2013. 5.13	
			2 (前段)待機児童を早急に解消する	動向を見守る								打切		
			3 (3) 保育所運営費補給金制度を堅持・拡充する	議会意思確定済みで打切								保留		
			(4) 保育料の値上げを行わない	動向を見守る								打切		
			(5) 障害のある3歳未満児を受け入れ、障害児保育施策を充実させる	動向を見守る								保留		
			4 保育所の予算を増額する	趣旨実現で打切								保留		
			5 すべての保育所・学童保育所の耐震調査と工事費補助金の交付を。沿岸部の津波対策を	動向を見守る										

○=賛成 ●=反対 ▲=打切 −=議席なし ×=棄権 / 共:日本共産党 自:自民党 減:減税日本 公:公明党 民:民主党 新:新政会
打:既得権打破の会 名:名古屋市民クラブ 市:市民クラブ 改:地方分権改革会 ク:無所属クラブ

陳情新規分 (2月定例会で受理されたもの)

陳情番号	陳情名	陳情者	陳情項目	結果	委員会
平成25年 第1号	横断歩道の前に設置されている車両乗り上げ防止柵の色に関する陳情	天白区住民	車両乗り上げ防止柵を白色にし、視認性を高め、安心、安全な道路環境にする	ききあく	土交 2013. 5.15
平成25年 第2号	本会議傍聴と名古屋フィルハーモニー交響楽団ミニコンサート鑑賞のあり方の見直しを求める陳情	天白区住民	名古屋市会での名フィルミニコンサートの応募条件として、本会議の傍聴をすること	ききあく	総環 2013. 5.13
平成25年 第3号	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)を認めず、障害者福祉を充実させ、福祉労働者の労働条件を改善することを求める陳情	ゆたか福祉会 労働組合 (1, 429名)	1 障害者総合支援法を真に利用者本位の施策に転換するよう国に求める 2 2010年の障害者自立支援法違憲訴訟における基本合意及び障がい者制度改革推進会議総合福祉部会の骨格提言の内容に沿った市独自の施策を 3 非正規雇用ではなく、正規職員の配置を基本とする施策を	ききあく	財福 2013. 5.15

○=賛成 ●=反対 ▲=打切 −=議席なし ×=棄権 / 共:日本共産党 自:自民党 減:減税日本 公:公明党 民:民主党 新:新政会
打:既得権打破の会 名:名古屋市民クラブ 市:市民クラブ 改:地方分権改革会 ク:無所属クラブ

請願・陳情

2013年5月臨時回と6月議会に受理されたもの

受理された請願はなく、陳情14件が受理されました。7月以降の閉会中委員会で審査が行われます。

◆陳情

陳情番号	受理年月日	陳情名	陳情者
平成25年第4号	平成25年5月14日	東京一極集中を排し地方復権を図るため、東京大学の機能、施設等を東北地方に移転することを求める意見書提出に関する陳情	安城市住民

東京は日本の政治、経済、文化の中心であり、現在、首都圏の人口は約3700万人とも言われている。また、東京には中央官庁が存在するとともに、金融やIT企業が集積しあらゆる産業の本社機能が集中している。この現状を打破するため、以前より首都機能移転や地方分権が主張されてきたが、遅々として進んでいない。さらに、世界的に大都市間の競争が叫ばれている中、その競争を勝ち抜く手段として、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催招致運動が展開されていると考える。

このように、国内では依然として首都東京を重視する傾向がある中で、東日本大震災が発生した。東北地方は震災が発生する以前から農林業、漁業が衰退し、過疎化が進んでいたが、その状況に震災が追い打ちをかけ、厳しさを増すばかりである。また、東北地方は気候風土が厳しいこともあり、新しい産業もなかなか生み出されないと思われる。

この現状を打破するためには、明治以来、日本の近代化に貢献してきた東京大学の機能、施設を東北地方に移転し、数十万人の学園都市を創設し、その周辺にベンチャー企業を育てることが肝要である。これらの施策により東北地方に大きな技術革新を生む先端企業の拠点ができると考える。国が東北地方の復興を支える意思をあらわすためには東京大学を東北地方に移転することが最良の方法と思われる。

東京では民間活力が生かされており、平成24年4月に開業した大型複合施設渋谷ヒカリエは開業から約7カ月で約1400万人、同年5月に開業した東京スカイツリータウンは開業から半年で約2792万人の来場者があった。

については、大震災の後遺症に悩む東北地方の復興を進めるため、貴議会が次の事項を内容とする意見書を国に提出されるようお願いする。

1 東京一極集中を排し地方復権を図るため、東京大学の機能、施設等を東北地方に移転すること

陳情番号	受理年月日	陳情名	陳情者
平成25年第5号	平成25年6月17日	違法な臓器生体移植を禁じることを求める陳情	NPO法人日本法輪大法学会

人権は人類の普遍的な価値であり、国境、性別、人種、皮膚の色、宗教信仰や団体を超えたものであることから、日本は中国ないし世界の民主、自由と法治を促進する責任を負っている。

ある調査によると、中国で毎年行われる臓器移植手術の件数は世界第2位であるが、その件数は2000年から著しく増加しており、同じ時期に法輪功に対する迫害が発生した

ことから、臓器移植手術の件数の増加は死刑犯や臓器ドナーの人数の増加が理由ではないと思われる。

カナダの弁護士デービッド・マタス氏とカナダ政府の元高官デービッド・ギルガー氏は、2006年に中国共産党が生きたままの法輪功学習者の臓器を摘出して売買しているという告発について調査を行い、中国で実際に移植された臓器の数量と出所が識別できる臓器の数量との間に著しい相違があることを発見し、その後の調査で、非常に多くの法輪功学習者が殺害され、彼らの臓器がむさぼり取られていることを立証したとされている。

そして、国際連合人権委員会の拷問に関する特別報告官であったマンフレッド・ノワク氏は、デービッド・マタス氏とデービッド・ギルガー氏の調査結果は十分に信用できるとして、その旨を国際連合人権理事会に提出する報告書に記載し、法輪功学習者からの臓器狩り事件に关心を寄せていることを発表するとともに、臓器移植の流れの透明化と違反者の厳重処罰を中国当局に求めたとされているが、同国政府は何も実行していないと思われる。

また、他の調査によると、法輪功学習者は拘留期間中に血液と尿を含めた医療検査を受けさせられており、それは彼らの臓器が健康か否か、臓器移植に適合するか否かを評価するためであると考えられており、2006年に行われた電話調査では、中国の複数の病院が法輪功学習者の臓器を入手し移植できることを表明したとされている。

さらに、米国国务院の2011年人権報告書及び中国問題に関する米国連邦議会・行政府委員会(C E C C)の2012年報告書においては、中国で法輪功学習者と死刑囚の臓器が移植売買に使われていると指摘したとされており、国際社会において、法輪功学習者からの臓器狩り事件に対する注目がふえていると思われる。

日本は、国際人権規約の署名国であり、臓器売買のために宗教犯あるいは政治犯を殺害する行為は、驚惜的かつ容認することができない人権犯罪であることから、我が国の政府と議会は、生きている法輪功学習者から臓器を摘出して売買するという中国共産党の行為を公に非難するとともに、中国当局に法輪功に対する臓器狩りの迫害を直ちに停止するように要求するべきである。また、日本国民を中国共産党の人権暴行の共犯者にさせないために、日本国民が臓器移植の目的で中国に渡航することを禁止するべきである。

については、次の事項の実現をお願いする。

1 名古屋市は管轄下の住民が臓器移植の目的で中国に渡航することを禁止すること。

2 日本国政府に対して、次の事項を強く要求すること。

- (1) 日本国が臓器移植の目的で中国に渡航することを禁止する法律を制定すること。
- (2) 全ての囚人、特に法輪功学習者及び他の宗教、少数民族団体に対する臓器狩りの悪行を直ちに停止するよう中国当局に促すとともに、全ての移植用臓器は明確な書面による同意を得たものでなければならないと要求すること。
- (3) 臓器移植に対して全面的な公開調査を行い、違法に臓器狩りを行う首謀者を起訴するように中国当局に呼びかけること。
- (4) 13年間も続く法輪功に対する臓器狩りの迫害を直ちに終わらせるよう、中国共産党に要求すること。

陳情番号	受理年月日	陳情名	陳情者
平成25年 第6号	平成25年 6月17日	岩城正光副市長を罷免することを求める陳情	岐阜市住民

日本も批准する児童の権利に関する条約には、父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する旨が定められている。いかなる世代の子供にとっても、父親と母親、父性と母性は大切である。子供の健やかな成長を願えば、大人たちが歩み寄り、その父性と母性のバランスができる限り良好に構築することが大切なことは、子供を思う者なら当たり前である。

岩城正光氏を副市長に選んだ理由として、児童虐待問題に精通しているからという報道があった。しかし、私が聞いている以下のような事例を見ると、岩城氏の弁護士としての具体的な仕事は全くその逆で、児童虐待をしているとしか思えない。

1つ目の事例は、離婚問題で、母親による父親との突然の切り離しにより、子供たちが極めて不安定な状況にいる事案で、岩城氏が男性側の代理人になったものの、子供と親との良好な関係を維持、または再構築するための努力は全くと言っていいほどせず、あげくの果てに依頼者に諦めろと迫り、役に立たないわずかな稼働で法外にも80万円を請求し、その後子どもは精神疾患と言わざるを得ない状況に追い込まれたと思われるものである。

2つ目の事例は、夫婦の問題の中で、離婚はまだ考えていない妻が、冷却期間のために子供とともに実家にいるときに、男性側の代理人になっていた岩城氏の指導としか思えない形で、妻をだますかのように子供を夫に連れ出させ、その後、妻に子供とは会わせると言ひながら、もう4年以上も会わせておらず、歩み寄り修復できる家庭を破壊し子供と母親を絶縁状態に追い込み、子供にとって非常に悲しい現状をつくったと思われるものである。

3つ目の事例は、離婚問題の中で、子供と会いたい、子供との良好な関係を維持したいと思う父親に対して、妻側の一方的な言い分をさらに強化し、夫に対して脅迫的な内容証明郵便を送りつけたり、職場に嫌がらせのような電話を再三かけどなったりするなど、副市長に選ばれるにあまりにも品格がないと言わざるを得ないようなことをしたと思われるものである。

4つ目の事例は、離婚訴訟で、相談は複数回行われたものの、実際に調停に同行したのは1回で、依頼者が、岩城氏があまりにも意を酌まず頼うことしてくれないため、契約の解除を申し出たところ、相談を複数回行い、調停に1回同席しただけでは法外と言わざるを得ない150万円を請求し、納得がいかない依頼者が100万円のみを支払うといまだに書類を返さないといった嫌がらせとも取れることをしていると思われるものである。

岩城氏はこれらを事実無根であると弁明したが、私は偽りであると考えており、その罪は大きなものである。一政令指定都市の副市長が平気でうそを言うなど許しがたいことである。

岩城氏は児童虐待に精通しているかのように振る舞いながら、実際の弁護士活動で全く逆であり、人間としての思いやりに欠け 子供に対する配慮が全くできていないと言わざるを得ない。被害者と言わざるを得ない人々が複数存在する岩城氏を副市長にすれば、名古屋市の良識が疑われ、前途が暗いと言わざるを得ない。

ついては、次の事項の実現をお願いする。

1 岩城正光副市長を罷免すること。

陳情番号	受理年月日	陳情名	陳情者
平成25年 第7号	平成25年 6月17日	岩城正光氏に弁護士業務を責任を持って続けさせることを求める陳情	岐阜市住民

次の2点の理由により、岩城正光氏に弁護士業務を続けさせてほしい。

1点目は、岩城氏が抱える案件を責任を持って満了させてほしいということである。

岩城氏は、弁護士として、複数の重大な事案を抱えている。その中で、岩城氏の主導による親子の引き離し、女性への精神的な迫害、契約解除に関する整理未完了などの問題があると考える。

1つ目の案件は、離婚問題の中で、子供と会いたい、子供との良好な関係を維持したいと思う父親に対して、妻側の一方的な言い分をさらに強化し、夫に対して脅迫的な内容証明郵便を送りつけたり、職場に嫌がらせのよど、副市長に選ばれるにあまりにも品格がないとうな電話を再三かけどなったりするなど、副市長と選ばれるにあまりにも品格がないと言わざるを得ないようなことをしたと思われるものである。

この案件については、子供にとって必要な父子関係の回復がしっかりととなされておらず、児童虐待防止を訴えるのであれば、こういった状況の回復のお手本となるような合意形成がなされるまで、岩城氏に弁護士業務をやらせてほしい。岩城氏はきっとやってくれると思う。

2つ目の案件は、夫婦の問題の中で、離婚はまだ考えていない妻が、冷却期間のために子供とともに実家にいるときに、男性側の

代理人になっていた岩城氏の指導としか忠で、妻をだますかのように子供を夫に連れ出させ、その後、妻に子供とは会わせると言ひながら、もう4年以上も会わせておらず、歩み寄り修復できる家庭を破壊し絶縁状態に追い込み、子供にとって非常に悲しい現状をつくったと思われるものである。

この案件については、子供が母と離れて不安定になっているところ、岩城氏が親しい医師と申し合わせたと言われても仕方がないような状況で、子供を障害者に仕立て上げ、投与しなくともいい薬を投与している可能性はあると思われる。子供を障害者に仕立て上げる行為、投薬する行為そのものが児童虐待であると思うが、このようなことをしておきながら、中途半端に弁護士業務をやめられては、破壊された女性の心や子供の心はたまつものではない。

3つ目の案件は、離婚訴訟で、相談は複数回行われたものの、実際に調停に同行したのは1回で、依頼者が、岩城氏があまりにも意を酌まず願うことを行ってくれないため、契約の解除を申し出たところ、相談を複数回行い、調停に1回同席しただけでは法外と言わざるを得ない150万円を請求し、納得がいかない依頼者が100万円のみを支払うといまだに書類を返さないといった嫌がらせとも取れることをしていると思われるものである。

この案件については、問題の整理がついたという報告は受けておらず、しっかりと責任を持って満了させるよう促してほしい。

2点目は、岩城氏に対する懲戒請求、紛議調停の申し立てを複数の被害者がやろうとしているところで逃げるように廃業しないではないということである。

岩城氏に関しては、先の3つの案件に加えて、次のような案件もある。それは、離婚問題で、母親による父親との突然の切り離しにより、子供たちが極めて不安定な状況にいる事案で、岩城氏が男性側の代理人になったものの、子供と親との良好な関係を維持または再構築するための努力は全くと言っていいほどせず、あげくの果てに依頼者に諦めろと迫り、役に立たないわざかな稼働で法外にも80万円を請求し、その後子供は精神疾患と言わざるを得ない状況に追い込まれたと思われるものである。

これらの案件について、懲戒請求や紛議調停の申し立てを検討している矢先に、まるで逃げるように廃業するのではなく、岩城氏に弁護士としての責任をとりきらせてから副市長にするか、あるいは副市長にしても責任はしっかりとさせるかのいずれかを希望する。

ついては、次の事項の実現をお願いする。

1 岩城正光氏に弁護士業務を責任をもって続けさせること。

陳情番号	受理年月日	陳情名	陳情者
平成25年 第8号	平成25年 6月17日	名古屋市とNPO法人CAPNA及びキャブナ弁護団との児童虐待 防止に関する随意契約等の契約を精査することを求める陳情	岐阜市住民

NPO法人CAPNAについては、以下の2点の疑惑があり、名古屋市とCAPNA及びキャブナ弁護団との契約を精査してほしい。

1点目は、CAPNAの方向性が厚生労働省の示す家族再統合に向かっていない可能性があるということである。

私は、愛知県健康福祉部児童家庭課が次のような話をしているとの情報を頂いた。

その情報とは、CAPNAは家族再統合をあまり考えておらず、ある意味時代おくれの考え方をしており、子供を危険から避ければそれでよいという思考は、児童福祉法の法益に合致する部分がほとんどなく、愛知県健康福祉部児童家庭課は、CAPNA及びキャブナ弁護団との協働を解消したいと考えているというものであった。

また、キャブナ弁護団は子供の利益のための専門法律集団ではなく、ほかにも依頼できる弁護士はいるものの、いわゆる顧問料について折り合いがつかないため、今のところキャブナ弁護団に依頼するしか方法がないとのことであった。

厚生労働省は、児童虐待防止や児童の保護に関して、家族再統合を目指すことを求めており、私もそうあるべきだと思う。しかし、CAPNA及びキャブナ弁護団は、法令を駆使して、とにかく親子を切り離すという方向性であるように思われる。

2点目は、多額の委託費、助成金及び寄附金の使途に疑惑が残るということである。

CAPNAは名古屋市及び愛知県より年間700万円から800万円程度の委託費を得ていると思われる。また、助成金や寄附金で年間1400万円を超える収入があると思われるが、その支出には気になる項目がある。

まず、200万円ほどが給与として支出されているが、これは事務局の維持に必要かとも思う。次に、200万円ほどが雑費として支出されているが、これは何なのか。また、200万円ほどが旅費交通費として支出されているが、これほどかかるのか。そして、最も気になるのは240万円ほどが講師謝礼として支出されていることである。無報酬にして、苦しんでいる市民へその分を回すべきであると思う。

以上のように、CAPNAの方向性が厚生労働省の示す家族再統合に向かっていない可能性があり、また、委託費、助成金及び寄附金が山分けされているように見えてしまうことから、名古屋市とCAPNA及びキャブナ弁護団との契約を精査してほしい。

ついては、次の事項の実現をお願いする。

1 名古屋市とNPO法人CAPNA及びキャブナ弁護団との児童虐待防止に関する随意契約等の契約を精査すること。

陳情番号	受理年月日	陳情名	陳情者
平成25年 第9号	平成25年 6月17日	岩城正光氏の副市長選任に同意したことに関して、議会が再検討することを求める陳情	守山区住民

名古屋市副市長の人事案件を議会が同意したことに関して、平成25年5月17日付の横井利明議員のブログの記事を読み、疑問を感じている。

まず、その中には、「東区泉に在住する市民から、「岩城正光弁護士を名古屋市副市長に就任させないことを求める陳情書」が、中

村区香取町に在住する市民から、「岩城正光弁護士を副市長としないようお願いします」という陳情書が、さらに岐阜市に住む市民からも同様の陳情がそれぞれ議長あてに提出された。陳情者は、自民党市議団も訪れたことから、市議団執行部による若干の聞き取りも行っている。陳情書が提出されたばかりであり、その内容がどの程度正確なのか直ちには判断することはできない。」という記載があり、議会の総意としては、おおよそ陳情内容の事実認定ができていないまま、議会の同意がなされたものであると推測される。

次に、「弁護士という仕事の性格上、こういったこともあるのだろうという思いも正直ある。が、弁護士としての資質を疑いかねないかなり厳しい内容となっていることも気がかりだ。」と記されており、これは議員個人の見解でありながら、議会のおおよその意見であるということが容易に想像できる。このように、議員が今回の人事案件に何らかの疑惑を抱いているにもかかわらず、同意に関する投票を行ったことについて、極めて違和感を覚える。

また、記事の中には、「さらに、特命副市長だけ先行して選任することへの抵抗感も根強い。住田副市長退任後の市民税減税を担任する副市長も不在のままであり、児童虐待を専ら所管する副市長だけ先行して選任することは、副市長の事務担任上、著しくバランスを欠くとの意見もある。」との記載もある。特命副市長の人事を先行することは極めて名古屋市政のバランスを欠くものであるという点については、私もおおよそ同意であり、岩城氏が特命副市長としての手腕を発揮し、与えられた特命を遂行する能力があるかも甚だ疑問である。

岩城氏に対しては、インターネット上できまざまな批判がなされている。その真偽に関して担保するものはないが、火のないところに煙は立たないという言葉もあることから、その批判は一定程度事実であると認めざるを得ないと思われる。

確かに、弁護士という職の性格上、依頼者の依頼に応えられなければ、恨みを買うこともあると思う。しかし、岩城氏に関しては、法廷での争いに関する批判があるだけでなく、岩城氏が役員となっていたN P O法人C A P N A及びキヤブナ弁護団が児童虐待の防止を訴える中で、子供を家庭から引き離すことが全てだという主張を繰り返すなど児童福祉法の求める保護法益に合致していないことも明らかになっていると思われる。

その主張を容認していると思われる名古屋市の児童福祉に関する大きな疑問を持たざるを得ないが、さらに、児童虐待防止の専門家として岩城氏を副市長に迎えることは名古屋市が子供を家庭から引き離すことを推奨していることになるのではないかと懸念する。

については、次の事項の実現をお願いする。

- 1 平成25年5月臨時会において、議会が、岩城正光氏に関して提出された陳情書の内容を陳情者及び当事者から確認することなく、一方的に河村たかし市長及び岩城氏の答弁のみを採用して、岩城氏の副市長選任に同意した件を取り消し、陳情者及び当事者へ陳情内容の事実確認を直接行い、人事案を再検討すること。

陳情番号	受理年月日	陳情名	陳情者
平成25年 第10号	平成25年 6月28日	青空駐車取り締まりの改善を求める陳情	天白区住民

天白区には推定1000台もの路上駐車があり、ごみの散乱、交通障害及び治安悪化の原因になっていると考える。

道路交通法違反である駐車禁止場所等での駐車違反は、取り締まりの効果があるため数が少ないとと思われるが、自動車の保管場所の確保等に関する法律の違反は非常に多いと思われ、自動車が駐車され無法状態となっている。

自動車の保管場所の確保等に関する法律第5条では、軽自動車の使用の本拠の位置と保管場所の位置を届け出ることが定められており、同法第11条第2項第1号では、自動車が道路上の同一の場所に引き続き12時間以上駐車することとなるような行為を禁止している。しかし、この甘い法律では、警察現場はお手上げであり、事実上取り締まりが不可能であるから、団地や川の周辺等のあちこちで自動車の保管場所の確保等に関する法律に違反する車が見受けられると考える。

については、貴議会が次の事項を内容とする意見書を警察庁等関係機関へ提出されるようお願いする。

- 1 軽自動車にも自動車保管場・所証明書の取得を義務づけるよう法律を改正すること。
- 2 道路上の同一の場所に引き続き30分以上駐車することとなるような行為を禁止するよう法律を改正すること。

陳情番号	受理年月日	陳情名	陳情者
平成25年 第11号	平成25年 6月28日	天白公園の小池の水を抜かないことを求める陳情	天白区住民

天白公園の大根池の南には周囲約120メートル、深さが平均で約45センチメートルの小池があり、毎年6月に地元のN P Oが水を抜いている。一時の泥んこ遊びのために、水を抜かれた小池は干し上がり、底面が地割れし、生物は皆死んでしまうと思われる。

水を抜く前に、生物を網でくつて保管すると聞いているが、残された小魚、稚魚、卵は全滅してしまうと考えられる。環境局や緑政土木局は、このような大胆な自然破壊を認めないでほしい。

アメンボ、ゲンゴロウ、メダカ、ドジョウ、エビ、ザリガニは、水がなくなり悲しんでいると思う。また、トンボやサギも怒っていると思う。この他は水を抜かなくても浅いので、水遊びは毎日できるし、実際に行われている。

また、この他は、夏になると蒸発によって水位がどんどん下がると思われるため、水不足を大変心配している。

このような水を抜く行為をせず、小池の環境保全のため、夏は水を補充してほしい。

については、次の事項の実現をお願いする。

- 1 天白公園の小池の水を抜かないこと。

陳情番号	受理年月日	陳情名	陳情者
平成25年第12号	平成25年6月28日	子ども青少年局における児童相談所運営に関するキャプナ弁護団との契約について精密な調査を行うこと及び岩城正光副市長を罷免することを求める陳情	南区住民

子ども青少年局が所管する児童相談所には、子ども福祉課及び児童福祉センターが行っている随意契約によって、任意団体であるキャプナ弁護団に所属するとされる弁護士4名が配属されていると思われる。契約書によれば、弁護士の業務は、児童相談所が受けた案件に関して法的な解釈が必要な場合に、担当職員の相談に対して、弁護士の立場から助言を行うこと及び児童相談所長の代理人となり裁判所へ申し立てを行うことであり、民間における顧問契約に似た形態であると考える。

愛知県弁護士会会報の平成18年3月号には、キャプナ弁護団は弁護士有志の集団であり、団員数が100名を超える団体である旨が記載されている。しかし、名古屋市にはキャプナ弁護団全員の名簿は存在しないため、我々市民にとって、キャプナ弁護団は実体なき団体とみなすことができる。子ども青少年局は、行政文書公開請求により、キャプナ弁護団の名古屋市担当弁護士の名簿を提出したが、平成24年12月19日に児童相談所から名古屋家庭裁判所に提出された書類には、名簿に記載されていない弁護士が、副市長である岩城正光氏を始めとして9名記載されている。

つまり、子ども青少年局は、児童相談所の業務において、随意契約を隠れみのにして、案件ごとに契約をし直す二重契約を行い、岩城氏らに業務あっせん等の便宜を図っていると思われる。この行為は、刑法の背任罪または横領罪に当たることが明白であると考える。また、行政と契約関係にない岩城氏が児童相談所の法的業務を行うことが、横領罪に当たるということは、周知のはずである。

副市長の選任は、河村たかし市長の独断に近い形で行われたと伝え聞いている。市長は市民の総体であることから、この選任は、市税を横領したと思われる人物を名古屋市民である私が選任したことにもなり、ざんきにたえない。

については、次の事項の実現をお願いする。

- 1 子ども青少年局における児童相談所運営に関するキャプナ弁護団との契約について、背任及び横領行為に重点をおいた市議会または公平な立場にある第三者機関における精密な調査を行うこと。
- 2 岩城正光副市長を罷免すること。

陳情番号	受理年月日	陳情名	陳情者
平成25年第13号	平成25年6月28日	岩城正光副市長の罷免を求める陳情	東区住民

岩城正光副市長は、私の家事事件の弁護を平成20年8月に受任した弁護士である。岩城氏は、当時10歳と7歳であった私の2人の子供が妻の実家に連れ去られたことに対して、連れ去られたのだから諦めるべきであるとの発言をしたり、名古屋家庭裁判所での調停室で、子供を連れ去られ悲嘆に暮れている私に、自らのスケジュールが記入された手帳を見せ、これほど忙しい弁護士は自分ぐらいであるという弁護とは無関係な発言をしたりするなど、弁護士としての資質を疑う発言を行った。

平成20年10月に、妻に連れ去られた長男と岩城氏の事務所で面会した際、長男が半狂乱になったが、その際立ち会った妻の代理人である弁護士も、長男の様子を見て、強引に父親と引き離したからだと述べた。岩城氏は、当時、NPO法人子どもの虐待防止ネットワーク・あいち(現NPO法人CAPNA)の役員であり、法律の専門家として、また児童虐待問題にかかわる専門家として、児童虐待の防止等に関する法律において愛情を遮断する行為が児童虐待に該当するとされていることを当然知っていたと思われるが、長男が半狂乱になった際及びその後の助言や子供への支援などの対処は一切行わなかった。

また、岩城氏は、長男が半狂乱になった直後に行われた名古屋家庭裁判所における子供との面会交流調停において、私が子供と面会することを諦め、妻が年数回送付する写真だけで我慢するべきであると主張したが、私が裁判官に子供の心身の状態を危惧していること及び親子関係の断絶は子供への愛情を遮断することになる旨を主張したところ、裁判官は、私に子供との面会交流を認めた。岩城氏は、私たち親子の人权を最優先に尊重すべきであるにもかかわらず、弁護士としての職務を放棄したものであると考える。

さらに、岩城氏は、私の家事事件を受任してから面会交流調停までのわずか3回の調停で私から80万円を徴収したが、このうちの30万円は、私が子供と面会できることに対しての成功報酬として請求されたものであった。岩城氏は、私の弁護を全く行っていないにもかかわらず、報酬規程に無知な私を欺き、多額の費用を請求したものであると考える。

また、請求は、岩城氏本人ではなく、事務員に会計事務所の締め切りが迫っているため急いで振り込むようにと電話で伝えさせるものであり、支払いに有無を言わせない態度であった。

岩城氏は、議会が選任の同意をする前に市民から提出された、岩城氏を選任しないことを求める複数の陳情書に記載された事項に対して、河村市長へ事実ではない旨の弁明をしているが、虚偽であると考える。

私は、このように人権を尊重せず、児童虐待の専門家と称しながら目前の虐待行為に何ら対応せず、副市長の選任に当たって虚偽の弁明を行い、自らの利益だけを追求する悪質な岩城氏が、名古屋市の副市長として就任したことは、名古屋市民にとって益もなく、市民の利益を最優先に考えなければならない副市長として不適格であわざるを得ない。

については、名古屋市民の最善の利益のために、次の事項の実現をお願いする。

- 1 岩城正光副市長を罷免すること。

陳情番号	受理年月日	陳情名	陳情者
平成25年第14号	平成25年6月28日	北方領土問題の早期解決のため、日露平和条約の締結交渉中も日露経済協力関係を築く努力をし、経済協力のメンバーに北海道庁を加えることを求める意見書提出に関する陳情	安城市住民

ソ連は太平洋戦争終結直前、日ソ中立条約を無視して一方的に日本に攻め込み、南樺太及び千島列島を占領し、終戦後には強制労働をさせるため多くの日本人捕虜をシベリアに抑留した。

このため多くの国民は、今でもソ連の一連の理不尽な行為に対して反感と不信感を持っていると思われる。また、ソ連崩壊後も飯土問題が足かせになり、経済交流は停滞気味であると思われる。

世界の歴史上、領土紛争が話し合いで解決されることはまれであり、当事国間の外交関係が悪化して国民感情も冷静さを失い、感情に流されて相手の立場を考える思考力がなくなることで戦争が勃発していると思う。

北方領土問題の解決を図るため、日本国内では四島一括返還論、三島返還論、面積等分論などさまざまな案が出ている。しかし、日本からさまざまな提案をして今後も長く交渉するべきか、もしくは妥協して経済的権益を得るべきか、という二者択一ではなく経済交流を先に進め、漁業権などの権益も確保しながら領土交渉を同時に進めるべきである。

そして、北方領土問題を解決するためには、経済的権益の確保に北海道庁を参加させることにより北海道の経済力を高めることが大切であると考える。また、漁業権は東日本大震災で打撃を受けた東北地方の漁業者に与えることが肝要であると思う。

ついては、貴議会が次の事項を内容とする意見書を国に提出されるようお願いする。

1 北方領土問題の早期解決のため、日露平和条約の締結交渉中も日露経済協力関係を築く努力をし、経済協力のメンバーに北海道庁を加えること。

陳情番号	受理年月日	陳情名	陳情者
平成25年第15号	平成25年6月28日	子ども会が実施している集団資源回収の改善等を求める陳情	緑区住民

緑区の子ども会が実施している、古新聞、不要雑誌、段ボール等を集める集団資源回収において、名古屋市屋外広告物条例に違反すると思われる行為があった。それについて助言を行ったが、1年近く改善されていない。また、集団資源回収の実施要綱を緑区区民福祉部民生子ども課が作成したが、地域に徹底されておらず、現時点でもなお名古屋市屋外広告物条例に違反する行為があり、さらに、道路交通法違反により交通事故になりかねない問題もあると思われる。

集団資源回収の実施要綱を地域に徹底させるためには、緑区地域子ども会育成連絡協議会の組織の見直しが必要である。また、同協議会、同協議会事務局及び子ども会の関係の見直しと強化が必要であると考える。

さらに、緑区地域子ども会育成連絡協議会の事務局である緑区区民福祉部民生子ども課の責任範囲、対応力及び指導力に問題があり、子ども青少年局青少年家庭部青少年家庭課の対応にも問題があったため、解決に向かわなかつた。

そのため、緑区地域子ども会育成連絡協議会に関係する職員の専門性を高める必要がある。

ついては、次の事項の実現をお願いする。

1 緑区の子ども会が実施する集団資源回収について、緑区区民福祉部民生子ども課が作成した要綱を徹底させるなど、改善及び見直し等を行うこと。

2 市内全地区の子ども会が実施する集団資源回収について、実態調査を行い、問題がないか等の報告を行うこと。

陳情番号	受理年月日	陳情名	陳情者
平成25年第16号	平成25年6月28日	東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律に関する陳情	311ing

2011年3月1日]の東日本大震災によって、史上最大の恐ろしい原発事故が起こったが、この責任は政府と東京電力にあると考える。日本人は、人類史上初と思われる低線量被曝や長期的な被曝にさらされることとなり、既に現時点でも多くの子供からさまざまな健康被害が報告されている。

現在、福島県民に対する甲状腺スクリーニング検査は順次実施されているが、比較調査などによると、日本各地の子供の甲状腺から結節やのう胞が見つかっている。

さらに、甲状腺以外に心電図の異常波形なども見つかっており、時間の経過によって事態の深刻さは増すばかりである。

国は、東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律の具体化に向け、全力で臨んでほしい。

私たちは、子供たちに対する健康診断の中で、甲状腺がんに特化しない検査体制をとってほしいと望んでいる。

ついては、貴議会が次の事項を内容とする意見書を国に提出されるようお願いする。

1 放射性物質の影響の範囲を正しく把握するため、検査対象地域を拡大し、全国の子供を対象として、少なくとも年1回(福島県民である子供については半年に1回)甲状腺スクリーニング検査を行うこと。

- 1 放射性物質の影響の範囲を正しく把握するため、検査対象地域を拡大し、全国の子供を対象として、少なくとも年1回(福島県民である子供については半年に1回)甲状腺スクリーニング検査を行うこと。
- 2 甲状腺スクリーニング検査で5ミリメートル以下の結節や20ミリメートル以下のう胞が見つかった子供は、半年ごとに経過観察をすること。また、この間隔に関しても再度見直しを行うこと。
- 3 甲状腺スクリーニング検査で異常が見つかった子供に対しては、出身地を限定せず専門医が精密検査、経過観察及び治療を行うことができる体制を整えること。
- 4 5ミリメートル以下の結節や20ミリメートル以下のう胞が見つかった場合も含め、検査内容の詳細を保護者に開示すること。
- 5 甲状腺スクリーニング検査の結果を広く国民に知らせ、政府と国民との間の認識の隔たりがなくなるよう努力すること。
- 6 福島県だけでなく、各都道府県の大規模な病院と連携し、子供に対して甲状腺以外の全身の被曝に関する定期経過観察、健康診断などができるよう体制を整えること。
- 7 体内的被曝量を推測するために子供の尿検査を行うこと。

陳情番号	受理年月日	陳情名	陳情者
平成25年 第17号	平成25年 6月28日	民間保育所に対して、福祉サービス第三者評価を受審させ、 内容を公表することを求める陳情	瑞穂区住民

子ども青少年局が方針を出している公立保育所の民営化について、公立保育所と民間保育所の運営状況、保育内容等が利用者には見えにくいため、公立保育所の民営化について賛否を言えない状況である。そのため、民間保育所に福祉サービス第三者評価を受審させ、その内容を公表することは、利用者にとって保育所の民営化の判断材料の一部になると考える。

公立保育所を民営化する際に委託する法人の決定に当たって、受託価格、保育士数、施設面積等の評価だけでは、保育内容の質を確保することはおろか、現状維持することも難しいと考える。応募した法人が運営する既存の保育所における保育内容もしんしゃくして決定するべきであり、これは利益確保と単なる規模拡大だけを目的に応募することにも役立つと考える。

東京都、横浜市等の他の自治体では、既に福祉サービス第三者評価が制度として実施されており、愛知県下においても安城市、稲沢市、豊川市、瀬戸市等で計画的な受審体制ができていると思われるが、名古屋市の保育所における福祉サービス第三者評価の受審状況は、平成17年以降、通算でわずか9カ所にとどまっている。

名古屋市には福祉サービス第三者評価を民間保育所に受審させる姿勢が見えず、民間保育所の利用者にとって、保育所の質を基準として保育所選びを行うための判断材料が何であるのかが不透明であると思われる。また、民間移管後の新設保育所には、福祉サービス第三者評価の受審を義務化したと聞いているが、受審の方法は明示されていないと思われる。

保育所の質的評価を行うに当たっては、評価機関において、その評価手法、内容等の向上が必要であると考える。利用者が評価を参考にすることができるように、評価機関や評価調査員を育成して、その評価を判断材料として提供する必要があると考える。

については、次の事項の実現をお願いする。

- 1 民間保育所に対して、福祉サービス第三者評価を受審させ、内容を公表すること。

意見書・決議

日本共産党をはじめ各会派から提案された9件について、議会運営委員会理事会で協議が行われ、7件が修正や調整のうえ成立しました。日本共産党の提案した3案件のうち2件が可決しました。無料低額宿泊事業の意見書は、提出者が、以前議会で可決しながら再度出す理由を明確に説明できなかつたため提出できませんでした。

意見書案に対する各会派の態度

意見書案（提案時の件名）	原案提出	各会派の態度						結果
		共	自	減	公	民	新	
南海トラフ巨大地震対策の推進に関する意見書（案）	自民	○	○	○	○	○	○	◎
観光立国の推進に関する意見書（案）	自民	◇	○	○	○	◇	◇	◎
無料低額宿泊事業の適正化に関する法的整備を早急に求める意見書（案）	減税	○	●	○	△	●	●	×
アレルギー疾患対策の法整備に関する意見書（案）	公明	○	○	○	○	○	○	◎
防接種の拡充に関する意見書（案）	公明	◇	○	○	○	○	○	◎
給付型奨学金制度に関する意見書（案）	民主	◇	○	○	○	○	○	◎
憲法第96条の改正に関する意見書（案）	共産	○	●	○	△	○	●	×
風疹の予防接種費用に関する意見書（案）	共産	○	◇	○	△	△	△	◎
原発事故による被害者支援に関する意見書（案）	共産	○	△	○	△	△	△	◎

- ・結果の◎は可決された意見書。×は一致しなかった意見書。意見書名を修正した場合は修正後の件名を掲載。
 - ・議運での態度です。○=賛成 ●=反対 ◇=修正 △=保留。●が1つでもあれば本会議に上程されません。
- (会派名 共：日本共産党 減：減税日本ナゴヤ 自：自民党 公：公明党 民：民主党 新：新政会)

《採択された意見書》

南海トラフ巨大地震対策の推進に関する意見書

国は、東日本大震災で得られたデータを含む最新の科学的知見に基づき、南海トラフ巨大地震の被害想定を発表した。

発表された被害想定によれば、最大クラスの地震・津波が発生した場合、東海、西日本を中心として甚大な被害が想定されるほか、首都圏を始めとした我が国全体の国民生活や経済活動に極めて深刻な影響を与えると想定されている。その一方、耐震化等の防災・減災対策を推進することにより、津波による死者数は最大で9割減少するとともに、資産等の被害額は約170兆円から約80兆円とほぼ半減し、生産やサービスの低下による被害額は約45兆円から約32兆円程度に減少するものと推計している。

これまでにも大規模な地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、大規模地震対策特別措置法や東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法が制定され、地震防災対策が推進されてきているところであるが、南海トラフ巨大地震による甚大な被害が危惧される中、最大クラスの地震・津波から住民の生命、身体及び財産を保護するためには、地域全体が統一的・実効的な対策を推進することなどが喫緊の課題となっており、そのための新たな法整備が必要となっている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、地方公共団体に対するさらなる財政措置を含む南海トラフ巨大地震対策のための新たな法整備を早急に行うよう強く要望する。

観光立国の推進に資するMICE施設整備に関する意見書

世界の観光需要を取り込み、地域経済の活性化、雇用機会の増大などにつなげることは、力強い経済を取り戻すための重要な柱の一つであると言われており、5月に国の観光立国推進ワーキングチームが発表した中間取りまとめによれば、アセアン諸国などへのビザ要件の緩和に加え、都市における国際会議等のM I C E 受け入れ環境

の整備などについても検討を進めることとされている。

MICEの誘致・開催は、海外の人と知恵を我が国に呼び込み、ビジネス機会の創出や地域への大きな経済効果を生み出すほか、都市の競争力・ブランド力を向上させることから、近年、経済成長著しいアジア諸国では、MICEの誘致・開催に国を挙げて取り組んでいる。我が国においても、都市の国際拠点としての魅力を高め、産業競争力を強化するためには、国を挙げた一体的な誘致体制の構築に取り組むとともに、海外と比べておくれが指摘されている会議関連施設等の整備を促進することが求められている。

よって、名古屋市会は、国会が行う会議関連施設等の整備に対し、必要な財政措置を及び政府に対し、地方公共団体が強く要望する。

アレルギー疾患対策の法整備に関する意見書

厚生労働省の報告書によれば、アレルギー疾患は、国民の約2人に1人が罹患していると推定されている。このうち花粉症を含む鼻アレルギー症状は国民の4割以上、アトピー性皮膚炎は約1割に上っており、まさに国民病と言える状況にある。

全国どこでも適切なアレルギー疾患に係る医療が受けられる体制の整備や調査研究の促進、治療薬などの早期承認に向けた環境の整備は、アレルギー疾患患者にとって切なる願いとなっている。

また、近年は児童のアレルギー疾患の増加が指摘されており、平成24年12月には東京都調布市で食物アレルギーのある女児が、アレルギー成分の入った給食を食べて死亡するという痛ましい事故が起こっている。

事故の再発を防止し、アレルギー疾患を有する者が安心して生活できるようにするためには、学校の教職員に対する研修機会を確保するほか、患者や家族の相談体制の整備も必要である。また、アレルギーに詳しい医師や薬剤師、看護師らの医療従事者の育成を初め、栄養士や調理師の育成も促すなど、アレルギー疾患対策をさらに推進しなければならない。

現在、増加するアレルギー疾患を防ぐため、より総合的なアレルギー対策が強く求められており、「アレルギー疾患対策基本法」の制定に向け精力的な検討が行われているところである。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 アレルギー疾患対策の法整備を速やかに行い、より実効性のある対策を進めること。
- 2 学校給食での食物アレルギーの実態調査を早急に実施し、児童・生徒の状況や学校の取り組みを検証した上で今後の対策に反映させること。

予防接種の拡充に関する意見書

国は、厚生労働省厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会が医学的・科学的観点から広く接種を促進していくことが望ましいと提言した7ワクチンのうち、子宮頸がん予防、インフルエンザ菌b型（ヒブ）、小児用肺炎球菌の3ワクチンを本年3月、予防接種法の一部改正により定期接種に追加した。

一方、水痘、おたふく風邪、成人用肺炎球菌及びB型肝炎の4ワクチンについては、さきの予防接種法一部改正案に対する附帯決議において平成25年度末までに定期接種化の結論を得ることについて言及されている。

定期接種となれば、副反応での死亡や重い健康障害が生じた場合も予防接種法による手厚い救済給付を受けることができるようになるため、その意義は極めて大きい。

国民の生命と健康を守る重要な手段である予防接種の定期接種化は、子どもや高齢者を中心に感染症から守り、健やかな育ちや生活を支える上で重要な役割を果たすものである。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 水痘、おたふく風邪、成人用肺炎球菌及びB型肝炎の4ワクチンを定期接種化すること。
- 2 定期接種化に当たり地域格差を生じさせないため、地方公共団体に対する財政措置を講ずること。
- 3 ロタウイルスワクチンについても早期の定期接種化に向けた検討をすること。

給付型奨学金制度に関する意見書

国は、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、公

立高校の授業料を無償化するとともに高等学校等就学支援金を創設して教育に係る家庭の負担を軽減してきた。また、国は経済的な理由により生徒・学生が高校・大学等での修学を断念することなく安心して学べるよう、都道府県及び独立行政法人日本学生支援機構を通じて奨学金事業も実施している。

しかしながら、この奨学金制度は貸与型であるため、貸与終了後の返還が負担となっている。教育費の負担増を恐れ、意欲があるにもかかわらず進学を断念することがあれば、個人としての能力が生かされないだけでなく、社会としても大きな損失であるため、経済的に困難な状況にある生徒・学生に対するさらなる支援が求められている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、経済的に困難な状況にある生徒・学生が安心して学業に専念できる環境を整備するため、給付型奨学金制度を早期に創設するよう強く要望する。

風疹の予防接種費用に関する意見書

風疹は、妊娠初期の女性が感染すると、生まれてくる赤ちゃんに難聴や心疾患、白内障や緑内障などの障害、いわゆる先天性風疹症候群が起こる可能性がある。

赤ちゃんへの影響を広く周知するために、国、地方公共団体、企業が一体となって注意喚起を進めることも重要であるが、社会全体で感染の予防を進めるための予防接種が欠かせない。しかし、予防接種には医療機関により違いがあるが、1人当たり約1万円の費用負担が必要である。市民の負担を軽減し、感染を防ぐために、名古屋市を初め少なくない地方公共団体が妊娠を希望する女性などへの風疹の予防接種に対する費用助成を開始しているものの、さらなる助成の拡大が求められている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、妊娠を希望する女性などへの先天性風疹症候群の発生の予防を目的とする風疹の予防接種を行う地方公共団体に対して必要な財政措置を講ずるよう強く要望する。

原発事故による避難者支援に関する意見書

東京電力福島第一原子力発電所で起きた事故から2年が経過したが、今なお多くの住民が厳しい避難生活を余儀なくされている。

各地方公共団体では、ボランティアの力もかりながら、公営住宅の提供を初め、避難者への支援にそれぞれ取り組んでいる。しかし、国による避難指示等の対象地域に居住していた者における保険料の減免措置に対する国からの財政支援は、平成26年3月までと期限が設けられているなど、地方公共団体においても継続的な支援の見通しが持ちづらいのが現状である。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、全国各地に避難した原発事故避難者への継続的な支援に取り組むよう強く要望する。

《日本共産党の提案で、採択されなかった意見書》

憲法第96条の改定に関する意見書(案)

憲法第96条を改定し、発議要件を各議院の総議員の3分の2以上の賛成から過半数に、引き下げようとする動きがある。

憲法とは、主権者である国民が、その人権を保障するために、国家権力を縛るという考え方につながっていることから、一般的の法律並みに要件を緩和することは、憲法の基本精神を否定するものといわざるをえない。

日本国憲法の改定手続きは、諸外国の憲法と比較して厳しすぎるという主張があるが、法律と同じ要件で改定できる国は、きわめて少数であり、ほとんどの国が法律制定よりも厳しい改正要件を定めている。改正要件の引き下げのみを先行させて改憲を行った国も一つもない。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、発議要件を緩和する憲法第96条の改定は行わないよう、強く要望する。

名古屋港管理組合議会 6月定例会 一般質問ほか（6月11日）

副管理者の位置づけ／国際バルク戦略港湾について／港湾法の改正等を踏まえた名古屋港の防災について



- ① 特別職の職員の給与等の一部改正 及び 職員の退職手当の一部改正について
- ② 国際バルク戦略港湾について
- ③ 港湾法の改正等を踏まえた名古屋港の防災について

第15号議案並びに第16議案について

専任副管理者の給与の基準は何か

【山口議員】管理者は、新しい専任副管理者の推薦について5月14日の記者会見で「地元との各種調整の重要性が増大してきており、また、地方分権の観点からも地元の人才を活用する必要があると判断」したと発言されました。ところが今議会に提案された第15号議案「特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について」第16号議案「職員の退職手当に関する条例の一部改正について」には、地方分権の観点からこれでいいのかと、確かめたい点がいくつかあります。

第一に、専任副管理者の給与を、110万円から92万1千円以内へと大幅に減額することについてです。特別職の給与を減らすことについては私も必要だと考えていますが、そのうえでいくつかうかがいます。

専任副管理者の給与は、その業務と職責に見合う額として決めるのではなく、専任副管理者の経歴によって変えるものなのでしょうか。この給与改定の理由は何ですか。今までの給与は職責に比して過大だったとの評価なのでですか。今後も選任される人物の経歴によって給与を変えていくのでしょうか。

今までの110万円は同じ副管理者である副市

長の給与と同額になるように算定されていました。では今回の92万1千円という金額は、何を基準又は参考にして算定した金額ですか。

関係団体との均衡も考慮し、愛知県の教育長、企業庁長と同等の給与水準

【総務部長】愛知県及び名古屋市と本組合の三者で協議し、職責と関係団体との均衡も考慮し、定めた。愛知県の教育長、企業庁長と同等の給与水準となる。

国から職員を受け入れるために退職金条例をかえるのか

【山口議員】第二に、職員の退職手当に関する条例の一部改正はなぜ必要なのか、という点です。専任副管理者の国からの受け入れをやめるかわりに、新たに部長クラスのポストを新設し、国から職員を迎えるための条例改正との説明を聞きましたが、そういうポストづくりが条例改正の前提と理解していいですか。

わざわざ新たなポストをつくり国からの出向職員を受け入れるのは地方分権の観点に逆行しませんか。しかも「行革」と称して現場の職員は大幅削減を進めながら、新たな管理職ポストを設けるのは、当局提案の行財政計画とも矛盾するのではありませんか。

ちなみに名古屋市では、今回提案されているような一般職の人事交流上の規定はありません。国からの出向職員ゼロで何も問題なく運営されています。国からの職員を受け入れると業務がいまよりも改善されスムーズにいくのですか。なぜいまこの新たな規定を設けるのか。一般論ではない答弁を求めます。

係について、管理者の認識をうかがいたい。



国策に精通した者を職員に迎えることが適切なので退職手当の規定を変える

【総務部長】防災対策や港湾運営の民営化等の重要施策に当たり、実務レベルでの国との緊密な連携が重要なので、国の最新の港湾政策に精通した者を、新たに部長級の職員として迎え入れるために、必要な退職手当の規定を条例で定めるもので、このことが「組織力の向上」につながる。

国の出向受け入れがプラスか（再質問）

【山口議員】地方分権の観点といいながら、一方的に国から職員を受け入れるだけでは、国への従属関係を深めるだけではないでしょうか。実務レベルとはいえ、国との緊密な連携のために新たな部長級ポストを設ける、というが、専任副管よりも現役職員の出向受け入れの方が国との関係でよりプラスになるということなのか。専任副管の職責とはいいったい何なのか、と聞きたくなります。

再度、専任副管の給与の決め方について、管理者の認識をうかがいたい。

地方分権の観点といいながら、この議案と先ほどの答弁では、国との関係をどう変えたいのかよくわかりません。単に県からの天下りポストを増やすための条例改正ではないか、との疑問も消えません。二つの議案についても、地方分権の観点からみてどうなのか、防災問題とあわせて、これから港湾運営、とくに国との関

総合的に勘案（管理者）

【管理者】職責のみならず、他団体との均衡を総合的に勘案して決めた。

【参考資料】特別職の報酬や給与月額

管理者	県知事(98万円)	名古屋市長(50万円)
副管理者	いままで(110万円)	提案(92万1千円)
副知事(111万2千円)	副市長(110万円)	
県教育長(92万1千円)		
県 部長級(54万8千円 9級)		
市 局長級(63万2千円 9級)		
管理組合 部長(51万6700円 8級 9級もあり)		
地域手当 県給与の6.5% 市は給与の10%		
副管の地域手当は市にあわせる		

国際バルク戦略港湾について

港湾法の改正で国際バルク戦略港湾の何が変わることか

【山口議員】港湾法の改正により、国際バルク戦略港湾が「ばら積み貨物の輸入拠点の形成」として法律上も位置づけられました。かといって格段の予算措置がとられたわけではありません。また国会審議でも、このバルク戦略港湾が穀物メジャーをはじめ多国籍化した大企業の支援策に他ならず、新たな税金の浪費につながる大型開発との厳しく指摘されています。そもそも戦略とよべる代物なのか、私には疑問です。今回の港湾法の改正で、国際バルク戦略港湾について何が変わることか、法改正の狙いは何か、管理組合に新たな役割が生じるのか、国庫補助など本港にとっての経済的メリットはあるのか、など選定された港への影響についてまずうかがいます。

大型船活用等で企業間連携を促進する

【企画調整室長】港湾法の一部改正で、一定の要件を満たす港湾を「特定貨物輸入拠点港湾」として指定し、指定された港湾の管理者が作成する計画に基づいた事業者の施設整備への支援や連携を促進する制度の創設等がおこなわれた。

これは本港の国際バルク戦略港湾施策に掲げている「大型船舶の活用等による企業間連携」の促進に資するものであり、今後ともしっかりと取り組んでまいりたい。

2,360億円の整備で物流コストは下がるのか

【山口議員】国際バルク戦略港湾の費用対効果について質問します。

昨年の日本航海学会の講演会で、国際バルク戦略港湾政策の費用対効果を検証したある研究が発表されました。

研究者の問題意識は、「各国際戦略港湾の計画書では、大水深化にともなう港湾設備の整備にかかるコストと、大型船の大量一括輸送によるコスト削減効果の比較による費用対効果が不明」なので、国際バルク戦略港湾政策の効果について「港湾の大水深化による船舶の大型化と、連携港湾を活用した場合の物流コスト（及びCO₂排出量）の削減効果を検証する」点にありました。具体的には鉄鉱石のバルク戦略港湾である千葉県木更津港を対象にした研究です。

その結論だけ紹介します。

木更津港のバルク戦略港湾化による鉄鉱石の輸入に関する物流コストの削減を試算しています。船舶の大型化で運行する船舶数を減らし、寄港回数や航続距離の減少で燃料代も節約でき合計で年間約1,100万USドルのコストが削減できる。さらに連携港湾を活用し、木更津港と名古屋港の連携でプラス240万USドル、合計で年間約1,340万USドルのコスト削減になる。この金額を2010年の1ドル88円の為替レートで計算すると、船舶の大型化で約9億8千万円、連携港湾を活用



した場合で約11億8千万円です。

一方、バルク戦略港湾のための大水深化には木更津港で1,500万m³の浚渫が検討されているがその費用は約600億円になる。その他に荷役設備の拡充・整備の費用も必要になるとしています。つまり年間10億～12億円のコスト削減のために600億円以上の費用をかけることになる。元を取るのに約50年かかります。結論として「今後の国際バルク戦略港湾政策の推進に当たっては費用対効果についての議論が必要であることが明らかとなった」と研究をまとめています。わかりやすい指摘です。

さて名古屋港ではどうでしょうか。

名古屋港でのバルク戦略港湾の整備にかかる費用は、育成プログラムで木更津港とは一桁違う2,360億円と試算されています。その結果、名古屋港が扱う穀物量が160万トンから200万トンへ伸びる、と推計されています。

さて、それでは結果として輸入穀物の物流コストはどれだけ下がるのか。費用対効果が判断できるよう具体的に示してください。

年間で約53億4,000万円の削減効果がある

【企画調整室長】「名古屋港国際バルク戦略港湾の選定に向けた計画書」において、物流コストは、大型船舶の活用や周辺港湾への連携輸送等により、現状と比較して、年間で約53億4,000万円の削減効果があると試算した。

穀物の安定的かつ安価な供給に貢献するとともに、県民・市民の食の安全・安心の確保や国内における産業活動の維持・強化に寄与し、同施策を推進しない場合は、物流コストの増加や穀物の供給不安、背後産業の空洞化等の影響が懸念される。

コスト削減での船舶の最適な船のサイズは

【山口議員】なお、この研究発表のやり取りでは、船舶の大型化にも限界があり、寄港回数の減少は港での倉庫費用など保管費の増加も招く。陸上での保管費等を考慮すると、コスト削減に最適な船の大きさというものを考えなければい

けない、との指摘もありました。

大型化イコール最高のコスト削減とは言い切れないのではありませんか。穀物バルクの輸入コストの削減には最適な船型はどんなサイズなのか、よく検討する必要があると思いますがいかがでしょうか。

ポストパナマックス船への対応を検討する

【企画調整室長】大型船舶による一括大量輸送のスケールメリットを活かすことで、物流コストにおける一定の削減効果がある。トウモロコシをアメリカ中部の穀倉地帯から海上輸送するにあたり、その大半がパナマ運河を経由して輸送されています。現在、同運河の拡張工事が進められており、拡張後は、スケールメリットを活かすために、輸送船舶が大型化すると考える。このため、現時点で、穀物輸送における受け入れ体制が整っていないポストパナマックス船の対応を本港の国際バルク戦略港湾施策の1つとして位置付けている。

元をとるのに40年以上。見直しを（再質問）

【山口議員】削減コストは年間53億4千万円との答弁でしたが、かかる費用は2360億円ですよ。元をとるのに名古屋港でも40年以上かかります。費用対効果からみてどう思いますか。この戦略については費用対効果の観点から見直す必要がありませんか。

バルクについては港湾管理者の役割も重くなります。港湾管理者は施設の建設や維持管理ばかりでなく、財政上のバランスや産業政策にも十分な目配りができなければ務まりません。

国の港湾政策について、費用対効果の観点から見直しを迫るべきだと考えますが、この点は専任副管理者に答弁を求めます。

価格や食の安全・安心、雇用創出等にも資する

【副管理者】コーンスター用のトウモロコシの輸入で、東海地区の港湾とともに全国シェアの7割を占める本港は、国際バルク戦略港湾に穀物で選定されています。この施策の実現に必要

な全体事事業費は、約2,360億円で、そのうち公共事業は851億円、民間事業は1,509億円です。

物流コストの削減効果は、年間で約53億4,000万円。物流コストの削減のみならず、食品・医薬品等の穀物を原材料とする多様な商品の価格に反映されるとともに、食の安全・安心の確保、雇用創出等の地域経済活性化にも資するを考えます。

今後とも、本港の国際競争力強化、ひいては、国際産業ハブ港の実現に向けて、世界の貿易環境や社会経済情勢、また利用者や地域の要請等の本港を取り巻く環境を的確に捉えながら、長期的かつ戦略的な視点に立って、更なる発展と利用の促進を図り、地域産業と県民・市民の暮らしを支えていくことが名古屋港の使命と考えております。

食の安全・安心の確保なら食料の自給率こそ高めるべき（意見）

【山口議員】公共事業851億円、民間事業1509億円とのことだが、民間事業者のかける費用はコスト削減分から控除しなければいけなくなる。価格に反映されるのはコスト削減分ではなくかかった費用ということになりはしないか、かえつて心配が増えました。食の安全・安心の確保とも言われたが、それなら全量を海外に依存していることこそ問題です。穀物をはじめとした食料の自給率こそ高めるべきです。それに逆行するのがTPP、輸入拡大一辺倒の政策がそもそもまちがっていると指摘しておきます。戦略港湾については、後日の特別委員会でも議論させていただきます。

港湾法の改正等を踏まえた 名古屋港の防災について

防潮壁の海側の約1,100事業所、約3万5千人への必要な対策を

【山口議員】この間、南海トラフ巨大地震に関する報告があいつぎました。

5月24日、政府の地震調査委員会は南海トラフを

震源とする巨大地震の発生確率について今後30年以内にM 8以上の地震が起こる確率を60～70%と公表しました。M 9 レベルの発生確率は算出せずとしています。そのM 9 レベルの巨大地震について、5月28日には国の有識者による検討会が南海トラフ巨大地震対策についての最終報告書をまとめました。精度の高い地震予知は困難として、減災対策に重点をおくべきとされました。5月30日の愛知県防災会議では南海トラフ巨大地震の被害想定が市町村別に発表されました。多くが震度7と想定される名古屋港に関する5市町の合計では死者数5,440人、建物の全壊・喪失は8万5,800棟です。名古屋市では想定死者数4600人のうち半数の2300人が浸水・津波によるとされました。被害想定の前提となる防波堤や防潮壁の河川堤防の被害いかんと、犠牲者数は大きく変わってきます。水際対策、港湾での防災・減災対策が多くの人命を左右するといつても過言ではありません。

さてそこで、提案と質問です。

名古屋港管理組合は、国、県、そして各市町それぞれの被害想定と地域防災計画の策定を受けて、そこから自らの防災計画をたてるスタンスを基本としていますが、こうした受け身の姿勢でいいのでしょうか。港湾の防災上必要な課題は名古屋港管理組合から県及び各自治体に提起すべきではありませんか。

具体的には、臨港地区内の労働者等の実態を正確に把握し、その人数に見合う津波避難施設の数を試算して、各自治体に示す必要があるのではないかでしょうか。とくに物流・運送関係の労働者の把握はそれぞれの自治体レベルではなかなか難しいのが実態です。名古屋港では防潮壁の海側で約1,100の事業所があり、約3万5千人の港湾関係者が働いています。業界のみなさんの協力も得ながら、管理組合が率先してまず正確な実態を把握していただきたい。

県や関係市村に意見をいっている

【防災・危機管理担当部長】本組合は「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調

査」検討会に参画し、愛知県及び本港の所在市村に意見を述べています。

また、「名古屋港所在市村防災連携会議」は、津波避難対策について重点課題として取り組み、臨海部立地企業の防災対策の把握に向けたアンケートを実施しました。この中で、中小企業の避難対策の促進の必要性を所在市村と共有し、所在市村と連携しながら、津波避難施設の指定に向けた取組に努めています。

取組の一環として、飛島ふ頭北及び南コンテナターミナル管理棟は、平成25年5月17日に一時避難場所として協定を結んでいます。

民有港湾施設の維持管理状況の把握はどうか

【山口議員】先日成立した改正港湾法では、港湾の防災・減災に関するいくつか新しい事項が盛り込まれました。大規模な地震等により東京湾・大阪湾・伊勢湾の三大湾において、大量の漂流物や護岸の被災等により船舶の入出港が困難となり、湾内の港湾機能が長期間麻痺する恐れがあるとし、必要な対策を国や港湾管理者等が行うようにされました。この改正にもとづく名古屋港及び伊勢湾の防災課題について質問します。

法改正では、港湾施設の適切な維持管理を推進するため、港湾管理者が港湾施設を管理する民間事業者に対し、その施設の維持管理状況について報告を求めるとともに、必要な勧告又は命令ができます。

そこでうかがいます。港湾管理者が新たに維持管理状況をチェックすべきとされた民有港湾施設とは名古屋港では具体的にはどこになるのか、港湾管理者として何をチェックするのでしょうか。

国会審議では、立ち入り調査ができる範囲が護岸だけでは不十分で、コンビナートなど背後地の例えは液状化対策まで点検できるようすべきではないか、との質問に対し、国土交通大臣も前向きな答弁をしています。この点も踏まえて管理組合としてどんな問題意識をもっているのか、お答え下さい。

航路沿いの岸壁や護岸を想定

【防災・危機管理担当部長】民間事業者が管理する港湾施設とは、地震や津波に被災した場合の航路沿いの岸壁や護岸が想定されます。その対象となる港湾施設や点検方法は、現在、国において検討中です。

浮屋根式石油タンクに基準に不適合がある

【山口議員】具体的な問題として一つうかがいます。巨大地震により被害が予想されるものに浮屋根式の巨大石油タンクがあります。タンク容量1万キロリットル以上の巨大タンクで必要な改修が済んでおらず基準に適合していないものが港区内だけでもの空見地区と潮見地区にあわせてまだ3つ残っています。伊勢湾全体ではいくつ残っているのかはわかりませんが、港湾管理者としても危険物タンクの維持管理状況をチェックすべきではありませんか。

また国は、非常災害時に重要な航路においては所有者の承諾なしに漂流物の除去を行うとし、また船舶の退避場所として航路外に必要な泊地を整備できるとしました。しかし新たな浚渫が必要となればその費用や環境への影響も十分に考慮しなければなりません。

消防などと連携しながら対応する

【防災・危機管理担当部長】背後地や巨大石油タンクは、消防など関係部局と連携しながら対応する必要性があると考え、港湾施設の適切な維持管理に努めてまいりたい。

広域的な協議会の範囲などの構想は

【山口議員】さらに災害時の港湾機能維持のために広域的な協議会の設置が法改正で盛り込まれました。伊勢湾の安全を考えた時、四日市のコンビナート群の安全確保は他人ごとではありません。南海トラフの巨大地震と津波による港湾被害への対策は、伊勢湾・三河湾の全体で広域的に検討する必要があります。陸上の防災対策が国から県、県から市町村へと細かく具体化

されていきますが、港湾の備えは逆に広域的に取り組むことが重要になってきます。

この広域的な協議会について、どんな課題を地域的にはどの範囲で設定し、設置する必要があるとお考えでしょうか。

国や関係機関と調整を図りながら連携したい

【防災・危機管理担当部長】大規模災害時における港湾相互の連携のあり方について検討することは、大変重要な課題です。港湾広域防災協議会が三大湾を対象に災害時における港湾機能の維持に関し湾内の港湾相互の連携について協議を行いますが、その連携内容や、連携する港湾の考え方をはじめ、設置に関しては国や関係機関と調整を図りながら連携したい。

名古屋港の防災危険度マップの作成を（再質問）

【山口議員】防災上必要な課題については愛知県及び本港の所在市村に意見を言い、連携して対策を進めているとの答弁でした。みなさんの努力には敬意を表します。でも、もう一歩すすめてほしい。

みなさんの努力、問題意識、努力と改善成果の「見える化」を進めましょう。

名古屋港及び伊勢湾の防災上の課題、対策が必要な港湾施設や危険はどこにあるのか、避難施設の配置状況などを地図におとして誰にでもわかるようにしませんか。港湾の防災上の課題について、関係自治体はじめ議会や県民市民の間でわかりやすく現状認識を共有するために、ハザードマップに準じた「名古屋港及び伊勢湾の防災危険度マップ」の作成を提案したい。

わかりやすい形での情報提供に努めたい

【防災・危機管理担当部長】被害想定は、有識者による「名古屋港管理組合防災計画検討会」において、港湾施設や貨物の取扱状況などを勘案して検討を進めている。

今後は、愛知県が公表予定の被害想定と整合を図りつつ、「名古屋港の防災危険度マップ」も含めて検討し、所在市村や港湾関係者などへ

被害想定や今後の対策について、わかりやすい形での情報提供に努めます。

視覚に訴えるわかりやすい形での情報提供を（意見）

【山口議員】管理組合としても港のどこが危ないのか、どこに逃げればいいのか、県や市村の地域防災計画にとり入れてほしい課題は何か、など視覚に訴えるわかりやすい形での情報提供をよろしくお願ひします。

国の指示・指針待ちをあらためよ

【山口議員】民有港湾施設の維持管理は「国において検討中」との答弁でした。広域的な協議会についても「国や関係機関と調整を図りながら連携してまいりたい」との答弁です。この姿勢が問題です。

国からの指示や指針を待つ受け身の姿勢をあらためるべきです。実は昨日、国土交通省の担当者と交渉する機会があり、私は「航路閉塞を防ぐためには民有港湾施設の液状化対策やコンビナートの危険性についても、港湾管理者がチェックできるように国の指針に盛り込んでほしい」、「広域的な協議体については南海トラフ巨大地震を考えると伊勢湾だけでなく三河湾も一体で考える必要があるのではないか」と述べてきました。管理者からも国に対して指針が出る前に問題提起していただきたい。専任副管も地方分権の観点から新たに選任したこの機会に、国か

らの指示待ち、指針待ちの姿勢をあらためていただきたい。地方分権の観点から国にもっとモノを言うべきと考えますが管理者の認識をうかがいたい。

国との緊密な連携・協力は欠かせない（管理者）

【管理者】名古屋港は日本一の港であり、この地域がものづくり産業の中核として引き続き強く発展するためには、地域の特性・実情にあわせて独自に発展できる仕組みへと港湾管理を変えていくことが不可欠と考えております。

一方で、本港は大規模港湾でもあり、南海トラフの地震対策、防災対策などには、国との緊密な連携・協力は欠かすことができません。

今後は、地方分権と国との連携、双方のバランスを上手く取りつつ、本港の国際競争力の強化はもとより、防災、物流、産業、都市機能の面でも、本港を核とした地域づくりを考えいくことが重要です。

自治体港湾としての自覚をもった取り組みを（意見）

【山口議員】国との連携・協力は否定しませんが、自治体港湾としての自覚をもって、しっかりと取り組んでいただきたい。戦略港湾の問題でも防災対策の問題でも、先手、先手で国に働きかける姿勢を忘れずに港湾運営にあたることを強く要望します。

2013年6月名港議会定例会議案一覧

議案名	名古屋市会選出								県議会選出				結果	備考
	共	自	民	公	減	新	改	ク	自	公	民	日		
特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	専任副管理者を国の出向から県のOBに変え、給与を県に合わせる。110万円→92万1千円に。
職員の退職手当に関する条例の一部改正	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	国や県からの転職者の退職手当を通算で計算できるようにするため。副管理者を県に変えたので、部長級をおうけ入れて人事交流するため。
副管理者の選任	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	国交省の派遣から県のOBに
監査委員の選任（議選）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	会派バランスからやむをえない
監査委員の選任（知選）	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	県の悪政を支えてきた人物
議員派遣	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	必要性もなく、慣例化した海外視察に反対 1、アントワープ港（ベルギー）ゼーブルージュ港（オランダ）に議長が8日間の日程で。 2、海外先進港調査、天津港と水族館、POPOターミナルを7月24日～26日 3、行政調査、石狩新港、小樽港、旭山動物園～8月27日～29日
議長・副議長の選挙	山口清明で投票											可決	副議長では2票獲得。	

○=賛成 ●=反対 ／ 共：日本共産党 自：自民党 民：民主党 公：公明党 減：減税日本 日：日本一愛知の会 新：新政会 改：地方分権改革会 ク：無所属クラブ

閉会中の委員会の概要

第6回今後の高齢者の生きがい施策のあり方検討分科会（3月27日）

敬老バスの経済効果は316億円(2.5倍)

名古屋市のアンケート調査で明らかに

6,000人に調査

平成23年度に実施された事業仕分けで「見直し」の判定を受けた敬老バス制度について、名古屋市は制度に対する意識や利用実態等を調査し、3月27日の「今後の高齢者の生きがい施策のあり方検討分科会」に説明しました。

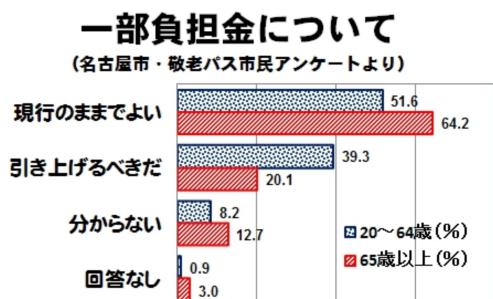
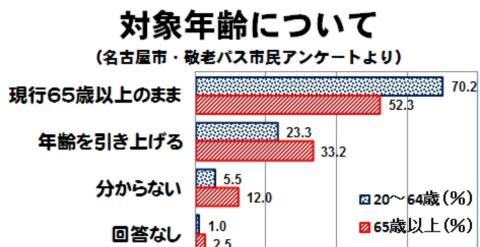
多くの人が現行どおりの交付を求める

アンケートは65歳以上の人と20歳~64歳の人それぞれ3000人を対象に郵送で実施されました。その結果、現行制度のまま65歳以上からの交付を求める人は、若い人で70%、高齢者で52%でした。一部負担金も現行のままでいいという人が高齢者で64%、利用限度額をどうするかについても、67%の高齢者は上げんこのままでいいとの回答でした。

また利用目的の多くは家事や買い物、通院でした。交付を受けない人の理由は、自分で車を運転したり、家族に送ってもらうためという回答でした。

経済効果や社会参加などを検証

アンケート結果とともに、日本能率協会総合研究所が分析した「検証・推計」の速報も示され、アン



調査の概要		
対象	65歳以上	20~64歳
時期	2013年1月9日~23日	
人 数	3,000人	3,000人
有効回収	2,083人	1,304人
(回収率)	(69.4%)	(43.5%)

参考資料

名古屋市敬老バス制度の調査について

(市民アンケート結果に基づく検証・推計)

<速報>

平成25年3月

(株)日本能率協会総合研究所

名古屋市社会福祉審議会の「今後の高齢者の生きがい施策のあり方検討分科会」に提出された、名古屋市の敬老バス市民アンケート結果（左）とその検証結果の推計・速報（上）。

敬老バス市民アンケート結果		
○アンケートの目的 平成23年度に実施された行政評価（外務評価）において、「見直し」の判定を受けた敬老バス制度について、現行の敬老バス制度に対する意識や利用実態を調査し、3月27日開催の「今後の高齢者の生きがい施策のあり方検討分科会」の検討資料とするため実施するもの。		
○調査概要 敬老バス制度に関するアンケート調査の概要は以下のとおりである。		
(1) 調査対象者 65歳以上の方3,000名、20~64歳の方3,000名、合計6,000名を対象とする。		
(2) 調査対象者の抽出方法 住基本台帳に基づく無作為抽出		
(3) 調査方法 郵便配達・郵送回収		
(4) 配布回収結果 高齢者向けアンケートは、対象3,000人に渡り、有効回収数は2,083人であり、有効回収率は69.4%となった。20~64歳の方の内向印アンケートは、対象3,000人に渡り、有効回収数は1,304人であり、有効回収率は43.5%となった。両者を合わせて有効回収率は全体で56.5%である。		
(5) 結果概要 敬老バス制度に関するアンケート調査の概要は以下のとおりである。		

ケート結果をもとにした敬老バスの「効果」の検証が、「社会参加」「健康効果」「経済効果」「環境効果」のそれぞれについての試算が行われました。

検証結果は、敬老バスによって「外出が増える」、「健康に効果」、そして直接的な経済効果は年間316億円になること、さらに自動車利用の削減で「環境効果」はCO₂を年間6500トン削減（杉の木が吸収するCO₂に換算すると46万本分）できることが示されています。

敬老バスの効果（日本能率協会総合研究所）

区分	効果
社会参加効果	敬老バスでの外出 週 1.7回 敬老バスがあることで増えた回数 27.9% バスがないと出かけない高齢者 4万8千人
健康効果	バスによる増加歩行数 1,400歩 (最寄りの駅・バス停まで歩く往復)
経済効果	年間 316億円 (一人平均消費額 4,211円／回 × 利用回数 × 52週 × パス利用人数 × 外出誘発率28%)
環境効果	バスの利用で車利用を控える人 4万人 二酸化炭素 (CO ₂) 削減 6,500トン

総務環境委員会など全委員会で説明（6月28日）

2013年度の事業仕分けは16事業

民間委託や経費削減ばかりが論点でいいのか

6月定例会のすべての委員会審査の中で、2013年度の行政評価の結果と8月実施予定の事業仕分けについて説明がありました。

2200事業の中から271事業を内部評価

内部評価は、名古屋市の事業2200事業のうち、法で義務付けられた業務や庁舎の維持管理、庶務などを除いた1615事業と企業局の65事業、計1680事業の中から、事業費が1000万円以上（昨年は5000万円）で昨年と一昨年に評価表を未作成だった270事業と、必要性がある1事業、企業局の1事業、合わせて272事業で行われ、204件の評価表が作成されました。

11事業の仕分け、1テーマ(5事業)評価

外部評価（仕分け）は、昨年度と今年度の内部評価事業の中から昨年の仕分け事業を除き、市長が必要と判断した16事業が対象になりました。このうち5事業は今回試行されるテーマ型評価で、防災に関する5つの事業をまとめて評価しますが、他の事業評価とは評価区分も変わります。

市民判定員は無作為抽出で選ばれた8000人に案内を送付し、希望があったものから180名を抽選で選出。1班30名で1日2班。3日間毎日交代します。コーディネーターと有識者は2組に分かれて3日間通しで担当します。

詳しくは市のホームページをご覧ください。

【コーディネーター】

井澤知旦（名古屋学院大学経済学部 教授）

加藤栄司（一般社団法人 地域問題研究所 主席研究員）

【有識者】

赤木博文（名城大学都市情報学部 教授）

東 珠実（鳴山大学園大学現代マネジメント学部 教授）

伊藤恭彦（名古屋市立大学大学院人間文化研究科 教授）

志水暎子（名古屋経営短期大学健康福祉学科 教授）

竹内信仁（愛知学院大学総合政策学部 教授）

向井清史（名古屋市立大学大学院経済学研究科 教授）

岡田尚子（ファイナンシャルプランナー おかだなおこライフプラン研究所）

加藤靖慶（株式会社総合経営センター 代表取締役）

小坂英雄（有限会社起業経営研究所 代表取締役）

久野 実（弁護士）

服部千鶴（弁護士）

小木曾保幸（公認会計士）

柘植里恵（公認会計士）

内部評価への意見を

7月からホームページにも内部評価結果が公開されます。外部評価の対象になった事業も含め、市民意見の募集も行われます。

2013年度 外部評価（仕分け）の概要

- ・8月23日（金）24日（土）25日（日）
- ・市役所 本庁舎5階正庁・東庁舎5階大会議室
- ・11事業と1テーマ（5事業）
- ・各2時間。2班体制。各班1日2件。
- ・市の説明20分。有識者の質疑・論点整理90分。市民判定員の評価10分。
- ・1班は1人のコーディネーター、4～5人の有識者と30人の無作為抽出の市民判定員で構成
- ・廃止・撤退、民営化、見直し、継続で判定

外部評価対象事業

事業名	2013年度 予算(千円)	主な論点
1 名古屋まつり負担金	1億1100万円	市内の企業等に協力を働きかけて市の負担軽減を
2 卸売市場（本場・北部市場）の経営管理	30億9900万円	市場内事業者等に全部又は一部を委ね、民間活力の導入を
3 クリエイティブ・デザインシティなごやの推進	867万円	効果が分かりにくい。さらなる民間活力の活用を
4 EXPOエコマナーを活用したC02削減活動の推進	1796万円	2005年愛・地球博の「EXPOエコマナー」に関与が必要か
5 飼犬・飼猫の避妊去勢手術・マイクロチップ装着助成	1507万円	野良猫への対策へ。飼犬・飼猫の避妊去勢手術助成は飼主の責任
6 食品衛生検査所の食品安全・安心学習センター	3817万円	食品衛生検査所の啓発や保健所等の講習会等が重なる
7 子どもあんしん電話相談事業	1580万円	愛知県の小児救急電話相談事業と重複する
8 住情報の提供、相談事業等の実施	1742万円	「住まいの相談コーナー」より専門家の無料相談へいく
9 ふれあい農業	2129万円	市民農園は市の解説運営から、農家への開設支援へ
10 学校体育センター	3277万円	中学校のスポーツ開放等と重複。学校建設予定地として取得した経過も踏まえて検討を
11 見晴台考古資料館	1322万円	発掘調査は市役所に、展示・教育普及事業は博物館に
港防災センター	4250万円	限られた人員・財源の中で、防災意識の浸透、自助・共助の啓発等の手法のあり方を市民目線で検討を
防災組織の運営（各種防災マップの作成等）	2658万円	
くらしの防災セミナー	138万円	
小・中・特別支援学校での防災教育	167万円	
福祉施設職員防災研修	30万円	

テーマ型評価

声明・申し入れ など

3月議会閉会後、6月議会終了までに市議団が行った申し入れや見解、声明、談話などは次の通りです。

- 1 嘱託職員不正採用問題の真相解明のために、百条委員会の設置を求める申し入れ (4月4日)
- 2 5月臨時議会を終えて (声明) (5月17日)
- 3 6月議会を終えて (声明) (7月2日)

嘱託職員不正採用問題の真相解明のために、百条委員会の設置を求める申し入れ

2013年4月4日

名古屋市会議長 藤田和秀 様

日本共産党名古屋市会議員団
団長 わしの 恵子

健康福祉局での嘱託職員不正採用問題について、昨日、市長が委嘱した専門調査委員から中間報告書が提出された。

中間報告書では、市会議員が、特定男性を採用するよう「要請」し、要請を受けた市幹部職員は「圧力を感じた」と認定されている。また、同議員は、別の男性の採用についても依頼し、面接試験において、この男性の評価が上げられていたという新たな事実も確認されている。さらに、同議員は、採用を依頼して「合格」した特定男性を北区に配置するよう指示ないし要請を行い、その男性は北区に配置されたという新たな事実も明らかになった。

これら同議員の「要請」について、中間報告書では、「名古屋市会議員政治倫理綱領第3、1項（4）所定の『特定の者のため、良識を疑われるような取り計らいをしないこと』との規定に反するものと思料される」と指摘されている。また、同議員が、嘱託職員として採用された特定男性から、判明している限りで合計19万円の寄付を受けたことについても、「名古屋市会議員政治倫理綱領第3、1項（2）所定の『政治活動に関して疑惑を受けるおそれのある献金等を受けないこと』との規定に反するものと思われ」との指摘がなされている。

日本共産党名古屋市議団は昨年12月25日、今回の嘱託職員不正採用問題が明らかになった際に、市会議長にたいして、地方自治法第100条にもとづく調査特別委員会など調査・究明する場を設けて、議会としても真相解明に全力をあげるよう申し入れを行い、議会運営委員会理事会での協議の結果、新たな事実が明らかになった場合に、議会の対応を協議することになった。

今回、専門調査委員の調査によって、上述したように、新たな事実が明らかになったことから、真相解明に向けて、本会として下記の対応を講じられるよう申し入れるものである。

記

一、嘱託員不正採用問題をめぐる市会議員の「要請」に係る疑惑の解明など真相究明のために、地方自治法第100条にもとづく調査特別委員会（百条委員会）を設置すること。

5月臨時会を終えて(声明)

2013年5月17日

日本共産党名古屋市会議員団

- ◆ 2日間の会期を終えて5月臨時会が閉会しました。名古屋市市税条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分が全会一致で承認されました。
- ◆副市長と監査委員の選任が行われました。日本共産党名古屋市議団は、河村市長について、「庶民革命」の名で大企業と富裕層への減税を優先する一方で、市民負担を増大させ格差を拡大させる市民いじめの「構造改革」市長と評価しており、その市長を支える副市長であるため反対しました。この人物（岩城正光弁護士）については、副市長としないことを求める陳情も寄せられました。無記名投票が行われた結果、議長を除く74人中、反対票が22票、無効票が9票と、4割以上が副市長人事で岩城氏を副市長とすることに賛成しない結果となりました。監査委員については、わが党を除く自公民の談合による人選であることから反対しました。
- ◆常任委員と特別委員の選任が行われました。わが党議員団からは、総務環境委員に岡田ゆき子議員、財政福祉委員にさはしあこ議員、教育子ども委員にわしの恵子議員、経済水道委員に田口一登議員、都市消防委員に山口清明議員が選任されました。また、大都市制度広域連携促進特別委員に田口議員、防災エネルギー対策特別委員に山口議員、産業・歴史文化・

観光戦略特別委員にさはし議員、都市活力向上特別委員にわしの議員、公社対策特別委員に岡田議員が選任されました。常任委員会では土木交通委員会、特別委員会では安心安全なまちづくり対策特別委員会にわが党から委員を選出させることができません。全常任委員会、全特別委員会にわが党市議団が所属するためには6名以上の議席がどうしても必要です。

- ◆組合議会議員と広域連合議会議員の選挙が行われました。競馬組合議会議員に田口議員、競輪組合議会議員にさはし議員、名古屋港管理組合議会議員に山口議員、愛知県後期高齢者医療広域連合議会議員にわしの議員が選出されました。
- ◆4月の市長選挙で河村市長は前回市長選から23万人以上の票を減らし、逆に革新市政の会は得票を増やしました。日本共産党は、この結果をさらに前進させ、減税よりも市民負担を軽減させる福祉・防災優先の市政のために全力をつくします。

6月議会を終えて（声明）

2013年7月2日

日本共産党名古屋市会議員団

- ◆19日間の会期を終え、名古屋城天守閣の木造復元のための調査費やSLの定期走行のための調査費、グループ実施型家庭保育室設置や、次期総合計画の策定などを内容とする補正予算4件、条例の一部改正および制定15件、一般案件1件、人事案件4件の計24件の議案と7本の意見書および議員派遣2件を可決し、名古屋市会6月定例会が閉会しました。今回の定例会は、河村市長が市長選挙でかかげたマニフェストを具体化する議案や、国が特例期間に公務員給与を削減するよう求めたことによる市職員給与を減額する議案などが審議される議会でした。日本共産党は市民の福祉くらしを優先する立場から4議案には反対し、他の20議案には賛成しました。議員派遣は、姉妹都市交流のための派遣には賛成しましたが、議員の任期中に一度慣例的に海外派遣される議員派遣（今回は8月に欧州視察）については反対しました。日本共産党以外のすべての会派（自民、公明、民主、新政、諸派）は、市長提案のすべてに賛成しました。
- ◆市長選後初の議会であるため、代表質問がおこなわれ、日本共産党から田口一登議員が代表質問にたちました。田口議員は、①敬老バスの堅持、②認可保育所の増設、③国民健康保険料の減免制度、④自然エネルギー・ビジョンの策定、⑤名古屋城天守閣の木造復元、⑥南京市との交流について質問しました。田口議員の質問に対し、河村市長は、敬老バスは「65歳からを堅持したい」と、初めて明言しました。また、名古屋城天守閣の木造復元には400億円の事業費がかかるという試算も明らかにしました。
- ◆わしの恵子議員と岡田ゆき子議員が個人質問にたちました。わしの議員は、大規模工場跡地への巨大パチンコ店出店について質問しました。わしの議員が「大店立地法には抵触するが風営法は問題ないのでパチンコ店というが、交差点の危険性は同じではないか。厳しい条例をつくり、安全を守れ」と求めました。岡田議員は、①生活保護制度の改正等による影響と対応、②市営住宅における高齢者等の交流スペースの確保、③敬老バスの上飯田連絡線への利用拡大について質問しました。岡田議員が「生活保護申請の書類が整わなくても申請を受け付けると認識してよい」と追及し、健康福祉部長は「申請時の書類の提出は、現行の取扱いを変更しない」と答えました。
- ◆国からの要請で、職員給与を臨時に削減する条例改正について、山口議員が議案質疑を行いました。山口議員は「ラスパイレル指数を根拠に給与を引き下げるべきでない」と質したのに対し、市長は「理屈を言ってもわからん。ラスはラスで引き下げる」「明らかに公務員のほうが高いので下げる。これでも不十分」と強弁しました。山口議員は、景気回復は懐をあたためることが必要で、民間と引き下げ競争をしては逆行だと指摘しました。
- ◆職員の不正採用事件に関与したとして幹部職員2名が懲戒免職処分となり、追加提案として市長給与を3か月間半額とする議案が提案され、山口議員が議案質疑にたちました。山口議員が不正採用事件に幹部職員が手を染めた動機を質問すると、市長は「議員からの働きかけがあったということを全員認めている」と答えました。山口議員は、百条委員会の設置と事件の真相究明、疑惑解明に力をつくすことを表明しました。なお、議会開会中に市長から議会に対し、百条委員会の設置と事実究明の申し入れが行われています。
- ◆一般会計補正予算について、さはしあこ議員が反対討論に立ちました。さはし議員は、①名古屋城天守閣木造復元には400億円もかかり必要性も緊急性もない、②あおなみ線でのSL定期走行を前提とした調査は、名古屋市を鉄道の聖地とする歴史的必然性もなく、LRTなど新型交通システムの検討もない調査は都市魅力の向上につながらない、③中京都構想は大企業中心の企業誘致や巨大インフラ整備の促進をめざすもので中京独立戦略本部の運営への支出は認められないと、反対理由を述べました。
- ◆「南海トラフ巨大地震対策の推進」「アレルギー疾患対策の法整備」など7本の意見書が成立しました。日本共産党名古屋市議団は「憲法第96条の改正反対」「風疹の予防接種費用」「原発事故による被害者支援」の3原案を提案し、実現

のために奮闘しました。「風疹…」「原発事故…」は成立しましたが「憲法96条…」は自民と新政が反対に固執し、意見書に実りませんでした。

- ◆「トワイライトルームの拙速な開始に反対し、学童保育及びトワイライトスクールの拡充を求める」請願など所管の常任委員会で「不採択」「審査打ち切り」と議決された8件の請願について、党市議団は異議申し立てしました。また、不採択となった「休養温泉ホーム松ヶ島を存続し充実させることを求める」請願については、不採択に反対の立場から岡田議員が討論をおこないましたが、あらためて本会議で採決され、すべて委員長報告通りとされました。議会へは新たに13件の陳情が提出されました。
- ◆歴史的な選挙は目前です。東京の成果を生かし、国民の所得を奪う政治から増やす政治に転換してくらしを守る、再稼働を許さず原発を廃炉にする、憲法改悪は許さないなど、市民にとって明るい希望のある政治の実現へ力をつくります。

資料

- 資料1 2012年度政務調査費の収支報告と領収書の公開（7月1日）
- 資料2 2013年度の仕分け事業の概要
- 資料3 この間の主な新聞記事

資料1 政務調査費及び政務活動費の収支報告（2012年度）

7月1日に2012度の政務調査費及び政務活動費の収支報告書、および領収書が公開されました。日本共産党名古屋市議団では、収支をすべて明らかにし、市民のみなさんに対して開かれた議会活動に力をつくしています。地方自治法改正に伴い、2013年3月より「政務活動費の使途に関する基本指針」にもとづいて処理しています。そのため2012年4月～2013年2月は「政務調査費」、2013年3月からは政務活動費となっています。

日本共産党名古屋市議団の2012年度の政務調査費及び政務活動費の概要は、次の通りです。

（1）収支の概要

2012年度は支給額30,000,348円（利息含む）にたいし27,692,368円を支出し、執行率は92.3%で、2,307,980円を返還します。

（2）支出の特徴

調査費は、市政に関する市民の声を聞くアンケート活動に大規模に取り組み、5,611通の回答をいただき集計・分析しました。さらに、東京都多摩川河川敷道路、静岡県袋井市の地震津波対策、滋賀県湖南市の市民共同発電所などの視察調査も行いました。その結果、調査費が昨年比で5.6倍となりました。

2012年度 政務調査費収支報告書（日本共産党）
(2012年4月～2013年2月)

(収入の部) (円)	
科 目	収入済額
政務調査費	27,500,000
利 息	348
合 計	27,500,348



2012年度 政務活動費収支報告書（日本共産党）
(2013年3月)

(収入の部) (円)	
科 目	収入済額
政務活動費	2,500,000
利 息	0
合 計	2,500,000

（支出の部） (円)

科 目	決算額	摘要
調査費	2,775,487	大阪市（ピース大阪等）、東京都（多摩川河川道路等）、袋井市（地震津波対策）、湖南市（市民共同発電所）などへの調査活動の交通費等。市政アンケート、ジーチャー（記事検索）利用料など。
研修費	448,510	自治体学校参加費、議員研修会参加費、市区町村議会議員研修会など
会議費	105,520	市政懇談会の会場費、駐車場費、交通費
資料作成費	25,830	議会質問用パネル作成費
資料購入費	885,268	各種新聞、「地方財務辞典」「地方自治関係実務加除」「現代の地方自治」などの書籍・定期雑誌などの購入
広報費	4,877,024	市議団ニュース、市政ニュース、市政報告会、各事務所ニュース（按分）、ホームページWEB更新料、議員発言集など
事務費	3,328,562	市役所議員控室の電話使用料、コピー機・パソコンリース料、コピー用紙、文具など。議員事務所の賃借料（按分）
人件費	12,851,225	事務局員（3人）の給料および社会保険料・労働保険料など事業主負担分
合 計	25,297,456	

（収入支出差引残額）2,202,892円 ※残額は市長に返還しました。

（支出の部） (円)

科 目	決算額	摘要
調査研究費	23,880	女性会館視察、若者雇用就活調査 奨学金問題全国対策会議などの調査活動に伴う交通費など
研修費	1,460	憲法原発問題講演会の参加交通費
広聴広報費	611,998	市政報告会、市議団ニュース、市政黒書発行、市政アンケート結果報告の郵便代、WEB更新料など
要請陳情活動費	0	
会議費	0	
資料作成費	220,500	市政黒書作成
資料購入費	88,052	各種新聞の代金。「六法全書」などの書籍、定期雑誌購入。ジーチャー（記事検索）利用料
事務所・事務費	557,639	議員控室の電話使用料、コピー機・パソコンリース料、コピー用紙、文具。議員事務所の賃借料（按分）
人件費	891,383	事務局員の給料および社会保険料・労働保険料など事業主負担分
合 計	2,394,912	

（収入支出差引残額）105,088円 ※残額は市長に返還しました。

その他の項目は前年度を下回るか同程度でした。広報費として、市議団ニュースを3回発行、議会報告を中心とした市政ニュースを100回発行してきました。市政懇談会を3回開催しました。

(3) さらに制度改革を前進させます

日本共産党名古屋市議団は以前より、自主的に収支報告書、領収書、出納簿などすべてを公開し市民に検証していただきながら有効かつ適切な活用に努めてきました。2011年度分からは、視察・研修費について、より内容がわかるように視察・研修報告書を添付し帳簿と一緒に公開しています。

今後は、政務活動費のさらなる透明化のため、ホームページ上で詳細を公開するなど、引き続き、市民に開かれた市政の実現に全力をあげるものです。

2012年度政務活動費・調査費収支報告書（日本共産党）（2012年4月～2013年3月を合算しました）

(収入の部)		(支出の部)	
科 目	収入額	科 目	決算額
政務活動費	30,000,000	調査研究費	2,799,367
利 息	348	研 修 費	449,970
合 計	30,000,348	広聴広報費	5,489,022
		要請陳情活動費	0
		会 議 費	105,520
		資料作成費	246,330
		資料購入費	973,320
		事務所・事務費	3,886,201
		人 件 費	13,742,638
		合 計	27,692,368

(収入支出差引残額) 2,307,980円 ※残額は市長に返還しました。

2012年度政務活動費(政務調査費を含む)の会派別収支（単位は万円、千円単位を四捨五入）

		自民	減税	公明	民主	新政会	共産	打破	市民	改革	無ク
収入	政務活動費	11,250	12,751	7,200	6,550	3,400	3,000	50	50	50	350
支出	調査研究費	614	214	705	1,285	225	280	10	3	7	3
	研修費	197	508	42	47	33	45	0		5	0
	広聴広報費	1,919	1,227	719	725	124	549	7	9	2	0
	要請陳情活動費	2	0	0	0	0	0	0	0		0
	会議費	42	3	54	38		11	0	0	0	0
	資料作成費	257	42	170	20		25	0	5	0	0
	資料購入費	197	399	294	183	125	97	0		3	0
	事務所・事務費	3,062	2,046	2,223	1,857	862	389	9	10	10	99
	人件費	4,113	1,575	922	2,233	767	1,374	25	0	22	0
	計	10,403	6,014	5,129	6,388	2,136	2,769	50	28	50	102
	返還額	847	6,737	2,071	162	1,264	231		22		248
	返還率(%)	7.5	52.8	28.8	2.5	37.2	7.7	0	44.0	0	70.9

【注】空欄は5000円未満、支出額の合計は必ずしも計と一致しない。打破、市民、改革、無クはいずれも1人会派。無クは12年9月～13年3月、打破、市民、改革は13年3月のみ。

資料2 2013年度仕分け事業の概要

11事業の仕分け、1テーマ(5事業)評価

2013年度事業仕分けは8月に実施予定です。昨年度と今年度の内部評価事業の中から昨年の仕分け事業を除き、市長が必要と判断した16事業が対象になりました。このうち5事業は今回試行されるテーマ型評価で、防災に関する5つの事業をまとめて評価しますが、他の事業評価とは評価区分も変わります。

2013年度 外部評価（仕分け）の概要

- ・8月23日（金）24日（土）25日（日）
- ・市役所 本庁舎5階正庁・東庁舎5階大会議室
- ・11事業と1テーマ（5事業）
- ・各2時間。2班体制。各班1日2件。
- ・市の説明20分。有識者の質疑・論点整理90分。市民判定員の評価10分。
- ・1班は1人のコーディネーター、4~5人の有識者と30人の無作為抽出の市民判定員で構成
- ・廃止・撤退、民営化、見直し、継続で判定

外部評価対象事業

事業名		今年度予算（千円）	選定の主な視点	主な論点
事業との評価	1 名古屋まつり負担金	111,000	施策実現への効果及び官民の適切な役割分担と民間活力の導入	本市の魅力を今以上に発信していくために、これまで以上に名古屋の特色や魅力を生かした企画の検討などを行うとともに、市内の企業等に協力を働きかけることで、まつりの盛り上げを図り、あわせて本市の負担軽減を図っていく必要があるのではないか。
	2 卸売市場の経営管理（本場・北部市場）	3,099,674	官民の適切な役割分担と民間活力の導入	市場の管理業務について、法令等で市が直接行わなければならない業務を除き、市場内事業者等に全部又は一部を委ねるなど、民間活力の導入等を行うべきではないか。
	3 クリエイティブ・デザインシティなごやの推進	8,670	施策実現への効果	施策に対する効果が分かりにくいため、事業の効果を明らかにした上で、さらなる民間活力の活用、市民等への情報発信力の向上方法など、事業のあり方を見直す必要があるのではないか。
	4 CO2削減活動の推進（EXPOエコマナーの活用）	17,961	施策実現への効果	2005年日本国際博覧会（愛・地球博）閉幕後、本市がCO2削減活動の推進の一環として活用している「EXPOエコマナー」について、市内における発行ポイント数及び利用者数に近年伸び悩みが見られるところから、環境にやさしいライフスタイルの実践を効果的に促進するため、EXPOエコマナー事業への本市の関与のあり方を検討する必要があるのではないか。
	5 犬猫の避妊去勢手術・マイクロチップ装着助成（飼犬・飼猫の避妊去勢手術助成）	15,070	施策実現への効果及び市民ニーズの多様化を踏まえた改革	今後一層の効果を上げるには、処分頭数の多くを占める野良猫への対策が必須と考えられることから、飼犬・飼猫の避妊去勢手術助成は本来飼主の責任において実施すべきものとして見直し、野良猫対策へシフトするよう補助のあり方を検討する必要があるのではないか。
	6 食品衛生検査所（食品安全・安心学習センター）	38,177	施策実現への効果	食品衛生検査所では、食品の安全・安心に関する体験型の啓発を実施しているが、一方で、保健所等で消費者・事業者に対する講習会等を行なっており、限られた財源の中、「あれもこれも」ではなく「あれかこれか」という観点から事業の整理を行う必要がある。このことから、食品安全・安心学習センターについては、廃止を含めた見直しを検討する必要があるのではないか。
	7 子どもあんしん電話相談事業	15,804	施策実現への効果	主な論点愛知県が実施する小児救急電話相談事業の実施日が、休日のみから平成24年度より毎日に拡充されており、事業内容・相談時間等が重複することになつたため、本市事業について効率的・効果的な運用となるよう、相談時間などについて、見直しを検討する必要があるのではないか。
	8 住情報の提供、相談事業等の実績	17,420	市民ニーズの多様化を踏まえた改革	「住まいの相談コーナー」における住情報の提供件数は減少傾向にあり、加えて、現在は専門家による様々な無料相談も広く実施されていることから、事業のあり方を検討する必要があるのではないか。
	9 ふれあい農業	21,290	官民の適切な役割分担と民間活力の導入	市が実施主体として市民農園の設置・管理運営を行う手法から、開設支援に力を注ぐことによって、農家が開設をして民間事業者等が管理運営を行うというような「市民農園を開設しやすい環境づくり」にシフトすることを検討する必要があるのではないか。
	10 学校体育センター	32,776	施策実現への効果	学校部活動については近隣の中学校の利用が中心であり、市民のスポーツ施設としては中学校のスポーツ開放等と機能が重複していることなどから、学校建設予定地として土地を取得した経過も踏まえて、施設のあり方について検討する必要があるのではないか。
テーマ型評価	11 見晴台考古資料館	13,224	施策実現への効果	発掘調査については市役所の企画部門と統合するとともに、展示・教育普及事業については集客力のある博物館と統合するなど、効率的・効果的な人員配置・組織運営を図ることで施設の抜本的な見直しを検討する必要があるのではないか。
	1 港防災センター	42,500	防災の自助・共助の力を向上させるための普及啓発、教育等の手法のあり方について	
	2 防災組織の運営（各種防災マップの作成等）	26,580		限られた行政資源（人員・財源）の中で多様な手法を用いて啓発等に取り組んでいるところであるが、今後、より早く防災意識を浸透させ、効果的に自助・共助の力を向上させるための啓発等の手法のあり方について、市民目線で検討する必要があるのではないか。
	3 くらしの防災セミナー	1,383		
	4 小・中・特別支援学校での防災教育	1,674		
	5 福祉施設職員防災研修	300		

外部評価時間割

日	班	時間	事業名	所管局
8月23日 (金曜日)	A	午前10時～	子どもあんしん電話相談事業	子ども青少年局
		港防災センター	消防局	
		防災組織の運営	消防局	
		(各種防災マップの作成等)		
		くらしの防災セミナー	消防局	
		小・中・特別支援学校での防災教育	教育委員会	
		福祉施設職員防災研修	健康福祉局	
	B	午前10時～	見晴台考古資料館	教育委員会
		午後1時～	CO2削減活動の推進(EXPOエコマネーの活用)	環境局
8月24日 (土曜日)	A	午前10時～	食品衛生検査所（食品安全・安心学習センター）	健康福祉局
		午後1時～	卸売市場の経営管理（本部・北部市場）	市民経済局
	B	午前10時～	学校体育センター	教育委員会
		午後1時～	犬猫の避妊去勢手術・マイクロチップ装着助成（飼犬・飼猫の	健康福祉局
8月25日 (日曜日)	A	午前10時～	クリエイティブ・デザインシティなごやの推進	市民経済局
		午後1時～	住情報の提供、相談事業等の実施	住宅都市局
	B	午前10時～	名古屋まつり負担金	総務局
		午後1時～	ふれあい農業	緑政土木局

Aは本庁舎5階正庁 Bは東庁舎5階大会議室

資料3 主な新聞記事

6月4日朝日新聞

4月19日中日新聞夕刊

愛知県、負担案を撤回

名古屋市の四月時点での待機児童数が「目標」と書かれた。保育所に預けた待機児童数は目標(150名)を下回る。横浜市は「目標」を下回る。市待機児童数は、他の横浜市に三百人余。全国の市町二〇一一年四月に平二の差をつけ、二年四百七十五人を記録。二月(平三十一人)まで市は二

名古屋市待機児童299人

4/19 星期(六)

前年比733人減

不正採用 元部長ら懲戒免職

名古屋市
市長「百条委設置を

名古屋市幹部ら3人が嘔吐・水増しし、市内の男性を不正に合格させた不正採用問題で、市は18日、同日付で長(55)と保険年金課長(59)を懲戒免職処分とし、同課係長(33)を停職6ヶ月とする処分を発表した。監督責任を自ら負ったかし市長は自らの給与を3カ月間半減する。

河村市長らが記者会見を開き、処分理由を説明した。部長が採用面接を担当するよう指示し、主導的な役割を担ったとして懲戒免職にした。部長の指揮を受けた幹部は、係長に不正を実行するよう指示した上、自らも面接で便宜を働いたことから部長と同様に懲戒処分とした。答弁を

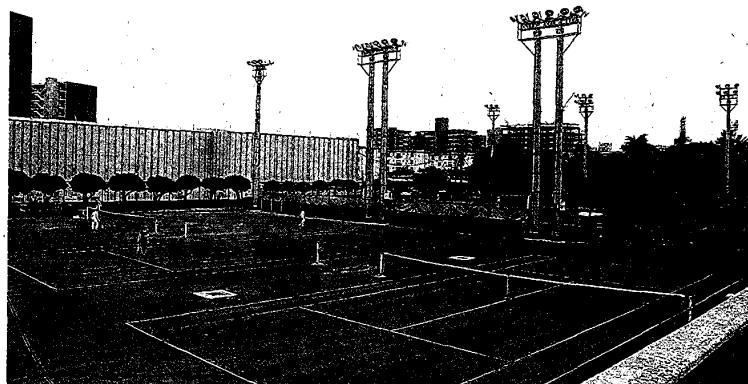
河村氏は「まさに断腸の思い」と痛悔。責任を問うて、市長給与80万円の特別条例が議会で可決後、さいたま3カ月間半を半減する条例を追加提出する。監督責任として市にこれまで積み重ねた中で最も重い処分だといつ。

その他、監督責任は退職した幹部も含め、入会登録料を科す副市長の1ヶ月の3割減を、住田代一前市副市長の3割減と月の3割減(前健保年金)で減免した。給付金の1割削減の処分を科す、それぞれ相当額を自主返納させる。

この問題では、自民党の

6月19日朝日新聞

管理者公募 条例改正案採決へ



名古屋ローンテニス倶楽部が活動拠点としてきた市名城庭球場=北区名城1で

名城庭球場

名城公園にある市名城庭球場（北区名城1）の利用をめぐって、長く活動拠点としている創立百二年の「名古屋ローンテニス倶楽部」が揺れている。市は来年度から指定管理者を公募制にする条例改正案を、開会中の市議会（6月定例会）に提出。可決されれば、特定の団体が優先的に使えるなくなるからだ。倶楽部と市との協議は平行線をたどっている。

（竹田佳彦）

コートは一九六六年（昭和四十一）年、市中心部（現在の県美術館付近）にあった「栄コート」の閉鎖に伴い、整備された。クラブハウス建設やコート増設で協力してきた倶楽部も、拠点を栄から名城に移した。倶楽部は現在、全十五面のうち最大九面を優先的に使用。六百人以上いる会員の会費から年一千万円を投じて、自発的に維持管理してきた。幹部は「手入れはノウハウが必要。コート換市は『これまでの状態を高いレベルに貢献は評価しても現状保てるのはわれわれしは解消すべきだ』との



揺れる「優先利用」

認識を示す。

二〇〇三年には「不正當な状態が続いている」として、倶楽部側に優先利用の解消を要請した。一三年度末で

移転を求めるが、代替地の紹介が条件の倶楽部と見解が分かれ、協議は難航している。

二十八日の市議会教育子ども委員会では、奥村文洋議員（民主）

が「移転先の双方の合意が得られるまでは今

まで通り使えるようになりますべきだ」と発言。

渡辺義郎議員（自民）も「条例の施行日を先延ばしする考えはないのか」と迫った。

倶楽部は取材に対し認めてきた。しかし八年二年に会計検査院に「市から紹介された移転候補地は利用に適さず、十分な広さもない。活動拠点を失うと、市の事業にも貢献できない」。市は「引き続き誠意を持って代替地を紹介していく」と説明する。

され、市議会でも批判と説明する。市議会は七月一日に同委員会で、二日に本会議で条例改正案の可否を採決する。

住民が主人公の市政に 力を合わせてがんばります



(北区)

岡田ゆき子
TEL 915-2705



(西区)

わしの恵子
TEL 532-7965



(港区)

山口きよあき
TEL 651-1002



(緑区)

さはしあこ
TEL 892-5190



(天白区)

田口かずと
TEL 808-8384

ご意見・ご相談はお気軽にどうぞ
日本共産党名古屋市会議員団
〒460-8508
名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市役所内
TEL 052(972)2071 fax 052(972)4190
e-mail dan@n-jcp.jp

名古屋市政資料
2013年5月臨時会
6月議会
No. 179 2013年7月31日
ホームページをご覧下さい
<http://www.n-jcp.jp/>